

# 北上市環境基本計画

—改定版—

ともに育み未来につなぐ

水清く緑あふれる

環境共生都市 きたかみ



平成 29 年 3 月



北 上 市

表紙写真：日本野鳥の会北上

北上市まちづくり部地域づくり課

北上市生活環境部環境課

北上市立博物館

## はじめに



今日の環境問題は、大気汚染や水質汚濁、騒音、悪臭といった身近な生活環境の問題にとどまらず、地球温暖化やオゾン層破壊など地球規模の問題にまで広範囲に及んでいます。

本市では、このような環境問題を克服し、水と緑豊かな環境を守り育てていくために、平成11年に北上市環境を守り育てる基本条例を制定、平成13年には第1次となる北上市環境基本計画を策定し、市民、事業者の皆様とともに環境の保全と創造に関する施策を推進してきました。

しかしながら、地球環境の持続性に関わる問題は日々深刻さを増し、とりわけ地球温暖化問題は一層緊急性を帯びてきています。こうした中、策定から5年が経過し、その間、東日本大震災を契機としたエネルギー施策の転換など、環境を取り巻く状況は大きく変化しています。

環境問題の多くは、日常の生活や事業活動に起因していることから、私たちは生活様式や社会経済活動を根本から見直し、あらゆる側面において環境への配慮を欠かさず、環境保全と経済発展が両立した社会の形成を目指していく必要があります。

本計画では、「ともに育み未来につなぐ 水清く緑あふれる 環境共生都市 きたかみ」を将来の望ましい環境のすがたとして掲げ、市民、事業者、行政が、それぞれの環境への関わりと役割を自覚し、協働して環境の保全と創造に取り組むための施策の方向性を示しています。

今後は、本計画をもとに、環境行政の着実な推進に努めて参りますので、市民、事業者の皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、計画の改定にあたり貴重なご意見やご提言をいただきました市民、事業者の皆様をはじめ、関係各位に対しまして、厚くお礼を申し上げます。

平成 29 年 3 月

北上市長 高橋 敏彦

# 北上市環境基本計画

## - 目 次 -

### 第1章 計画の基本的考え方

第1節	計画改定の趣旨と背景	2
第2節	計画の役割と位置づけ	3
第3節	計画の対象とする環境の範囲	4
第4節	計画の対象地域	4
第5節	計画の期間	4
第6節	市民・事業者・市の役割	5

### 第2章 北上市の概況

第1節	自然特性	
1	位置・地勢	8
2	地形・地質	9
3	気候	9
第2節	社会特性	
1	人口・世帯数	10
2	土地利用	11
3	産業	12
4	交通	13

### 第3章 望ましい環境のすがたと計画の目標

第1節	望ましい環境のすがた	16
第2節	計画の目標	17

## 第4章 環境保全に関する施策の展開

第1節 施策の体系	20
第2節 環境の現況と施策の展開	22
基本目標1 健康で安全・快適に暮らせるまち	
1-1 きれいな水環境を守る	23
1-2 さわやかな空気を守る	29
1-3 まちの静けさを守る	34
1-4 安全な土壌環境を守る	38
1-5 化学物質による環境汚染や健康被害を防止する	41
1-6 快適な生活環境を創る	44
基本目標2 恵み豊かな自然と共に生きるまち	
2-1 豊かな自然環境を保全する	48
2-2 人と自然とのふれあいを推進する	54
基本目標3 環境負荷の少ない循環型のまち	
3-1 3Rを推進する	57
3-2 適正処理を推進する	62
基本目標4 地球の未来を考え行動するまち	
4-1 地球温暖化を防止する	66
4-2 オゾン層保護・酸性雨対策を推進する	71
基本目標5 すべての人が連携して環境づくりに取り組むまち	
5-1 環境教育・学習を推進する	76
5-2 環境の保全と創造に向けた取り組みを推進する	79

## 第5章 計画の実効ある推進のために

第1節 計画の推進体制	84
第2節 計画の進行管理	86

## 資料編

資料1 用語解説(*印のついた用語について解説しています。)	88
資料2 環境指標一覧	94
資料3 環境基準一覧	97
資料4 計画の策定経過と策定組織	105
資料5 北上市環境を守り育てる基本条例	108





# 第1章

第1章では、本計画の趣旨、位置づけなど、  
計画の基本的考え方について示します。



## 第1節

## 計画改定の趣旨と背景

私たちのふるさと北上市は、北上川の悠久な流れと和賀川の清流を中心として美しい田園風景が広がり、東に北上高地、西に奥羽山脈の山々が連なる水と緑豊かな自然に恵まれたまちです。

先人たちは、この豊かな自然の恵みを命の源とし、永い歴史のなかで伝統や優れた文化を創造し、育みながら現代へと継承してきました。

しかしながら、物質的な豊かさや利便性、快適性の追求に重きを置いた、大量生産、大量消費及び大量廃棄を前提とした今日の社会経済活動や生活様式は、身近な地域の環境問題にとどまらず、あらゆる生物の生存基盤である地球環境にまで深刻な影響を与えています。

これらの環境問題を解決し、北上市の自然豊かな環境を後世に引き継いでいくためには、私たちは自然の環境のなかで生かされているということ、また、その環境が人間のみならずすべての生命の母体であることを深く認識し、環境への負荷の少ない社会経済活動や生活様式への転換を図り、持続的発展が可能な社会の構築に努めていく必要があります。

こうしたことから、市では、地域社会を構成するすべての者が相互に協調し、連携を深め、水と緑豊かな北上市の環境を守り育て、将来の世代へと引き継いでいくことを決意し、平成11年12月に「北上市環境を守り育てる基本条例」を制定しました。

また、平成13年9月に北上市環境基本計画（計画期間：平成13～22年度／以下「前計画」という。）を策定し、「みんなで創る 水清く緑あふれる 環境都市 きたかみ」を望ましい環境のすがたとして掲げ、その実現に向け各種の環境施策を展開してきました。その後、計画期間満了に伴い、環境情勢などを考慮しながら、第2次となる北上市環境基本計画（計画期間：平成23年度～32年度／以下「現計画」という。）を平成23年3月に策定しました。

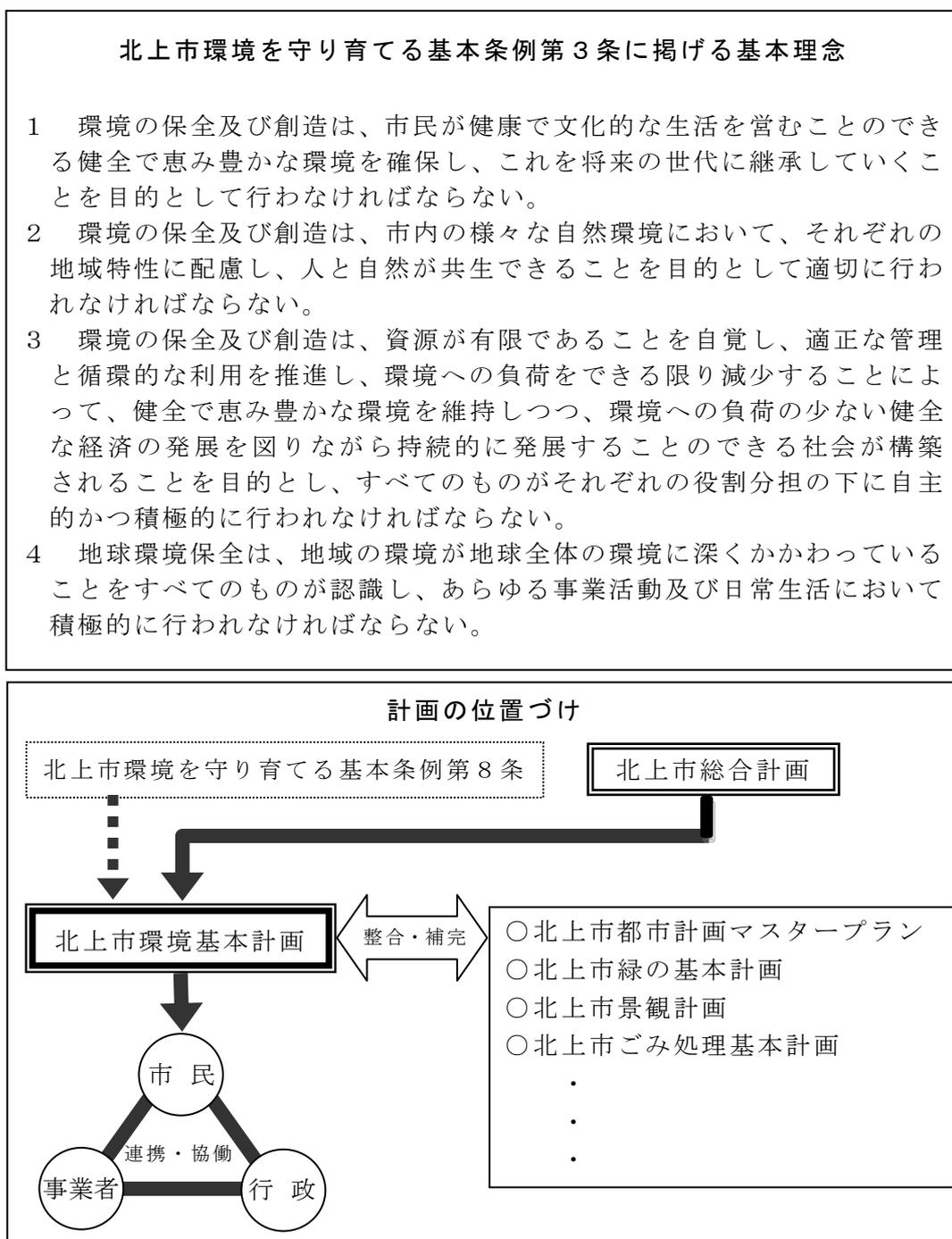
これらの計画に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきましたが、その間も、地球温暖化など地球規模の環境問題が深刻さを増し、低炭素社会\*・循環型社会\*・自然共生社会\*が統合的に構築された持続可能な社会の構築が急務の課題となりました。また、東日本大震災の発生を契機として、エネルギー施策転換の必要に迫られています。

このような環境を取り巻く状況の変化を踏まえ、環境の保全及び創造に関する施策をより一層推進するため、現計画を見直し、改定を行いました。

第2節 計画の役割と位置づけ

本計画は、北上市環境を守り育てる基本条例第3条に掲げる基本理念にのっとり、同条例第8条の規定に基づき策定するもので、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進する役割を担います。

また、環境行政のマスタープランとして、北上市都市計画マスタープラン、北上市緑の基本計画及び北上市ごみ処理基本計画といった各種計画と整合、補完し合いながら、市の最上位計画である北上市総合計画を環境面から支えます。



### 第3節 計画の対象とする環境の範囲

本計画の対象とする環境の範囲を次の4分野に分類します。

区分	環境項目
生活環境	大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、悪臭、地盤沈下 化学物質、身近な緑・水辺、都市アメニティ* など
自然環境	多様な自然、生物の生息・生育環境、自然景観 など
資源循環	廃棄物、リサイクル など
地球環境	地球温暖化、オゾン層*の破壊、酸性雨 など

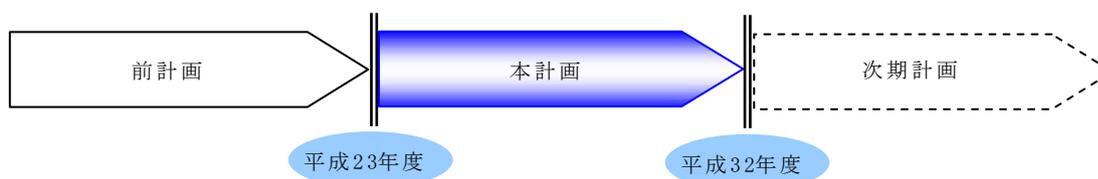
### 第4節 計画の対象地域

本計画は、北上市全域を対象とします。

### 第5節 計画の期間

本計画の期間は、平成23年度から平成32年度（2011～2020年度）の10年間とします。

見直し後の後期計画期間は、平成28年度から平成32年度（2016～2020年度）の5年間とします。



**第6節 市民・事業者・市の役割**

計画の推進にあたっては、市民、事業者及び市の三者が、それぞれの環境への関わりと役割を自覚し、協働して環境の保全及び創造に取り組むことが重要です。

北上市環境を守り育てる基本条例では、各主体の責務について次のように定めています。

**北上市環境を守り育てる基本条例****(市の責務)**

第4条 市は、環境の保全及び創造について、各種施策と調和を図りながら基本的かつ総合的な施策（以下「環境施策」という。）を推進しなければならない。

2 市は、施策を実施するにあたっては、環境の保全及び創造について配慮しなければならない。

**(市民の責務)**

第5条 市民は、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境施策に協力しなければならない。

**(事業者の責務)**

第6条 事業者は、事業活動を行うにあたっては、公害防止及び自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、事業活動に伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境施策に協力しなければならない。

## 第2章

第2章では、本市の自然特性、社会特性について示します。



## 第1節

## 自然特性

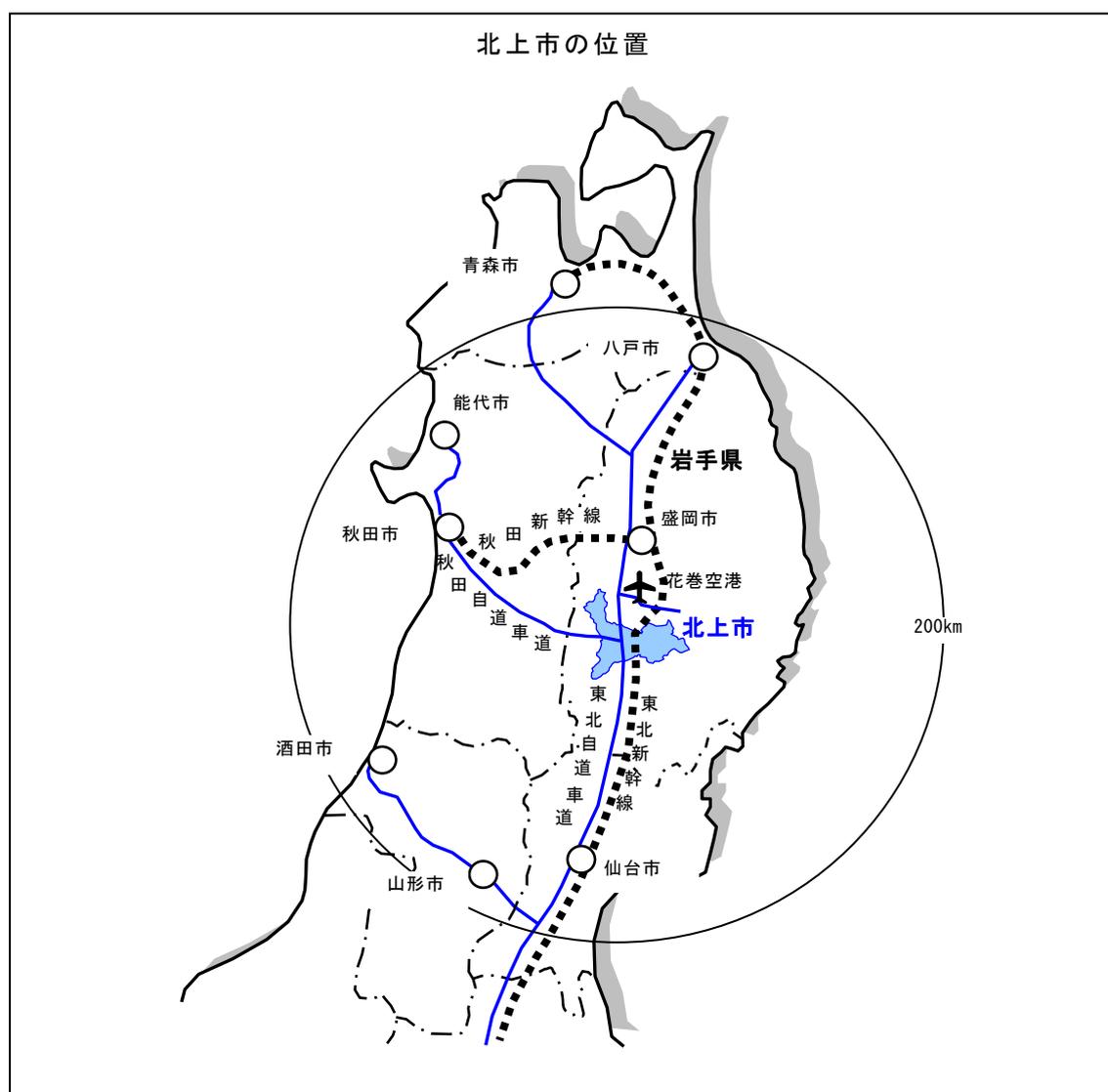
## 1 位置・地勢

北上市は、岩手県の南西部、北上平野の中ほどに位置し、東西38km、南北34kmで総面積437.55km<sup>2</sup>の市域を有しています。

東部には北上高地、西部には奥羽山脈が連なり、夏油温泉周辺は栗駒国定公園の一部となっているなど、緑豊かな自然に囲まれています。

両山地の間に広がる平野部では、市域を南流する北上川に秋田県境付近から東に流れる和賀川が合流し、豊かな水源と肥沃な<sup>ひよく</sup>土壤に恵まれた田園地帯と市街地及び工業団地が開けています。

標高は、平野部で約50～200m、東部の丘陵地では約200～400mとなっています。



## 2 地形・地質

本市の地形・地質は、中央部の北上平野、東部の北上高地及び西部の奥羽山脈とで特徴づけられます。

中央部の北上平野は、北上川及び和賀川流域の自然堤防とその周辺の北上川低地や和賀川低地の南北に位置する尻平川扇状地及び夏油川扇状地からなり、砂・礫・泥またはロームの段丘堆積物や扇状地堆積物が広く分布しています。

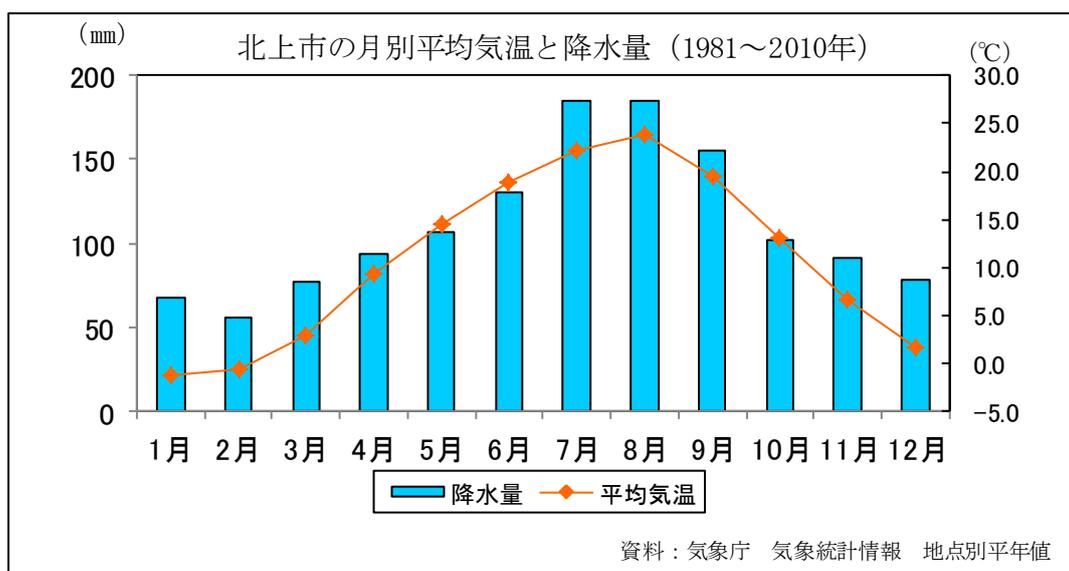
東側の北上高地は、小起伏山地とその南に大起伏丘陵地が広がり、集塊岩及び凝灰角礫岩が広く分布しているほか、所々に砂礫・砂岩・泥岩・珪岩質岩石の互層がみられます。

また、西側の奥羽山脈は、大起伏山地、中起伏山地や火山性の中起伏火山地からなる険しく起伏の大きい山地となっており、集塊岩及び凝灰角礫岩が広く分布しているほか、凝灰石・凝灰角礫岩・シルト岩・泥岩・礫岩の互層などの固結堆積物が東縁部に沿って分布しています。

## 3 気候

本市の気候は、東日本の太平洋側の気候区に属しており、奥羽山脈と北上高地に挟まれ、気温の日較差や年較差が大きいなど、内陸性気候の特徴を呈しており、年平均気温は10.8℃、年間降水量は1,318mm（いずれも1981～2010年平均）となっています。

また、日本海側の気候の影響も受けやすく、冬季は積雪量も比較的多い地域となっています。



第2節

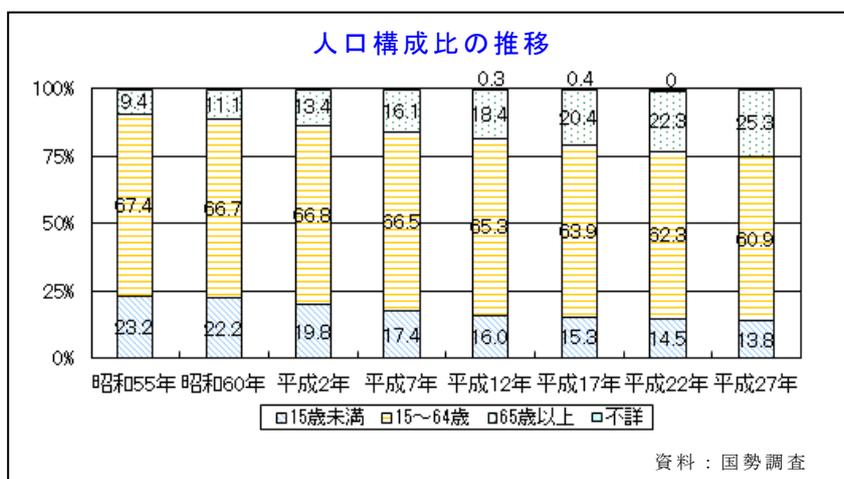
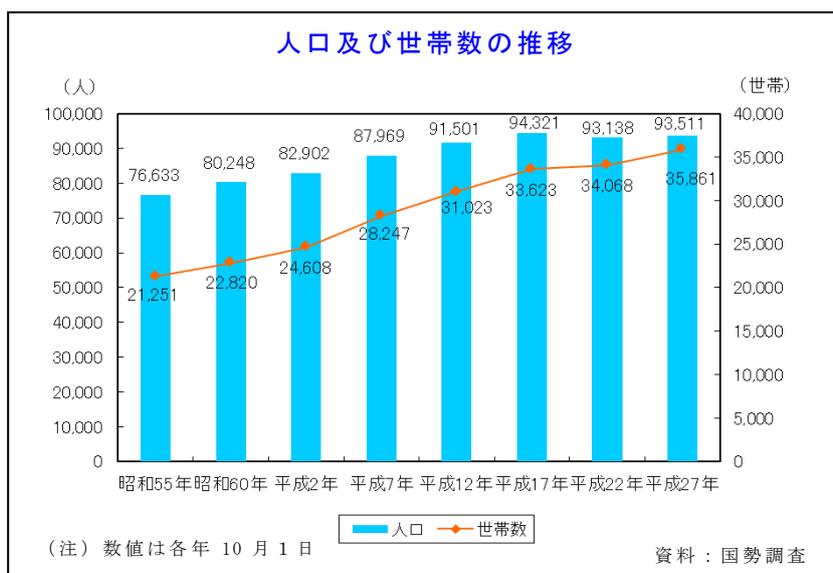
社会特性

1 人口・世帯数

わが国の人口は、平成17年に統計開始以来初めて出生数が死亡数を下回り、人口が減少に転じました。国立社会保障・人口問題研究所の推計では、今後も人口減少が続くと予想されており、わが国は本格的な人口減少社会を迎えています。

本市の人口は、これまで社会増（転入）を主要因として増加傾向で推移してきました。平成27年10月1日現在の人口は93,511人で、前回国勢調査時（平成22年度）に比べ373人増となっておりますが、前々回国勢調査時（平成17年度）よりも少なく、今後減少していくことが予想されます。

また、人口構成の推移を年齢3区分別人口で見ると、年少人口（0～14歳）の減少と老年人口（65歳以上）の増加により、少子高齢化が進行していることが伺えます。



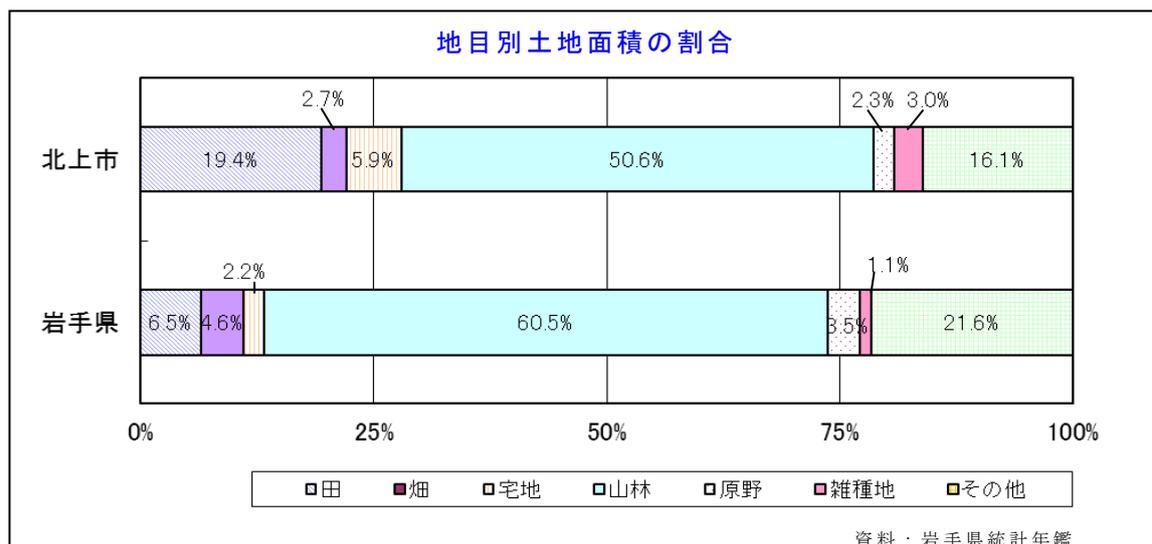
2 土地利用

本市の土地利用の状況は、市域（総面積437.55 km<sup>2</sup>）の約半分（50.6%）を山林が占め、約2割が農地（田19.4%、畑2.7%）となっています。

市街地は国道4号に沿って南北に伸び、西部の平坦部や東部の丘陵地帯には農業集落が形成されています。

市内各所には北上工業団地をはじめとした工業集積地が整備されており、住居系、農業系、工業系の土地利用が近接、混在しています。

また、市域の約4割が都市計画区域\*、約5割が農業振興地域\*として指定されていますが、中心市街地では空き店舗が目立つなど空洞化が見られる一方で、郊外では大規模小売店の進出等により市街化が進み、自然環境の破壊や農地の減少などが懸念されており、適切な規制・誘導による計画的な土地利用が求められます。



**都市計画区域**  
(平成27年4月1日現在)

	面積 (ha)
行政区域	43,755
都市計画区域	18,205
用途地域	2,307
住居系用途	1,176
商業系用途	154
工業系用途	926
用途地域外	13,642

資料：北上市都市整備部都市計画課

**農業振興地域**  
(平成28年3月31日現在)

	面積 (ha)
行政区域	43,755
農業振興地域	22,854
農用地区域	8,253
農振白地区域	14,601

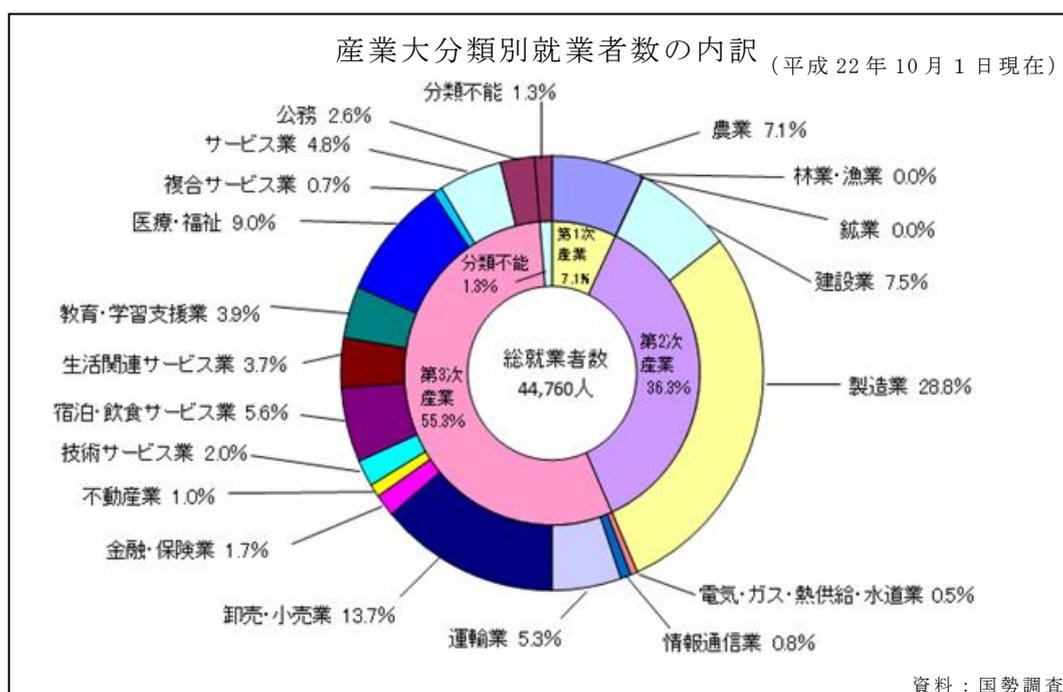
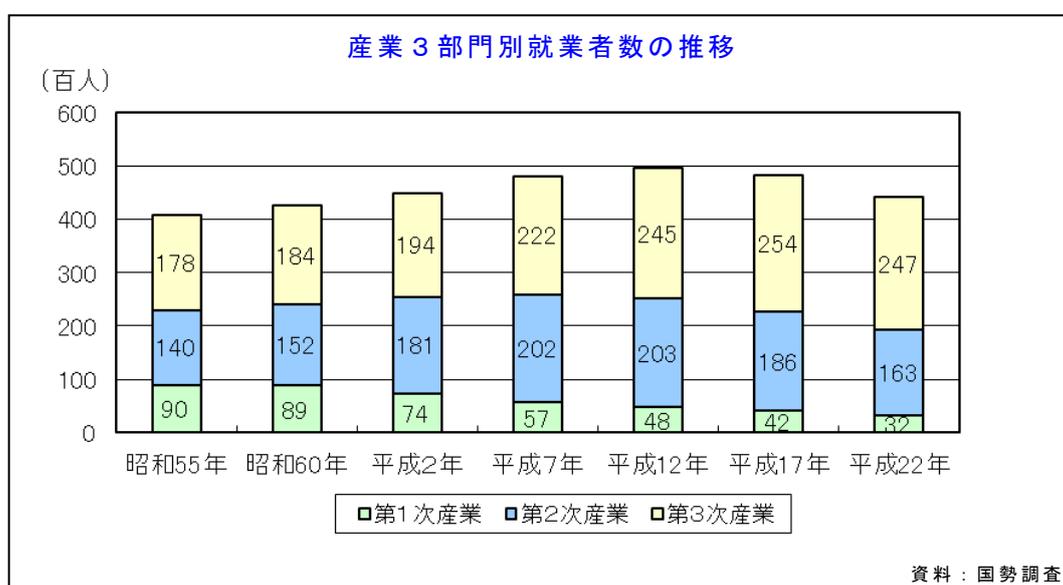
資料：北上市農林部農林企画課

3 産業

就業者の総数は、平成12年の国勢調査までは増加傾向で推移してきましたが、平成17年の国勢調査では減少に転じました。

産業3部門別の就業者数は、第3次産業の比率が最も高く55.3%、ついで第2次産業が36.3%、第1次産業が7.1%となっており、第3次産業の比率が増大する一方で第1次産業の比率が減少を続けています。

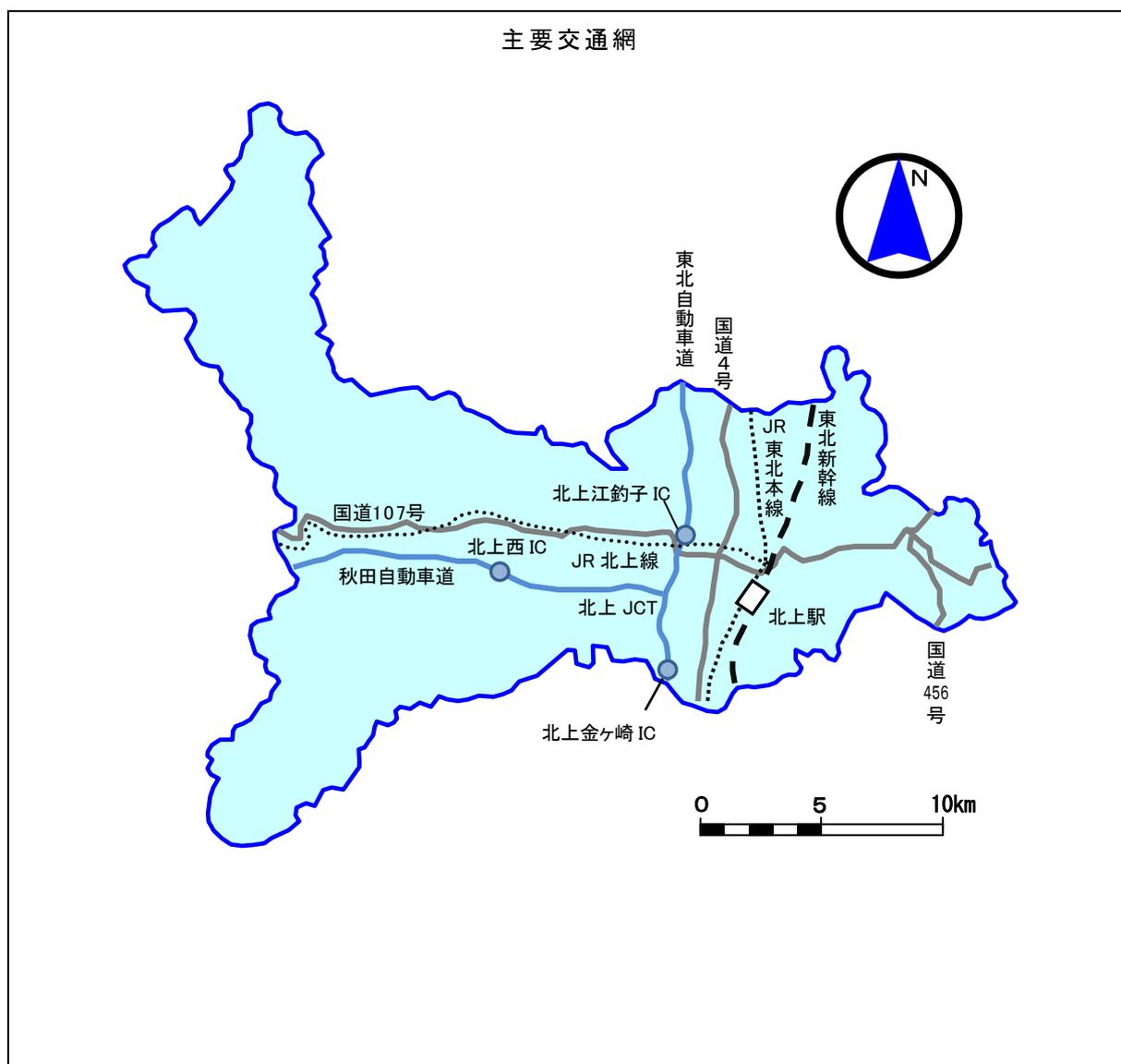
また、産業大分類別でみると、製造業の就業者比率が28.8%で、岩手県全体の比率(15.5%)に比べると高く、工業都市である本市の大きな特徴となっています。



#### 4 交通

本市は、古くから交通の要衝として栄えてきた地域で、国道4号及びJR東北本線が市域を南北に貫き、国道107号、JR北上線が東西に走っています。

さらに、東北新幹線（昭和57年開業）、東北縦貫自動車道（昭和52年開通）や東北横断自動車道釜石秋田線（平成9年開通）など高速交通体系が整備され、首都圏と2時間30分、日本海とは1時間30分で結ばれるなど「北東北の十字路」として利便性が高くなっています。



# 第3章

第3章では、本市が目指す望ましい環境のすがたと5つの基本目標を示します。



第1節

望ましい環境のすがた

本計画が目指す北上市の望ましい環境のすがたを、次のとおり定めます。

ともに育み未来につなぐ 水清く緑あふれる 環境共生都市 きたかみ

本市の最上位計画である北上市総合計画では、市民、事業者及び行政が連携と協働のもとに、活力と活気あふれるまちづくりを展開することとし「自ら創造し、いきいきと支えあい、笑顔咲きほこるまち」をまちづくりの理念として定めています。

また、豊かな自然と産業の調和を図り、将来にわたり安全・快適で、持続可能なまちづくりに取り組むこととし「豊かな自然と先端技術が調和した魅力あふれるまち」を将来の都市像として掲げています。

北上市の清らかな水やあふれる緑は、将来の世代からの借り物です。

私たちのまち北上市は、この豊かな自然の恵みを命の源としながら、先人たちが永い歴史のなかで育み、現代に引き継いできたものです。

現代に生きる私たちもまた、水清く緑あふれる環境を守り育て、豊かな自然と産業が調和した魅力あふれる北上市を、将来の世代に引き継いでいく責務を有しています。

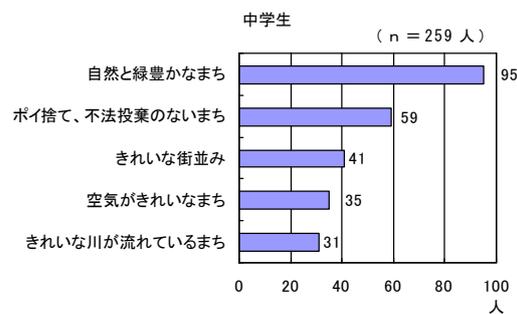
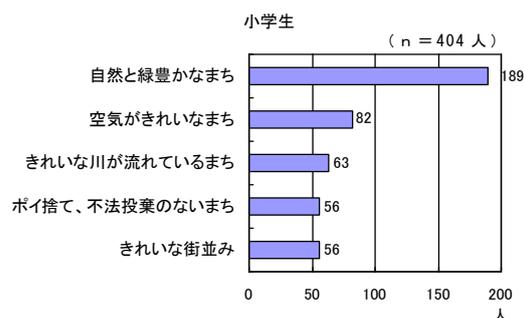
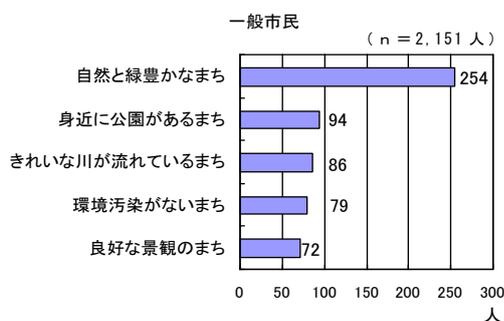
このことから「ともに育み未来につなぐ 水清く緑あふれる 環境共生都市 きたかみ」を望ましい環境のすがたとして掲げ、市民、事業者及び行政が共有することとします。

— 環境に関する意識調査（平成21年度） —

市民が抱く北上市の環境像

小学生、中学生及び一般市民に共通して、「自然と緑豊かなまち」「きれいな川が流れているまち」が、北上市の環境像として上位に挙げられています。

注：グラフは上位5位までを抜粋したもの



## 第2節

## 計画の目標

前節の「望ましい環境のすがた」を実現するため、本計画では次の5つの基本目標を掲げ、その達成を目指します。



## 基本目標 1 健康で安全・快適に暮らせるまち

私たちが健康で文化的な暮らしを営むためには、大気や水、土壌といった身近な環境が良好であるとともに、都市アメニティ\*の充実が求められます。

本市は、産業や人口の集積、交通網の発達などにより、大気汚染や水質汚濁、騒音の発生など、環境に影響を与える要素が多く存在しています。

これらに起因した環境問題の発生を未然に防ぎ、市民の良好な生活環境を確保するとともに、うるおいある都市環境を創造し「健康で安全・快適に暮らせるまち」づくりを進めていきます。

## 基本目標 2 恵み豊かな自然と共に生きるまち

私たちの生活は、自然の恵みによって支えられており、自然は人が生きるために必要な空気、水、食糧といった物質的な恵みのほか、精神的なやすらぎを与えてくれます。

本市は、奥羽山脈や北上川、和賀川などの豊かな自然に恵まれ、その環境の中で、人類の生存や存続の基盤となる生物の多様性\*が確保されてきました。

この豊かな自然環境を守り育て、その恵みを将来にわたり享受できるよう「恵み豊かな自然と共に生きるまち」づくりを進めていきます。

**基本目標 3 環境負荷の少ない循環型のまち**

物質的な豊かさや利便性、快適性を追求した大量生産、大量消費及び大量廃棄型の社会構造は、身近なごみの問題にとどまらず、天然資源の枯渇や地球規模の環境にまで影響を及ぼします。

このような社会構造は見直しを迫られ、本市では県内の他市町村に先駆けて家庭ごみの分別収集や手数料化を実施するなど廃棄物対策を積極的に進めてきました。

今後さらに、ごみの減量や資源の有効利用を促進し「環境負荷の少ない循環型のまち」づくりを進めていきます。

**基本目標 4 地球の未来を考え行動するまち**

地球温暖化問題やオゾン層\*の破壊など、私たちは地球規模の様々な環境問題に直面しており、私たち一人ひとりの社会経済活動や生活様式もその一因となっています。

本市でも、これらの問題に対する意識が高まっており、太陽光発電システムやクリーンエネルギー自動車\*の導入など、環境にやさしいライフスタイルへの転換が進んでいます。

地球の一員である市民一人ひとりが、日常の暮らしと地球環境との関わりを理解し「地球の未来を考え行動するまち」づくりを進めていきます。

**基本目標 5 すべての人が連携して環境づくりに取り組むまち**

今日の複雑多様化した環境問題を解決するためには、地域社会に暮らすすべての人が連携し、それぞれの役割を果たしていく必要があります。

市内では、地域や各種団体による環境保全活動や、事業者による環境保全を目的とした地域貢献活動も活発に行われています。

こうした活動を支援するとともに、各主体間の情報交換や交流、施策形成への参画促進を図り「すべての人が連携して環境づくりに取り組むまち」づくりを進めていきます。

# 第4章

第4章では、施策を体系別に整理し、施策の方向性や市民、事業者のみなさんに期待される役割などについて示します。



ともに育み未来につなぐ 水清く緑あふれる 環境共生都市 きたかみ

基本目標 1

健康で安全・快適に暮らせるまち

基本目標 2

恵み豊かな自然と共に生きるまち

基本目標 3

環境負荷の少ない循環型のまち

基本目標 4

地球の未来を考え行動するまち

基本目標 5

すべての人が連携して環境づくりに取り組むまち

環境目標

施策の方向性

1-1 きれいな水環境を守る

1-1-1 監視体制の充実  
1-1-2 発生源対策の推進  
1-1-3 水資源の保全

1-2 さわやかな空気を守る

1-2-1 監視体制の充実  
1-2-2 発生源対策の推進  
1-2-3 自動車排出ガス対策の推進

1-3 まちの静けさを守る

1-3-1 監視体制の充実  
1-3-2 発生源対策の推進  
1-3-3 交通騒音・振動対策の推進

1-4 安全な土壌環境を守る

1-4-1 監視体制の充実  
1-4-2 発生源対策の推進

1-5 化学物質による環境汚染や健康被害を防止する

1-5-1 監視体制の充実  
1-5-2 発生源対策の推進  
1-5-3 化学物質対策の推進

1-6 快適な生活環境を創る

1-6-1 水と緑のネットワークの形成  
1-6-2 景観の形成と美観の維持

2-1 豊かな自然環境を保全する

2-1-1 すぐれた自然の保全  
2-1-2 生態系の保全

2-2 人と自然とのふれあいを推進する

2-2-1 ふれあいの場の確保  
2-2-2 ふれあいの機会の創出

3-1 3Rを推進する

3-1-1 家庭系ごみの減量  
3-1-2 事業系ごみの減量

3-2 適正処理を推進する

3-2-1 処理体制の整備  
3-2-2 不法投棄の防止

4-1 地球温暖化を防止する

4-1-1 温暖化に関する知見の普及  
4-1-2 省資源・省エネルギーの推進  
4-1-3 再生可能エネルギーの導入促進

4-2 オゾン層保護・酸性雨対策を推進する

4-2-1 オゾン層保護対策の推進  
4-2-2 酸性雨対策の推進

5-1 環境教育・学習を推進する

5-1-1 環境情報の共有化  
5-1-2 環境教育・学習の充実

5-2 環境の保全と創造に向けた取り組みを推進する

5-2-1 自主的行動の推進  
5-2-2 協働・連携の推進

## 第2節

## 環境の現況と施策の展開

前計画では、「みんなで創る 水清く緑あふれる 環境都市 きたかみ」を望ましい環境のすがたとして掲げ、各種の環境施策を展開し、環境の保全と創造に努めてきました。

### 主な施策

#### 【公害防止分野】

- 環境関連法令の県からの権限移譲
- 環境汚染事故対応マニュアルの策定
- 専任環境監視員の設置
- 環境保全協定締結指針の策定
- 市清掃事業所のダイオキシン類\*対策
- 污水处理施設の整備

#### 【自然保護分野】

- 森林の保全（造林・下刈り・間伐等）
- 減農薬・減化学肥料栽培の拡大
- 環境指標生物調査（ホタル生息地調査等）
- 自然探索会の実施

#### 【廃棄物分野】

- 家庭ごみの手数料化
- ごみ減量専任指導員の設置
- 家庭用電動生ごみ処理機購入費補助
- 事業系生ごみコンポスト処理\*費補助
- ごみ集積所指導要綱の策定

#### 【地球環境分野】

- 太陽光発電設置費補助
- 電気自動車購入費補助
- 公共施設への再生可能エネルギー\*の導入
- 公用車に電気自動車2台導入
- 公用車にハイブリッドカー導入

#### 【環境教育分野】

- 環境展の開催
- 学校における環境学習の実施
- 子どもとはじめる暮らしのエコチャレンジの実施
- きたかみ環境ウォッチングの実施

#### 【環境施策推進体制】

- 北上市環境保全推進連絡会議の設置
- きたかみエコネットワーク推進会議の設置

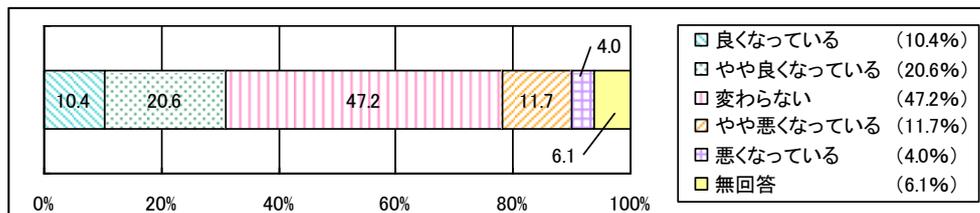
地球温暖化問題の深刻化、生物多様性\*の危機、土壌汚染問題の顕在化、光化学オキシダント\*や新幹線鉄道騒音の問題など、前計画で解決できなかった課題や新たな課題が生じています。また、東日本大震災を契機として従来のエネルギー供給システムの見直しが始まり、環境負荷の少ない低炭素社会の実現が急務となりました。本計画では、こうした課題に対処していくための施策の方向性を示していくことが求められます。

### — 環境に関する意識調査（平成21年度） —

およそ10年前と比べた地域の環境の変化に関する設問では、「変わらない」が47.2%と最も多く、次いで「やや良くなっている」が20.6%、「やや悪くなっている」が11.7%となっている。

「良くなっている」「やや良くなっている」「変わらない」とする回答を合わせると、78.2%の市民が良好な環境が維持されていると感じているようである。

なお、「悪化している」「やや悪化している」と回答した理由としては、建築物の増加による生活環境の悪化、自動車交通量の増加による道路交通騒音の悪化を問題点として掲げる人が多い。



## 1-1 きれいな水環境を守る

## ■環境目標

豊かな水環境を保全し、清らかな水の流れと潤いのある水辺環境づくりに努めます。

## ■環境指標

項目	現 状		目標値(平成 32 年度)
	現状値	年度	
類型指定*河川のBOD*値環境基準*達成率	100%	26	100%
市内中小河川のBOD値におけるA類型基準達成率	100%	27	100%
地下水の環境基準達成率	94.7%	27	98.0%
汚水処理施設水洗化率(下水道施設・農業集落排水処理施設*・コミュニティプラント*)	92.0%	27	94.7% (総合計画目標値)
汚水処理接続率(世帯)	78.6%	27	75.9% (総合計画目標値)
合併処理浄化槽*普及率	7.0%	27	7.1% (総合計画目標値)
環境保全協定締結事業所の協定基準順守率(排水)	100%	27	100%

## ■現状と課題

北上川や和賀川に代表される豊富な水資源は、日常欠かせない生活用水のほか、かんがい用水、工業用水などの重要な供給源として私たちの生活や産業を支えています。

この水資源を良好な状態で将来の世代に引き継いでいくためには、一人ひとりの心がけによる生活排水対策、事業者による工場からの排水対策など、すべての者が一体となった取り組みが必要となります。

## 1 公共用水域の状況

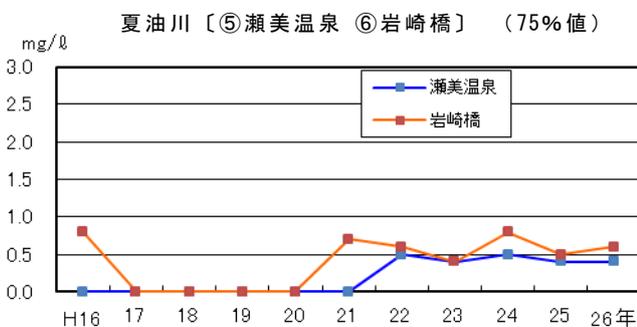
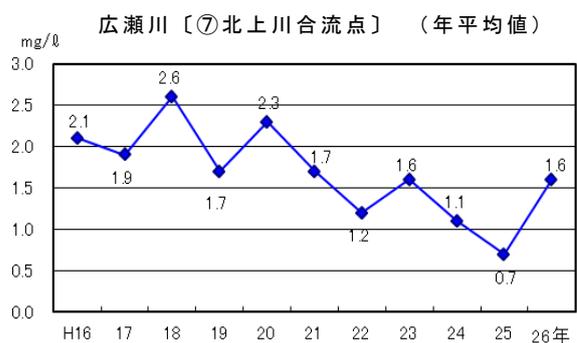
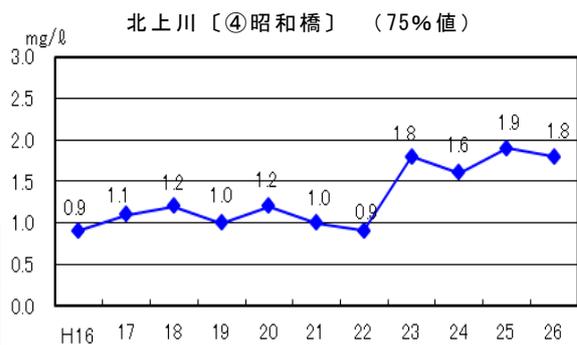
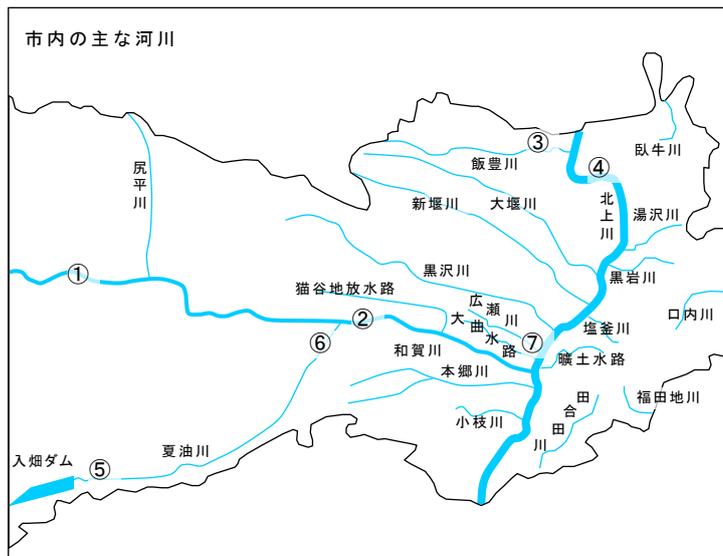
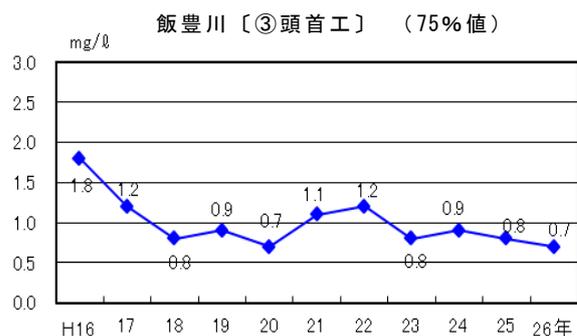
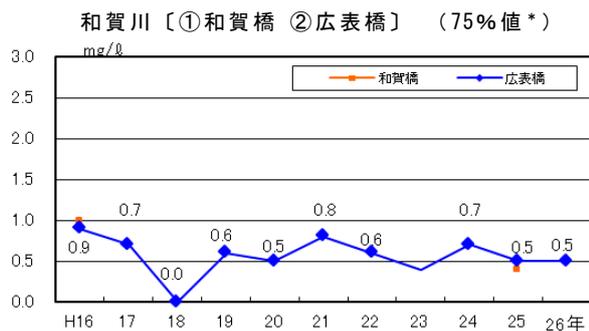
本市には、北上川や和賀川をはじめとする10の一級河川\*【図表 1-1-1】のほか多数の中小河川が流れており、その多くが市の西部より流下、北上川に流入しています。また、和賀川の支流である夏油川の中流付近には、重要な水源である入畑ダムが整備されています。

【図表 1-1-1】市内の一級河川

飯豊川	北上川	北本内川	口内川	黒沢川
夏油川	尻平川	鈴鴨川	本郷川	和賀川

市内の公共用水域のうち、4河川1湖沼の6水域が類型指定\*されており、国及び県が水質調査を実施しています【図表1-1-2】。河川や湖沼に適用される環境基準\*として「人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）」及び「生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）」が定められていますが、平成11年度以降の調査では、健康項目については環境基準を達成しています。生活環境項目についても、平成13年度に和賀川の広表橋付近でBOD\*が環境基準を超過したものの、以降の調査では環境基準を達成しています。

【図表1-1-2】 市内の主な河川のBOD経年変化



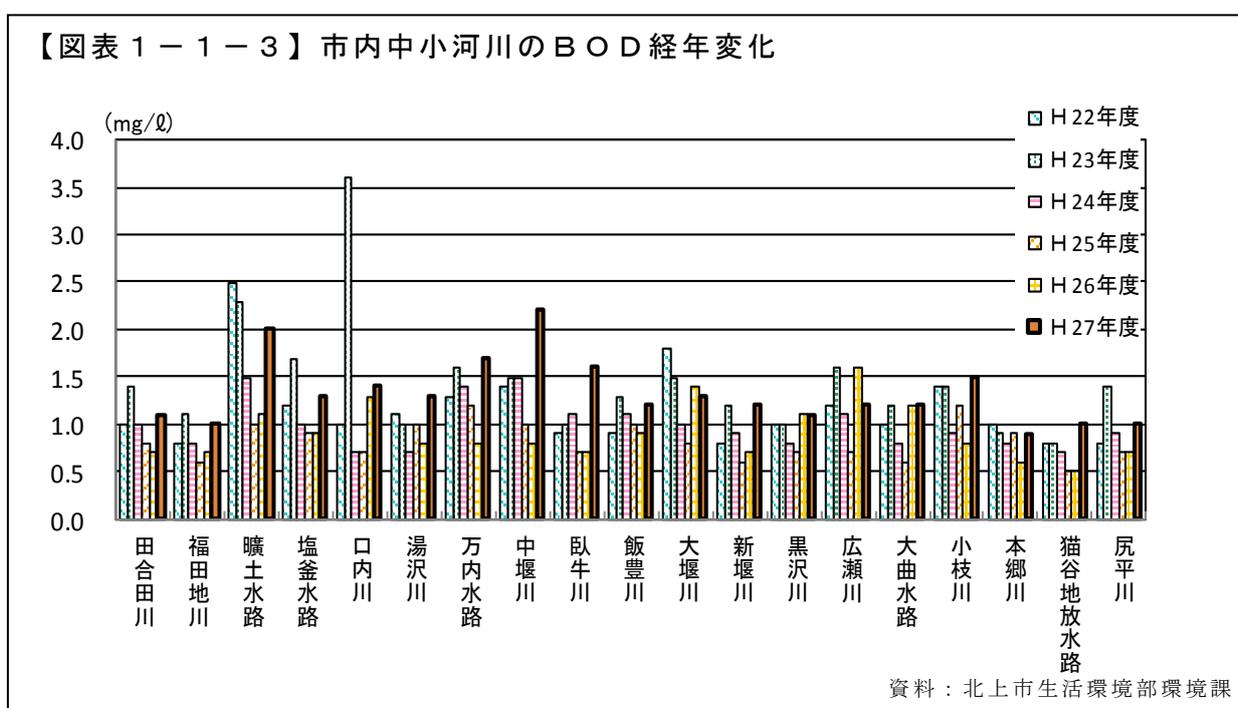
環境基準 (BOD)

AA類型	1.0mg/l以下
A類型	2.0mg/l以下
B類型	3.0mg/l以下

資料：独立行政法人 国立環境研究所 環境数値データベース ・ 岩手県環境生活部環境保全課 ・ 北上市生活環境部環境課

また、市では類型が指定されていない中小河川について水質調査を実施しており、BODについてみると、直近5年間の調査では、<sup>あらど</sup>曠土水路、口内川及び<sup>なかせき</sup>中堰川を除いてA類型相当（2.0mg/l以下）の水質を保っています【図表1-1-3】。

このように公共用水域の水質は、概ね良好な状態が維持されていますが、市内では毎年、油流出事故が発生しており、平成27年度は7件の事故がありました。事故の原因としては、自動車事故に伴うもののほか、ホームタンクからポリタンクなどへの小分け中に目を離すといった不注意によるものが多くなっています。油が河川等に流出すると、水質汚濁のみならず、魚類などの生態系への影響、水道や農業用水の取水への影響など大きな問題に発展することもあることから、こうした事故の未然防止に向けた取り組みを一層推進するとともに、事故発生時には被害を最小限にとどめるため、関係機関との連携強化を図る必要があります。



## 2 地下水の状況

工業都市として発展してきた本市には、8つの工業団地が整備され、製造業を中心に様々な工場が立地しています。これらの中には、有害物質を使用している工場もあり、水質事故発生時の環境への影響や人の健康への被害が懸念されます。

市では、有害物質による環境汚染を監視するため、工業団地周辺の地下水調査を実施しています。平成27年度は、調査を実施した27地点すべてにおいて、地下水の水質汚濁に係る環境基準\*を達成しています。

また、県が水質汚濁防止法の規定により実施している調査では、平成27年度は測定を実施した市内11地点のうち、1地点でヒ素（自然由来と考えられる。）、1地点で<sup>しょうさんせいちっそ</sup>硝酸性窒素

及び亜硝酸性窒素あしょうさんせいちっそが環境基準を超過しています。硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による地下水汚染は、施肥や家畜ふん尿、生活排水が原因とされることから、減農薬や減化学肥料といった環境保全型農業及び家畜ふん尿や生活排水の適正処理を推進していく必要があります。

本市は、平成20年度から水質汚濁防止法に係る事務について県から権限移譲を受けているほか、必要に応じ企業との間で環境保全協定を締結し、水質汚濁の未然防止に努めていますが、地下水の汚染は時間をかけて徐々に広がっていくため、今後とも監視を継続していく必要があります。

### 3 湧水の状況

本市には、いわての名水二十選に選ばれた下江釣子の「新渡戸観音泉」や和賀町藤根の「長清水」のほか、200ほどの湧水が現存し、「すず」と呼ばれ親しまれています。

これらの湧水は、古くから生活用水として利用され、人々の暮らしと密接に関わってきました。今日では、上水道の普及等により人々が湧水と関わる機会が少なくなってきましたが、市では、生活に潤いを与える地域の文化、景観、観光資源などとしても貴重な存在である湧水を良好な状態で保全・活用するため、保存泉として指定しています。

【図表 1-1-4】指定保存泉一覧

名 称	所在地	名 称	所在地
帰帆場泉	幸町	やすらぎの泉	下江釣子14地割
家慶の泉	下江釣子16地割	桂の泉	下江釣子14地割
新渡戸観音泉	下江釣子14地割	ぽんぼこ泉	下江釣子12地割
長清水	和賀町藤根27地割		

資料：北上市都市整備部都市計画課

### コラム

#### ～ 地球上の水 ～

私たちの住む地球は、約14億 km<sup>3</sup>の水により表面の70%が覆われています。

そのうち、97.5%は海水で、淡水は残りの2.5%です。

そして、この淡水の約70%が氷河や氷山であり、残りの30%もほとんどが地下水で占め、私たち人間が利用しやすい河川や湖沼に存在する地表水は淡水のうち約0.4%、地球上のすべての水のわずか0.01%にすぎません。

このように、水の惑星と言われる地球ですが、私たちの暮らしに利用できる水の量はごくわずかであり、とても貴重な資源なのです。

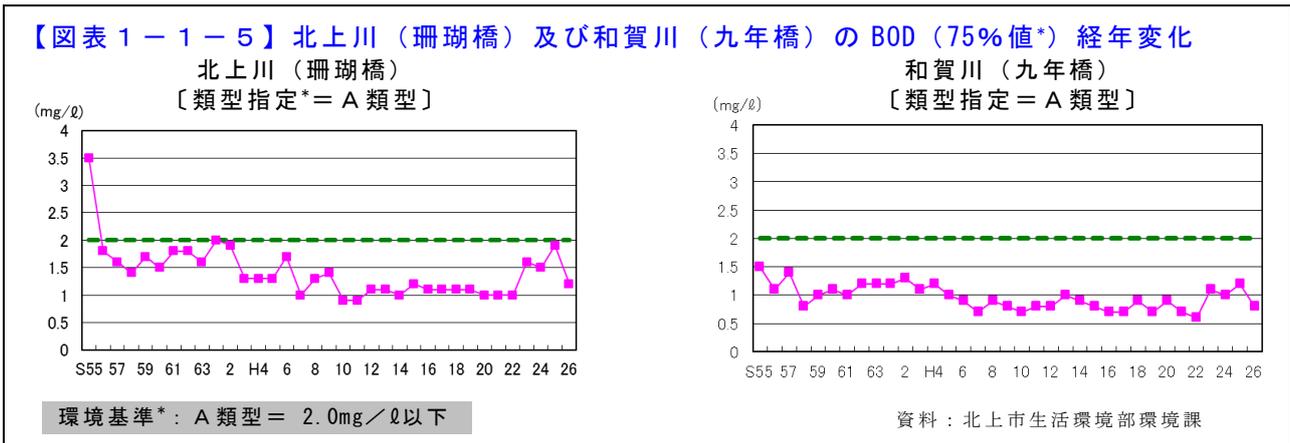


#### 4 汚水処理施設の整備状況

公共下水道等の汚水処理施設は、公共用水域の水質保全及び健康で快適な生活環境を確保するうえで不可欠な施設です。

北上川（珊瑚橋）及び和賀川（九年橋）の2地点について、BOD\*の経年変化をみると、昭和60年代以降に、緩やかではあるが改善の傾向を示しています【図表1-1-5】。

これは、公共下水道や合併処理浄化槽\*など汚水処理施設の普及による水質改善の効果が現れてきたものであると考えられます。



本市の平成27年度末現在の汚水処理施設の普及率は、公共下水道、農業集落排水処理施設\*、合併処理浄化槽及びコミュニティープラント\*全体で87.5%となっており、全国の普及率89.9%を下回っているものの、岩手県の普及率79.0%を8.5ポイント上回り、県内では8番目の普及率となっています。

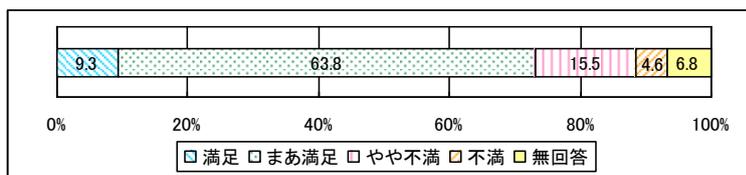
また、水洗化率についてみると公共下水道については89.7%、農業集落排水処理施設については92.1%、合併処理浄化槽及びコミュニティープラントについては100%、全体では92.0%であり、整備された施設の有効活用と公共用水域の更なる水質改善を図るため、水洗化率の向上に努めていく必要があります。

#### — 環境に関する意識調査（平成21年度） —

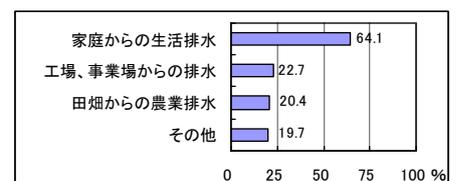
地域の環境の満足度に関する調査では、「河川や池などの水のきれいさ」について、調査票を提出した2,151人のうち73.1%の市民が「満足している」「まあ満足している」と回答しています。

また、「不満がある」「やや不満がある」と回答した432人のうち64.1%の市民が「家庭からの生活排水」を問題点として掲げています。

「河川や池などの水のきれいさ」の満足度



問題点と感じていること



## ■ 施策の展開

施策の方向	主な取り組み ※【】内は主な担当課
1-1-1 監視体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 公共用水域の水質状況を把握し、その結果を公表します。【環境課】</li> <li>◆ 地下水の水質状況を把握し、その結果を公表します。【環境課】</li> </ul>
1-1-2 発生源対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 法令や協定締結により、事業所からの排水の状況を確認し、適切な指導を行います。【環境課】</li> <li>◆ 農薬や化学肥料による公共用水域・地下水の汚染を防止するため、減農薬・減化学肥料の環境保全型農業を推進します。【農業振興課】</li> <li>◆ 汚水処理施設の整備を計画的に行うこととし、水洗化率の向上に努めます。【農林企画課・下水道課】</li> <li>◆ 合併処理浄化槽*の普及促進など、生活排水対策を推進します。【下水道課・クリーン推進課】</li> <li>◆ 防油堤の設置等を促進し、油流出事故の防止に努めます。【環境課】</li> <li>◆ 環境汚染事故の未然防止に努めるとともに、事故発生時には迅速な対応を行います。【環境課】</li> </ul>
1-1-3 水資源の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 不法投棄パトロールや清掃活動などにより、河川環境の保全に努めます。【クリーン推進課・環境課・下水道課】</li> <li>◆ 雨水浸透ます*の設置や透水性舗装などを推進し、雨水を地下浸透させ、地下水のかん養を図ります。【環境課】</li> </ul>

## ■ みなさんに取り組んでいただきたいこと

	主な取り組み
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 公共下水道等の汚水処理施設が整備されたときは、速やかに接続する。</li> <li>◆ 汚水処理施設が整備されない区域では、合併処理浄化槽を設置する。</li> <li>◆ 油や生ごみを排水口に流さない。</li> <li>◆ 米のとぎ汁は、植木の水やりや掃除、食器洗いなどに利用する。</li> <li>◆ みそ汁などは、作りすぎて捨てることのないようにする。</li> <li>◆ 洗剤や石鹸は、適量を守って使う。</li> <li>◆ 雨水を貯留し、庭木への水やりや洗車などに活用する。</li> <li>◆ 風呂の残り湯は、洗濯に再利用し、節水する。</li> <li>◆ シャワーや手洗い、食器洗いなどの際は、小まめに蛇口を閉める。</li> <li>◆ ホームタンクには防油堤を設置し、また小分け中にはその場を離れないなど、油流出事故を防止する。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 公共下水道等の汚水処理施設が整備されたときは、速やかに接続する。</li> <li>◆ 汚水処理施設が整備されない区域では、合併処理浄化槽を設置する。</li> <li>◆ 法令、協定を順守し、水質汚濁を防止する。また、法令等の規制を受けない事業所であっても、排水を適正に処理する。</li> <li>◆ 家畜ふん尿は、適正に処理する。</li> <li>◆ 農薬や化学肥料、除草剤などの使用量を減らす。</li> <li>◆ 業務用洗剤は無リン洗剤を選択するとともに、適正使用量を守る。</li> <li>◆ 雨水浸透ますの設置や透水性舗装などにより、事業所敷地内の雨水を地下浸透させ、地下水のかん養を図る。</li> <li>◆ 貯油施設等には漏油対策を施し、油流出事故を防止する。</li> </ul>

## 1-2 さわやかな空気を守る

### ■環境目標

日常の暮らしの中で、空気のすがすがしさが感じられるまちづくりを推進します。

### ■環境指標

項目	現 状		目標値(平成 32 年度)
	現状値	年度	
二酸化窒素*濃度の環境基準達成率 (岩手県一般環境大気測定局:芳町局)	100%	27	100%
有害大気汚染物質の環境基準**達成率	100%	27	100%
大気中のダイオキシン類*濃度	0.012pg-TEQ/m <sup>3</sup>	26	0.012pg-TEQ/m <sup>3</sup>
悪臭苦情の解決率	100%	27	100%
環境保全協定締結事業所の 協定基準順守率(ばい煙等・悪臭)	91.6%	27	100%

※1 二酸化窒素濃度環境基準 : 1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmのゾーン内又はそれ以下

※2 有害大気汚染物質環境基準 : P39図表1-5-1参照

※3 ダイオキシン類濃度環境基準 : P39図表1-5-1参照

### ■現状と課題

私たちは、常に空気に触れて生活しており、さわやかな風と澄んだ空気は健康で安全な暮らしをするうえで欠かすことができません。

市内では大気汚染に伴う公害は発生していませんが、大気汚染の原因物質は、地球温暖化や酸性雨など地球規模の環境問題とも密接に関係することから、今後とも発生源対策を推進していく必要があります。

#### 1 大気汚染の状況

大気汚染の主な発生源は、工場等からの排煙や自動車からの排気ガスです。

本市では、平成20年度から大気汚染防止法に係る事務について県から権限移譲を受けているほか、必要に応じ企業との間で環境保全協定を締結していますが、市内には8つの工業団地が整備されており、発生源となる工場等が多数立地していることから、環境監視や立入調査体制の充実・強化などを図り、大気汚染の未然防止を図る必要があります。

また、本市を南北に貫く主要幹線道路である国道4号の1日当たりの自動車交通量についてみると、平成16年度をピークに減少傾向にありましたが、平成20年度に再び増加に転じ、平成26年度は直近10年間で最多となる22,186台に達しており【図表1-2-1】、交通量の増大による大気環境の悪化が懸念されます。

県では、大気汚染防止法の規定により大気の状態を常時監視しており、市内には一般環

境大気測定局（芳町局）が設置され、大気汚染物質のうち二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）及び光化学オキシダント\*（O<sub>x</sub>）の2物質について測定が行われています。

二酸化窒素\*については、全国的にゆるやかな改善傾向がみられ、本市においても良好な状態が維持されています【図表1-2-2】。

光化学オキシダントについては、県内では本市を含め5つの測定局で測定が行われていますが、平成27年度は短期的な評価である1時間ごとの数値で見ると、全測定局で環境基準を超過しています。【図表1-2-3】。

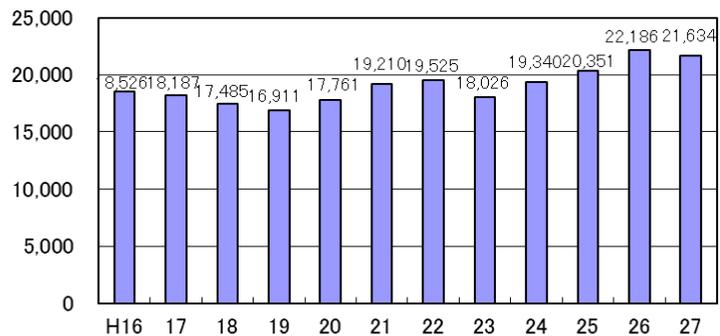
なお、一般環境大気測定局（芳町局）の環境基準超過時間数は269時間となっていますが、光化学オキシダントの値は時間ごとの変動が大きく、年間の平均値としてみると、環境基準を達成しています。光化学オキシダントの値は各測定局ではほぼ同様の推移を示しており、本市に起因する基準超過等はないものと思われます。

原因については、東アジアからの越境汚染の影響も指摘されており、国内対策だけでは対処できない面もありますが、今後とも注視するとともに、

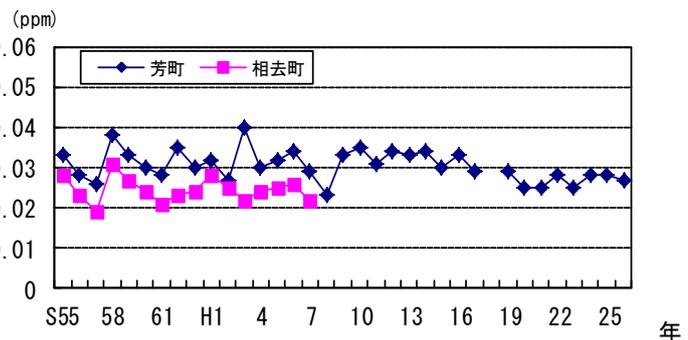
注意報発令時に備えた情報伝達体制の確立・維持を図る必要があります。

また、市では、福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質の拡散への不安に応えるため、空間放射線量を測定しています。発災直後は、市内の小中学校、学童保育所や運動場8か所で週一回測定するとともに、市役所本庁舎（芳町）の空間放射線量を毎日測定し、国の示す指標値（0.23マイクロシーベルト/時）を大幅に下回っていることを確認していました。現在は、市役所本庁舎（芳町）で週一回の測定を実施し、今後も監視を継続していきます。

【図表1-2-1】国道4号の1日あたり自動車交通量（鬼柳町）



【図表1-2-2】二酸化窒素（98%値）の経年変化（芳町・相去町）



環境基準＝1時間の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下

資料：独立行政法人 国立環境研究所 環境数値データベース

【図表 1-2-3】光化学オキシダントの環境基準超過時間数と昼間の平均値

上段：超過時間数  
下段：昼間の平均値

	北上市芳町局	盛岡市津市田局	奥州市水沢局	一関市竹山局	宮古市新川町局
平成 25 年度	48 時間 (0.028ppm)	68 時間 (0.029 ppm)	120 時間 (0.030 ppm)	85 時間 (0.028 ppm)	103 時間 (0.033 ppm)
平成 26 年度	264 時間 (0.033 ppm)	204 時間 (0.031 ppm)	303 時間 (0.034 ppm)	252 時間 (0.031 ppm)	216 時間 (0.033 ppm)
平成 27 年度	269 時間 (0.034 ppm)	208 時間 (0.032 ppm)	271 時間 (0.034 ppm)	241 時間 (0.031 ppm)	206 時間 (0.035 ppm)

環境基準 = 1 時間値が 0.06ppm 以下

資料：岩手県環境生活部環境保全係

コラム

～ 野焼きは禁止行為です ～

野外焼却や、基準を満たさない焼却炉での焼却は県条例で禁止されています。

野焼きを行うと、煙や悪臭が発生し、周囲の人の迷惑になる上、大気汚染に繋がります。田んぼや畑、自宅の庭など、焼却施設でない所で燃やすため、焼却温度が 200℃から 300℃と低温になり、燃やす物によってはダイオキシン類が発生する危険があると言われています。

また、地面の上で直接燃やすだけではなく、ドラム缶焼却、ブロック積焼却、穴を掘っての焼却、不適合構造焼却炉での焼却も野焼きに該当しますので、ご注意ください。

野焼きを例外的に行うことが認められるのは、次の場合のみです。

1. 法律に定められた処理基準に従って行う廃棄物の焼却  
例) 松くい虫被害の伐採木、伝染病家畜の焼却
2. 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却  
例) どんど焼き等の地域の行事における不要になった門松、しめ縄などの焼却
3. 農業、林業又は漁業を営むためにやむをえないものとして行われる廃棄物の焼却  
例) 農業者が行う稲わら等の焼却、林業者が行う伐採した枝等の焼却
4. 日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの  
例) 落ち葉、キャンプファイヤー等を行う際の木くず等の焼却

野焼きの様子



ただし、例外に当てはまる場合でも、むやみに野焼きを行って良いという訳ではありません。

様々な事情や状況があるとは思いますが、安易に焼却せず、できるだけ生活環境を第一に考える必要があります。

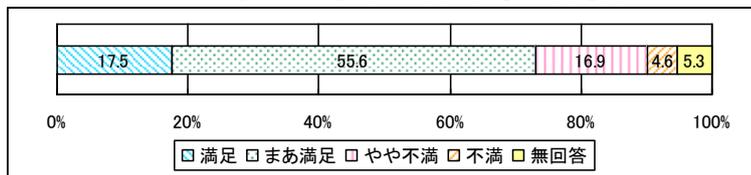
資料：北上市生活環境部クリーン推進課

— 環境に関する意識調査（平成21年度） —

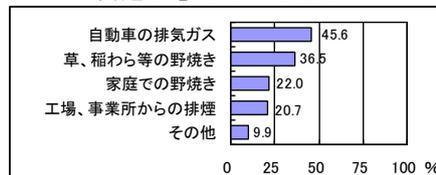
地域の環境の満足度に関する調査では、「空気のさわやかさ（大気汚染）」について、調査票を提出した 2,151 人のうち 73.1%の市民が「満足している」「まあ満足している」と回答しています。

また、「不満がある」「やや不満がある」と回答した 463 人のうち 45.6%の市民が「自動車からの排気ガス」を問題点として掲げています。

「空気のさわやかさ（大気汚染）」の満足度



問題と感じていること



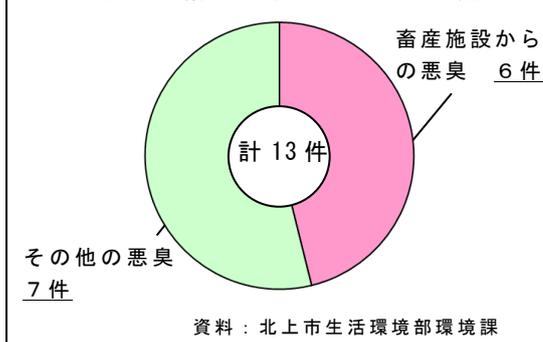
2 悪臭の状況

悪臭は、騒音や振動とともに感覚公害と呼ばれ、その不快なおいにより生活環境を損ない、主に感覚的・心理的な被害を与えるもので、風向きなどにより意外なほど広範囲に被害が及ぶことがあります。

市に寄せられる悪臭苦情の内訳をみると、近年は畜産施設からの悪臭に関する苦情が多く寄せられています【図表 1-2-4】。

市では、悪臭防止法の規定により、規制地域を設けて悪臭規制を行っていますが、苦情の寄せられる畜産施設は規制地域外に立地しており、直接的に規制する手法がない状況にあります。こうした規制地域外からの悪臭が、本来、生活環境が保全されるべき規制地域内に及ぶ事例も生じていることから、事業者に対し適切な対策を講じるよう指導を強化するとともに、規制地域や規制手法の見直しなど、抜本的な対策を講じていく必要があります。

【図表 1-2-4】  
悪臭苦情の内訳（平成 27 年度）

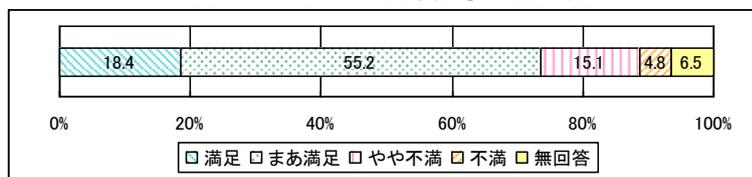


— 環境に関する意識調査（平成21年度） —

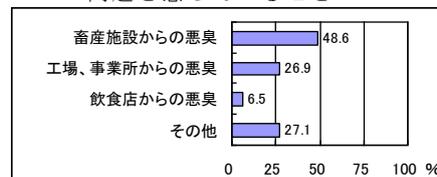
地域の環境の満足度に関する調査では、「空気のさわやかさ（悪臭）」について、調査票を提出した 2,151 人のうち 73.6%の市民が「満足している」「まあ満足している」と回答しています。

また、「不満がある」「やや不満がある」と回答した 428 人のうち 48.6%の市民が「畜産施設からの悪臭」を問題点として掲げています。

「空気のさわやかさ（悪臭）」の満足度



問題と感じていること



## ■ 施策の展開

施策の方向	主な取り組み ※【】内は主な担当課
1-2-1 監視体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 大気環境の状況を把握し、その結果を公表します。 【環境課】</li> <li>◆ 空間放射線量を測定し、その結果を公表します。 【環境課】</li> </ul>
1-2-2 発生源対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 法令や協定締結により、事業所からのばい煙等の排出状況を確認し、適切な指導を行います。 【環境課】</li> <li>◆ 法令の周知やパトロールの実施により、簡易焼却炉や野焼きによる廃棄物の焼却を防止します。 【環境課・クリーン推進課】</li> <li>◆ 畜産業者に対し、悪臭防止対策に努めるよう指導を強化します。 【環境課・農業振興課】</li> <li>◆ 環境保全協定に基づき、事業所からの悪臭物質濃度を確認し、適切な指導を行います。 【環境課】</li> <li>◆ 環境汚染事故の未然防止に努めるとともに、事故発生時には迅速な対応を行います。 【環境課】</li> </ul>
1-2-3 自動車排出ガス対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ ノーマイカーデー*を推進するなど、自動車利用の自粛を図ります。 【総務課】</li> <li>◆ コミュニティーバス*の運行など、公共交通機関の利便性向上と利用促進に努めます。 【都市計画課】</li> <li>◆ 自転車が安心して通行できる道路整備を図り、自転車の利用促進に努めます。 【道路環境課】</li> <li>◆ 幹線道路などの道路網整備を促進し、交通渋滞の解消に努めます。 【道路環境課】</li> <li>◆ 低公害車の普及促進を図ります。 【環境課】</li> </ul>

## ■ みなさんに取り組んでいただきたいこと

	主な取り組み
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 家庭ごみの野焼きなど、廃棄物の違法な焼却をしない。</li> <li>◆ 公共交通機関や自転車、徒歩による移動を心がけ、自家用車の利用を控える。</li> <li>◆ 自動車を運転するときは、エコドライブ*を実践する。</li> <li>◆ 自動車の点検整備をこまめに行い、排出ガスを適正な状態に保つ。</li> <li>◆ 自動車を購入するときは、低公害車を優先して選択する。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 法令、協定を順守し、大気汚染を防止する。また、法令等の規制を受けない事業所であっても、大気汚染物質の排出を抑制する。</li> <li>◆ 事業所から出るごみは自らの責任で適正に処理し、廃棄物の違法な焼却をしない。</li> <li>◆ 家畜ふん尿は適正に処理し、悪臭を防止する。</li> <li>◆ 悪臭の発生が懸念される事業所では、脱臭設備を整備する。</li> <li>◆ ノーマイカーデーを設け、通勤時の自動車の利用自粛を呼びかける。</li> <li>◆ 輸配送など自動車を運行する際は、最短走行ルートを選択し、エコドライブを実践する。</li> <li>◆ 物品や原材料等の調達や製品の発送を効率的に行うとともに、鉄道輸送の利用を図る。</li> <li>◆ 自動車や建設機械等の点検整備をこまめに行い、排出ガスを適正な状態に保つ。</li> <li>◆ 自動車や建設機械等は、低公害型のものを優先して選択する。</li> </ul>

## 1-3 まちの静けさを守る

### ■環境目標

日常の暮らしの中で、鳥のさえずりや木の葉のふれあう音が感じられるまちづくりを推進します。

### ■環境指標

項目	現 状		目標値(平成 32 年度)
	現状値	年度	
自動車騒音常時監視測定結果の環境基準達成率	96.7%	27	97.5%
一般環境騒音の環境基準達成率	96.3%	27	100%
新幹線鉄道騒音の環境基準達成率	11.1%	27	改善
環境保全協定締結事業所の協定基準順守率(騒音)	100%	27	100%

### ■現状と課題

騒音や振動は、直接的に健康被害をもたらすものではなく、感覚的・心理的に不快感を与える感覚公害です。

騒音や振動の発生源は多種多様で、工場等の操業によるもの、建設作業に伴うもの、各種交通機関によるもの、飲食店の深夜営業に伴うもの、隣家のボイラーや生活騒音など、私たちの身の回りでは様々な騒音・振動が発生しています。

#### 1 騒音（振動）の状況

市では、騒音規制法（振動規制法）の規定により、規制地域を設けて騒音（振動）規制を行っていますが、対象となる施設及び建設作業に伴う規制基準の超過はみられません。

しかしながら、環境基準が定められている「自動車騒音」、「一般環境騒音」及び「新幹線鉄道騒音」については、依然として環境基準を超過する場合があります。

##### (1) 自動車騒音の状況

平成 27 年度の自動車騒音常時監視測定結果の環境基準適合状況は、評価を実施した 4,849 戸のうち、4,690 戸が昼夜とも基準を達成し、達成率は 96.7%となっています。なお、騒音規制法の規定による要請限度を超過した測定地点はありませんでした。

道路交通騒音は、交通量や走行速度、道路構造などに左右されることから、自動車利用の自粛や制限速度の順守、道路構造の改善など、総合的な対策を講じていく必要があります。

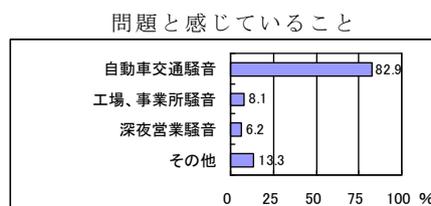
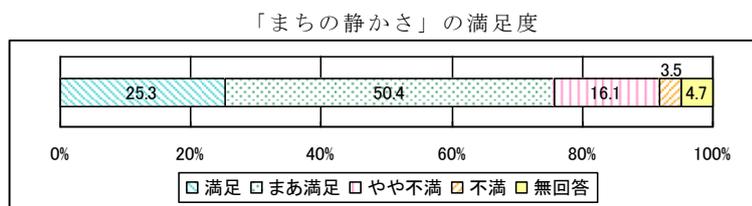
高速道路騒音については、東北縦貫自動車道及び東北横断自動車道沿線において、騒音苦情発生地点を中心に騒音測定を実施しています。今後も引き続き騒音発生状況を監視す

るとともに、必要に応じ事業者に対して騒音対策の拡充を要望していく必要があります。

— 環境に関する意識調査（平成21年度） —

地域の環境の満足度に関する調査では、「まちの静かさ」について、調査票を提出した 2,151 人のうち 75.7%の市民が「満足している」「まあ満足している」と回答しています。

また、「不満がある」「やや不満がある」と回答した 421 人のうち 82.9%の市民が「自動車交通騒音」を問題点として掲げています。



(2) 一般環境騒音

平成 27 年度の一般環境騒音の環境基準適合状況は、測定を実施した27地点のうち、夜間のみ 2 地点で基準値を超え、適合率は 96.3%となっています。

直近 5 年間の昼夜別の環境基準の適合率は、昼間は各類型とも全地点で環境基準\*を達成しています。夜間の環境適合率は A 類型地点で 80%～100%、B 類型地点で 78%～89%、C 類型地点で 62%～100%となっています【図表 1-3-2】。

夜間に不適合地点が見られるのは、幹線道路などからの交通騒音が原因として考えられます。

(3) 新幹線鉄道騒音（振動）

平成 27 年度の新幹線鉄道騒音の環境基準適合状況は、測定を実施した 9 地点のうち 8 地点で環境基準を超過し、達成率としては 11.1%となっています。

こうした状況の中、北海道新幹線が開通し、今後、さらに高速化が進むと見込まれることから、沿線における騒音の悪化が懸念されます。

レール<sup>けんま</sup>研磨やパンタグラフ削減、防音壁への吸音板の設置など、事業者による様々な騒音対策がとられているものの改善がみられないことから、今後とも、騒音の状況を監視す

【図表 1-3-1】 一般環境騒音の環境基準適合状況

年度	類型	測定地点数	環境基準適合地点			
			昼間		夜間	
			地点数	適合率	地点数	適合率
平成23	A	15	15	100%	12	80%
	B	9	9	100%	8	89%
	C	3	3	100%	3	100%
平成24	A	15	15	100%	14	93%
	B	9	9	100%	7	78%
	C	3	3	100%	2	67%
平成25	A	14	14	100%	14	100%
	B	9	9	100%	7	78%
	C	4	4	100%	4	100%
平成26	A	14	14	100%	14	100%
	B	9	9	100%	7	78%
	C	4	4	100%	4	100%
平成27	A	14	14	100%	14	93%
	B	9	9	100%	8	89%
	C	4	4	100%	4	100%

資料：北上市生活環境部環境課

るとともに、事業者に対して有効な騒音対策を講じるよう要望していく必要があります。

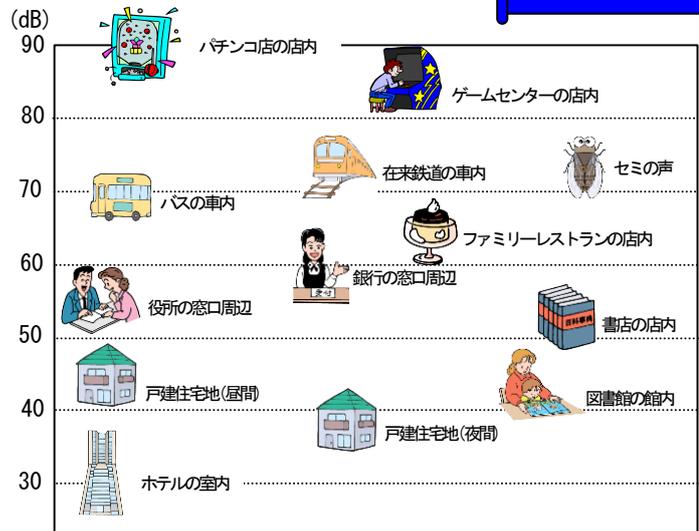
なお、新幹線鉄道振動については環境基準が定められていませんが、新幹線鉄道振動対策に係る指針値（70dB）以下となっています。

コラム

～ 音の大きさの目安 ～

私たちはいろいろな音に囲まれて生活しています。音の中には、心地のよい音だけでなく、迷惑で耳障りな音もあり、一般に好ましくない音のことを騒音といいます。

音の大きさは「デシベル（dB）」で表されます。「デシベル」は、人間が聞き取れる一番小さい音のエネルギーを基準にして、その音が基準の音の何倍であるかを示す単位です。



資料：財団法人 東京都環境科学研究所「2010.3 東京都環境科学研究所 NEWS No.6」

## ■ 施策の展開

施策の方向	主な取り組み ※【】内は主な担当課
1-3-1 監視体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 一般環境騒音及び交通騒音の状況を把握し、その結果を公表します。 【環境課】</li> </ul>
1-3-2 発生源対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 法令や協定締結により、事業所からの騒音の状況を確認し、適切な指導を行います。 【環境課】</li> <li>◆ 建設作業に伴う騒音・振動を防止するため、適切な指導を行います。 【環境課・公共工事所管課】</li> <li>◆ 飲食店等の深夜営業騒音や商業宣伝などの拡声器騒音について、適切な指導を行います。 【環境課】</li> </ul>
1-3-3 交通騒音・振動対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 自動車利用の自粛や制限速度の順守を呼びかけます。 【環境課】</li> <li>◆ 低騒音舗装の導入など、道路構造の改善に努めます。 【道路環境課・都市計画課】</li> <li>◆ 道路の段差等を解消し、騒音・振動の発生抑制に努めます。 【道路環境課】</li> <li>◆ 緩衝帯の確保に努めます。 【道路環境課・都市計画課】</li> <li>◆ 高速道路交通騒音や新幹線鉄道騒音を防止するため、遮音壁の設置などの対策を事業者に要請します。 【環境課】</li> </ul>

## ■ みなさんに取り組んでいただきたいこと

	主な取り組み
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 生活騒音の発生を抑制する。</li> <li>◆ ボイラーやエアコンの室外機の配置場所を考慮し、必要に応じ防音対策を講じる。</li> <li>◆ 生垣の設置等により、騒音を低減する。</li> <li>◆ 公共交通機関や自転車、徒歩による移動を心がけ、自家用車の利用を控える。</li> <li>◆ 自動車を運転するときは、エコドライブ*を実践し、制限速度を守る。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 法令、協定を順守し、騒音（振動）の発生を防止する。また、法令等の規制を受けない事業所であっても、騒音（振動）の発生を防止する。</li> <li>◆ 低騒音（振動）型の機器や設備を導入するとともに、必要に応じ防音（振）対策を講じる。</li> <li>◆ 生垣や防音壁等の設置により、騒音を低減する。</li> <li>◆ 深夜営業を行う際は、近隣への影響を考慮し、防音対策を講じる。</li> <li>◆ ノーマイカーデー*を設け、通勤時の自動車の利用自粛を呼びかける。</li> <li>◆ 輸配送など自動車を運行する際は、エコドライブを実践し、制限速度を守る。</li> <li>◆ 物品や原材料等の調達や製品の発送を効率的に行うとともに、鉄道輸送の利用を図る。</li> </ul>

## 1-4 安全な土壌環境を守る

### ■ 環境目標

有害物質による土壌の汚染を防止し、安心して安全な土壌環境を守ります。

### ■ 環境指標

項目	現 状		目標値(平成 32 年度)
	現状値	年度	
環境保全型農業直接支払交付金実施面積(化学合成肥料及び農薬5割低減の農地)	334ha	27	367ha
地下水の環境基準*達成率(再掲)	94.7%	27	98.0%
環境保全協定締結事業所の協定基準順守率(土壌・地下水)	100%	27	100%

### ■ 現状と課題

土壌は、多くの生物を育み、私たちに食料となる農産物を供給するなど多くの恵みをもたらします。

汚染された土壌には有害物質が蓄積され、汚染が長期にわたるという特徴があり、直接あるいは間接的な摂取により、私たちの健康にも影響を及ぼすことから、土壌汚染の未然防止と早期発見に努める必要があります。

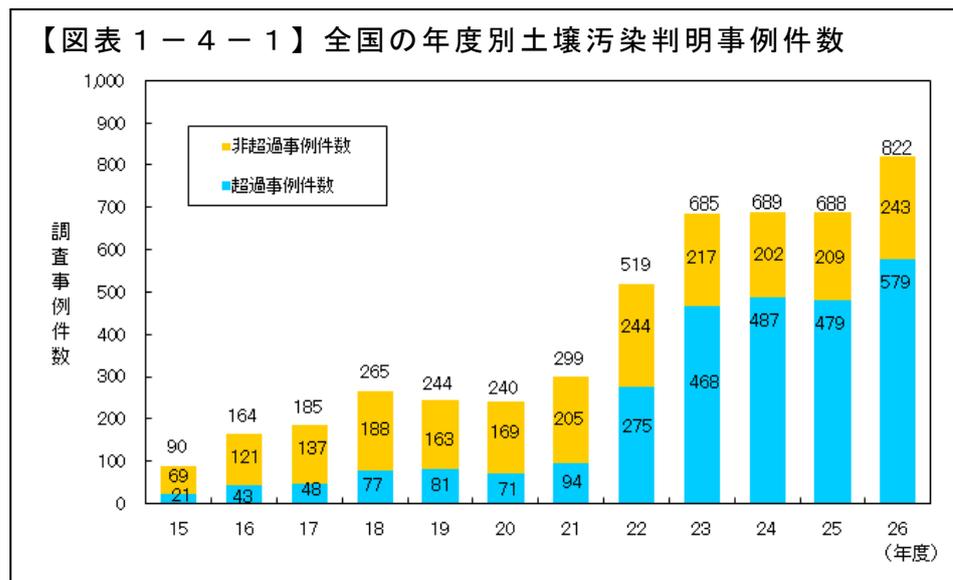
## 1 土壌汚染の状況

近年、土壌汚染に対する関心が高まり、土壌汚染対策法に基づく調査のほか、企業による自主的調査や不動産取引を契機とした調査等により、全国的に土壌汚染の判明事例が増加しています。

本市においても、過去に事業活動による土壌汚染及びそれに伴う地下水汚染が判明しており、地下水汚染については、現在も原因者による浄化対策が継続して行われています。

土壌汚染対策法の

改正(平成 22 年 4 月施行)により、調査契機の拡大が図られたことから、今後、本市にお



いても土壌汚染の判明事例の増加が懸念されます。工業団地周辺を中心に、地下水汚染状況の実態把握に努め、汚染の早期発見と人の健康への被害の防止を図る必要があります。

## 2 地盤沈下の状況

地盤沈下は、主に地下水の過剰な汲み上げが原因で発生します。

地下水の取水による地盤沈下を防止するため、工業用水法及びビル用水法（建築物用地下水の採取の規制に関する法律）といった法律が整備され、地下水の取水について規制が行われています。

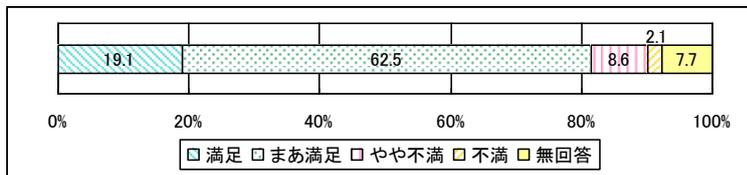
岩手県内では、現在のところ地盤沈下は発生しておらず、また、工業用水法及びビル用水法の指定区域はありませんが、市では、企業と締結する環境保全協定の中で、操業に伴う地盤沈下を防止するため、適切な措置を講ずるよう求めています。

### — 環境に関する意識調査（平成21年度） —

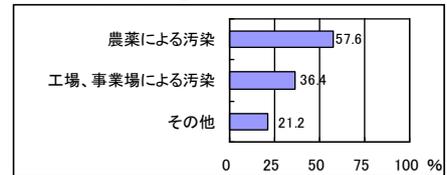
地域の環境の満足度に関する調査では、「土壌や地下水の汚染対策」について、調査票を提出した 2,151 人のうち 81.6%の市民が「満足している」「まあ満足している」と回答しています。

また、「不満がある」「やや不満がある」と回答した 231 人のうち 57.6%の市民が「農業による汚染」を問題点として掲げています。

「土壌や地下水の汚染対策」の満足度

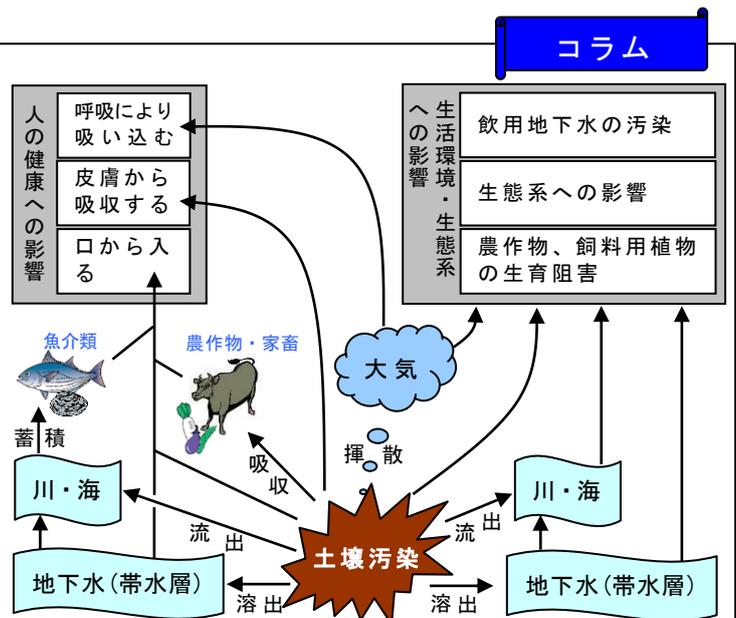


問題と感じていること



### ～ 土壌汚染の影響 ～

土壌汚染による影響としては、人の健康への被害や、農作物や植物の生育阻害、生態系への影響などが考えられます。とくに人の健康への影響については、汚染された土壌に直接接触したり、口にしたりする直接摂取によるリスクと、汚染土壌から溶出した有害物質で汚染された地下水を飲用するなどの間接的なリスクが考えられます。



資料：土壌汚染対策法のしくみ（環境省・財）日本環境協会）

## ■ 施策の展開

施策の方向	主な取り組み ※【】内は主な担当課
1-4-1 監視体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 土壤環境の状況を把握し、その結果を公表します。 【環境課】</li> <li>◆ 地下水の水質状況を把握し、土壤汚染の早期発見に努めるとともにその結果を公表します。 【環境課】</li> </ul>
1-4-2 発生源対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 法令や協定締結により、事業者による土壤汚染の有無を確認し、適切な指導を行います。 【環境課】</li> <li>◆ 農薬や化学肥料による土壤の汚染を防止するため、減農薬・減化学肥料の環境保全型農業を推進します。 【農業振興課】</li> <li>◆ 防油堤の設置等を促進し、油流出に伴う土壤汚染防止に努めます。 【環境課】</li> <li>◆ 事業者による自主的な土壤調査を促進します。 【環境課】</li> <li>◆ 地下水の利用状況の把握に努め、土壤汚染が判明した際、発生源周辺住民の健康被害を未然に防止します。 【環境課】</li> <li>◆ 地盤沈下が懸念される大量取水が行われる場合には、地下水位の変動等について注視します。 【環境課】</li> <li>◆ 環境汚染事故の未然防止に努めるとともに、事故発生時には迅速な対応を行います。 【環境課】</li> </ul>

## ■ みなさんに取り組んでいただきたいこと

	主な取り組み
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 家庭菜園等での農薬、化学肥料、除草剤の使用量を減らす。</li> <li>◆ 灯油などを貯蔵または取り扱う場合は、漏れや溢れ、飛散をさせない構造とし、また小分け中にはその場を離れないなど、油流出事故を防止する。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 法令や協定を順守し、土壤汚染を防止する。また、法令等の規制を受けない事業所であっても、土壤汚染を未然に防止し、必要に応じ自主的な土壤調査を行う。</li> <li>◆ 農薬や化学肥料、除草剤などの使用量を減らす。</li> <li>◆ 灯油などを製造、貯蔵、取り扱う施設は、漏油対策を施し、油流出事故を防止する。</li> <li>◆ 地下水の取水を行う場合は、地下水位の変動を注視するなど、地盤沈下を防止する。</li> </ul>

## 1-5 化学物質による環境汚染や健康被害を防止する

### ■環境目標

化学物質についての正しい知識と理解を深め、環境汚染や健康被害の未然防止に努めます。

### ■環境指標

項目	現 状		目標値(平成 32 年度)
	現状値	年度	
有害大気汚染物質の環境基準*達成率(再掲)	100%	27	100%
大気中のダイオキシン類*濃度(再掲)	0.012pg-TEQ/m <sup>3</sup>	26	0.012pg-TEQ/m <sup>3</sup>
ダイオキシン類排出基準適合率(ダイオキシン類対策特別措置法特定施設)	100%	27	100%
アスベスト*排出等作業現場周辺の敷地境界基準適合率	100%	27	100%
地下水の環境基準達成率(再掲)	94.7%	27	98.0%

### ■現状と課題

化学物質は、私たちの便利で豊かな生活を支えるためには欠かせないものとなっており、私たちは様々な化学物質に囲まれて生活しています。しかし、環境中に排出された化学物質の中には、環境汚染や人の健康への被害などの悪影響を及ぼすものもあり、化学物質についての正しい知識と理解が必要です。

### 1 環境中の化学物質

県では、大気汚染防止法及びダイオキシン類対策特別措置法の規定により、有害大気汚染物質のモニタリング調査を実施しています。有害大気汚染物質とは、継続的な摂取により健康被害が生ずるおそれがあるとされる物質で、有害大気汚染物質に該当する可能性のある物質は 248 物質とされています。このうち、健康リスクがある程度高いとされる 23 物質が優先取組物質として選定され、うち 5 物質について環境基準が設定されています

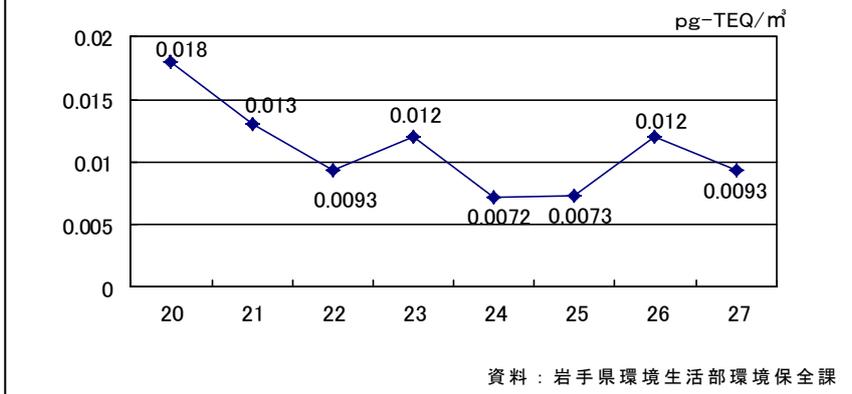
【図表 1-5-1】環境基準

物質名	環境基準(年平均値)
ベンゼン	0.003mg/m <sup>3</sup> 以下
トリクロロエチレン*	0.2 mg/m <sup>3</sup> 以下
テトラクロロエチレン	0.2 mg/m <sup>3</sup> 以下
ジクロロメタン	0.15 mg/m <sup>3</sup> 以下
ダイオキシン類	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下

【図表 1-5-1】。

平成27年度（ダイオキシン類は平成26年度）は一般環境大気測定局（芳町局）及び北工業団地周辺（ダイオキシン類\*を除く）で有害大気汚染物質の測定が実施されましたが、いずれも環境基準\*を達成しています。

【図表 1-5-2】 大気中のダイオキシン類濃度経年変化（芳町局）



また、ダイオキシン類につ

いては大気中濃度のほか、公共用水域（水質・底質）、地下水及び土壌について環境基準が定められています。このうち、平成20年度は和賀川（広表橋）で水質及び底質のダイオキシン類測定が実施されましたが、いずれも環境基準を達成しています。

市内には、ダイオキシン類対策特別措置法の対象となる施設が複数存在していることから、こうした施設の監視・指導を強化するとともに、家庭ごみの野焼きの防止など、身近なダイオキシン類対策を推進していく必要があります。

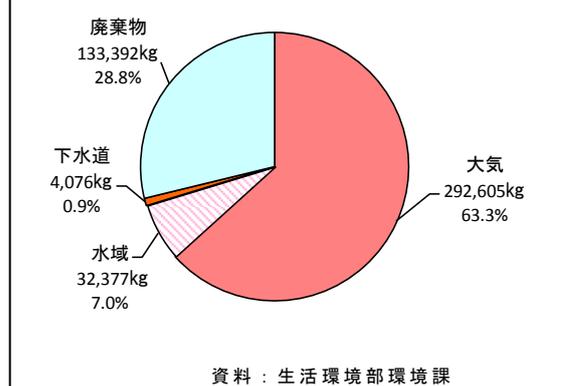
## 2 化学物質移動量等の把握

人の健康や生態系などに悪影響を及ぼすおそれのある化学物質が、どこから、どれだけ環境中に排出されているかを集計、公表するPRTR制度\*（Pollutant Release and Transfer Register）により、私たちは化学物質の排出に関する詳しい情報を入手することができます。

平成 26 年度の市内の化学物質排出・移動量は、排出量及び移動量の合計で 462,449kg となっています。内訳は、廃棄物として処理するために事業所外へ移動されたものが 28.8%、大気中に排出されたものが 63.3%で、この両者で全体の 9 割以上を占めています【図表 1-5-3】。

PRTR制度を積極的に活用し、市内における化学物質の排出・移動量を広く市民等に公表することなどにより、化学物質について正しい知識と理解を深め、化学物質による環境リスクの低減に努めていく必要があります。

【図表 1-5-3】 市内の化学物質排出量・移動量

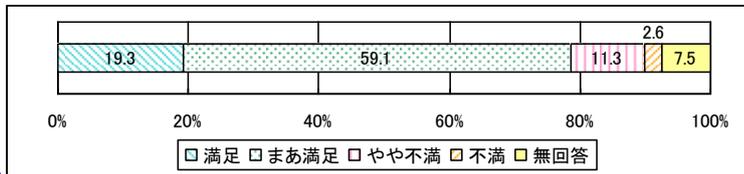


— 環境に関する意識調査（平成21年度） —

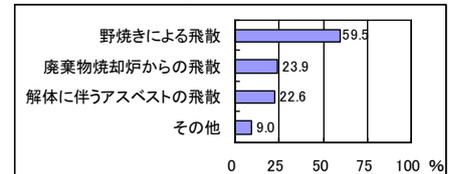
地域の環境の満足度に関する調査では、「ダイオキシン類やアスベストなどの有害化学物質対策」について、調査票を提出した2,151人のうち78.4%の市民が「満足している」「まあ満足している」と回答しています。

また、「不満がある」「やや不満がある」と回答した301人のうち59.5%の市民が「野焼きによる飛散（ダイオキシン類）」を問題点として掲げています。

「ダイオキシン類やアスベストなどの有害化学物質対策」の満足度



問題と感じていること



■ 施策の展開

施策の方向	主な取り組み ※【】内は主な担当課
1-5-1 監視体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 大気や公共用水域など環境中のダイオキシン類*濃度を把握し、その結果を公表します。【環境課】</li> <li>◆ 化学物質の排出量及び移動量を把握し、その結果を公表します。【環境課】</li> </ul>
1-5-2 発生源対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 法令や協定締結により、事業所から排出されるダイオキシン類の濃度や化学物質の移動量等を確認し、適切な指導を行います。【環境課】</li> <li>◆ 農薬や化学肥料による土壌の汚染を防止するため、減農薬・減化学肥料の環境保全型農業を推進します。【農業振興課】</li> <li>◆ 法令の周知やパトロールの実施により、簡易焼却炉や野焼きによるダイオキシン類の飛散を防止します。【環境課・クリーン推進課】</li> <li>◆ 建築物等の解体に伴うアスベスト*の飛散を防止します。【環境課】</li> <li>◆ 環境汚染事故の未然防止に努めるとともに、事故発生時には迅速な対応を行います。【環境課】</li> </ul>
1-5-3 化学物質対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 化学物質に関する情報を収集するとともに、広く市民等に提供します。【環境課】</li> <li>◆ 化学物質に関するリスクコミュニケーション*を推進します。【環境課】</li> <li>◆ シックハウス（スクール）*対策やアスベスト対策など、公共施設における化学物質対策を徹底します。【施設所管課】</li> </ul>

■ みなさんに取り組んでいただきたいこと

	主な取り組み
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 家庭ごみの野焼きなど、廃棄物の違法な焼却をしない。</li> <li>◆ 家庭菜園等での農薬、化学肥料、除草剤の使用量を減らす。</li> <li>◆ 化学物質について関心をもち、PRTR制度*やリスクコミュニケーションなどにより知識を深める。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 法令、協定を順守し、ダイオキシン類等の化学物質の環境中への排出を抑制する。</li> <li>◆ 化学物質を適正に使用・管理し、不要な拡散を防止する。</li> <li>◆ 農薬や化学肥料、除草剤などの使用量を減らす。</li> <li>◆ 農薬散布時は、風向きなどに注意し、ドリフト（飛散）を防止する。</li> <li>◆ 地域住民等とのリスクコミュニケーションを実施する。</li> <li>◆ 事業所から出るごみは自らの責任で適正に処理し、違法な焼却や不法投棄をしない。</li> <li>◆ アスベスト使用建築物等の解体にあたっては、周辺への飛散を防止する。</li> </ul>

## 1-6 快適な生活環境を創る

### ■環境目標

身近な公園緑地の整備や環境美化の推進を図り、緑あふれるうるおいのある生活環境を創造していきます。

### ■環境指標

項目	現 状		目標値(平成 32 年度)
	現状値	年度	
市民一人当たりの都市公園面積	16.3 m <sup>2</sup>	27	16.0 m <sup>2</sup> (総合計画目標値)
公共施設の緑視率*	35.2%	27	30.0% (総合計画目標値)
指定文化財件数	166 件	27	170 件 (総合計画目標値)
きたかみ景観資産の認定数	106 件	27	115 件 (総合計画目標値)
清潔なまちであると感じている市民の割合	72.7%	26	75% (総合計画目標値)

### ■現状と課題

身近な緑や水辺、良好な景観などは、私たちの生活にうるおいとやすらぎを与え、心地よい生活を送るために欠かすことができない要素です。

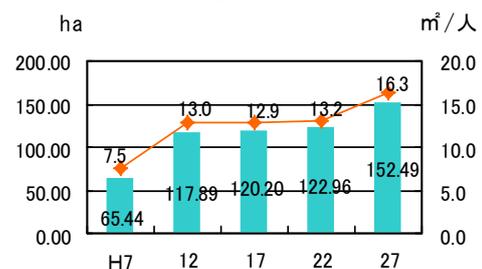
すべての者が連携し、水と緑のネットワークや良好な景観を形成するとともに、環境美化意識の高揚を図り、快適な生活環境の創造に努めていく必要があります。

#### 1 身近な緑と水辺空間

平成 28 年 3 月 31 日現在、市内には 128 ヶ所、152.49ha の都市公園が整備されており、市民一人当たりの都市公園面積は 16.3 m<sup>2</sup>となっています【図表 1-6-1】。このほか市内には、農村公園や児童遊園、多目的広場などが整備されており、これらを含めると、市内の公園数は 150 ヶ所以上に上ります。この中には、九年橋せせらぎ公園や新堰水辺公園といった水辺空間を整備・活用した親水公園も含まれており、緑や水辺とのふれあい拠点が市内各地に整備されています【図表 1-6-2】。

また、街並みの緑化と景観の形成、騒音等の緩衝を目的として、市内の道路沿いには街路樹が整備されています。

【図表 1-6-1】都市公園面積の推移



注) 公園面積は各年度 4 月 1 日現在  
資料: 北上市統計書・北上市都市整備部都市計画課

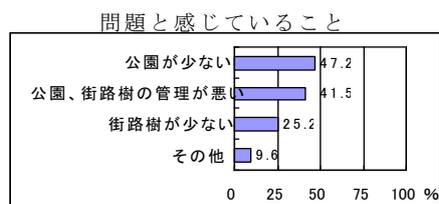
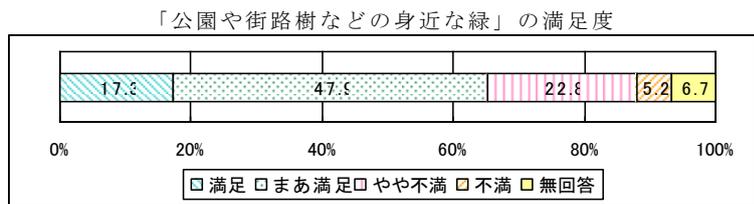
なお、水と緑のネットワークを形成するためには、公共空間の緑化のみならず、宅地や事業所用地等の緑化も併せて推進していく必要があります【図表1-6-3】。



— 環境に関する意識調査（平成21年度） —

地域の環境の満足度に関する調査では、「公園や街路樹などの身近な緑」について、調査票を提出した2,151人のうち65.2%の市民が「満足している」「まあ満足している」と回答しています。

また、「不満がある」「やや不満がある」と回答した602人のうち47.2%の市民が「公園が少ない」ことを、次いで41.5%が「公園・街路樹の管理が悪い」ことを問題点として掲げています。



2 景観の形成

景観法が平成17年6月に全面施行されたことを受け、本市は平成18年10月に同法に基づく景観行政団体\*になりました。平成21年9月には、北上市景観計画を策定し、市内全域を景観計画区域に指定するとともに、景観づくりを推進する上で重要な4区域を、景観形成強化区域として指定しています。

また、同計画に基づく景観資産認定制度により、平成27年度末現在、106件の景観資産を認定し、景観を守り、創り、育てる活動が展開されています。

平成22年4月には北上市景観条例が全面施行となり、一定規模以上の建築物や工作物の建設、開発行為などを行う場合には、色彩や高さの制限、法面の緑化など、景観への配慮が求められています。

これらの制度の適正な運用を図ることにより、今後、北上らしい景観が守り、育てられていくことが



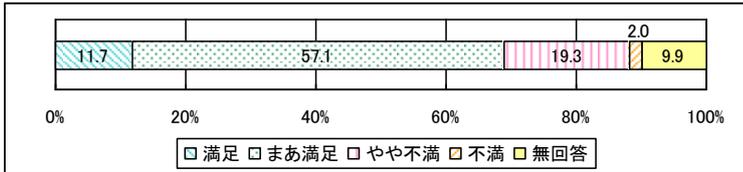
期待されます【図表1-6-4】。

— 環境に関する意識調査（平成21年度） —

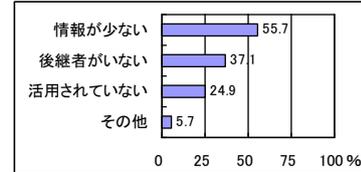
地域の環境の満足度に関する調査では、「文化的遺産の保全・活用」について、調査票を提出した2,151人のうち68.8%の市民が「満足している」「まあ満足している」と回答しています。

また、「不満がある」「やや不満がある」と回答した458人のうち55.7%の市民が「文化的遺産に関する情報が少ない」ことを問題点として掲げています。

「文化的遺産の保全・活用」の満足度



問題と感じていること



3 美観の維持

市内では、ポイ捨てによるごみの散乱やペットのフンの放置など、街の美観を損なう行為が散見されます。公園の整備や緑化、良好な景観の形成が推進されても、こうした行為が後を絶たない限り、快適な生活環境を確保することはできません。

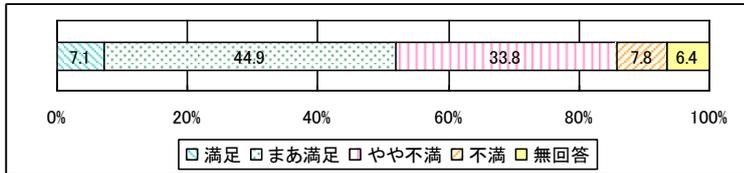
私たち一人ひとりが環境美化意識の向上に努め、美しい街並みを創造していく必要があります。

— 環境に関する意識調査（平成21年度） —

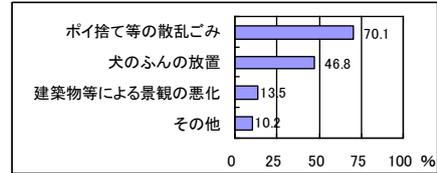
地域の環境の満足度に関する調査では、「街並みの美しさ」について、調査票を提出した2,151人のうち52.0%の市民が「満足している」「まあ満足している」と回答しています。

また、「不満がある」「やや不満がある」と回答した895人のうち70.1%の市民が「ポイ捨て等の散乱ごみ」を問題点として掲げています。

「街並みの美しさ」の満足度



問題と感じていること



## ■施策の展開

施策の方向	主な取り組み ※【】内は主な担当課
1-6-1 水と緑のネットワークの形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 公園や緑地の整備を計画的に推進するとともに、適正な維持管理に努めます。 【都市計画課】</li> <li>◆ 沿道の緑化を推進するとともに、街路樹等の適正な維持管理に努めます。 【道路環境課・都市計画課】</li> <li>◆ 公共施設の緑化を推進します。 【施設所管課】</li> <li>◆ 事業所用地や宅地の緑化を推進します。 【都市計画課・農林企画課・環境課】</li> <li>◆ 湧水地の適正な保全に努めます。 【都市計画課】</li> <li>◆ 水辺に親しむことのできる親水空間の整備を図るとともに、水辺環境の適正な維持管理に努めます。 【農林企画課・都市計画課】</li> </ul>
1-6-2 景観の形成と美観の維持	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 景観計画及び景観条例の運用により、良好な景観の形成を推進します。 【都市計画課】</li> <li>◆ 保存樹木等の適正な保全に努めます。 【都市計画課】</li> <li>◆ 荒廃農地*や空き地等の適正な維持管理を指導します。 【農林企画課・農業委員会・クリーン推進課】</li> <li>◆ 歴史・文化資源の適正な保存と活用を推進します。 【文化財課】</li> <li>◆ 環境美化意識の高揚を図り、空き缶やタバコなどのポイ捨てを防止します。 【クリーン推進課】</li> <li>◆ ペットの飼い主のマナー向上を図り、フンの放置を防止します。 【クリーン推進課】</li> </ul>

## ■みなさんに取り組んでいただきたいこと

	主な取り組み
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 花木の植樹や生垣の設置などにより、宅地内を緑化する。</li> <li>◆ 家屋を建築する際は、周囲の景観と調和のとれたデザインにする。</li> <li>◆ 屋敷や空き地を適正に管理し、雑草の繁茂やごみの散乱を防止する。</li> <li>◆ 空き缶やタバコなどのポイ捨てをしない。</li> <li>◆ ペットのフンを放置しない。</li> <li>◆ 公園や道路、河川の清掃など、環境美化活動に積極的に参加する。</li> <li>◆ 郷土の歴史に愛着を持ち、歴史・文化資源の保全に協力する。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 花木の植樹や生垣の設置などにより、事業所用地を緑化する。</li> <li>◆ 事業所や看板、広告塔の設置にあたっては、周辺の景観と調和のとれたデザインにする。</li> <li>◆ 事業所用地を適正に管理し、雑草の繁茂やごみの散乱を防止する。</li> <li>◆ 公園や道路、河川の清掃など、地域貢献活動を積極的に行う。</li> <li>◆ 歴史・文化資源の保全に協力する。</li> </ul>

2-1 豊かな自然環境を保全する

■環境目標

自然と人間がバランスよく共生できる豊かで優れた自然環境を保全します。

■環境指標

項目	現 状		目標値(平成 32 年度)
	現状値	年度	
森林面積	25,015ha	27	25,015ha (総合計画目標値)
農業振興地域*の面積 (農用地区域/農振白地区域)	8,253.3ha / 14,601.2ha	27	8,139ha / 14,716ha (総合計画目標値)
荒廃農地*面積	14ha	27	8ha (総合計画目標値)
鳥獣保護区※1	2,416ha	27	2,416ha
自然保護団体数	16 団体	27	16 団体
野生生物の種類	( )内は希少種数		現状維持
植物	1,497 種(99 種)		
脊椎動物	哺乳類/鳥類/爬虫類	32(10)/148(39)/11(2)	
	両生類/魚類・円口類	14(5)/35(3)	
節足動物	昆虫類/甲殻類/クモ類	1,000(34)/5(0)/125(0)	
軟体動物	陸生貝類/淡水産貝類	10(1)/15(6)	

※1 すでに工業団地化され事実上鳥獣保護区とみなされない区域 1ヶ所を除く

■現状と課題

本市は、西部に奥羽山脈、東部には低地の里山地帯があり、南北に北上川、東西に和賀川が流れ、水と緑に恵まれています。今後は、私たちの財産であるこれらの豊かで優れた自然環境の現状を把握し、保全と再生に努めていく必要があります。

1 豊かな自然

日本の国土面積(3,779万 ha)のうち約3分の2は森林(2,508万 ha)で占めています。また、岩手県の森林面積は117.6万 haで、全国の森林面積の約4.7%、北海道に次いで2番目の広大な森林面積を有しています。

本市については、市域(43,755ha)のうち約57.2%を森林(25,015ha)で

【図表 2-1-1】森林面積の推移(北上市)



占めており、西部の奥羽山脈を中心に豊富な森林資源が保全されています【図表 2 - 1 - 1】。

また、岩手県自然環境保全条例の規定により、市内 2 地域が環境緑地保全地域\*【図表 2 - 1 - 2】として指定され、区域内の自然環境の保全が図られています。

森林などの緑は、  
私たちに安らぎを  
与えると同時に、水  
源かん養\*や土砂流出

【図表 2 - 1 - 2】環境緑地保全地域

名 称	面積	指定年月日
北上工業団地環境緑地保全地域	150ha	昭和48年12月 5 日
国見山環境緑地保全地域	230ha	昭和51年 5 月25日

資料：岩手県法規集

防止等の公益的機能【図表 2 - 1 - 3】のほか、地球温暖化防止対策における二酸化炭素の吸収源として、また生物多様性\*を支える場としても重要な役割を担っており、適正な維持、管理により保全を図っていく必要があります。

【図表 2 - 1 - 3】市内の民有保安林\*面積とその役割

(平成 26 年度現在)

種 類	面 積	役 割
水源かん養保安林	466ha	雨水を土壌に浸透させ、洪水や濁水を緩和するとともに水質を浄化します。
土砂流出防備保安林	174ha	樹木の根や地面を覆う落ち葉等が、雨などによる表土の侵食や土砂の流出を防ぎます。
土砂崩壊防備保安林	17ha	山地の崩壊を防ぎ、住宅や鉄道、道路などを災害から守ります。
防風保安林	4ha	田畑や住宅などを、強風による被害から守ります。
なだれ防止保安林	1ha	なだれの発生を防止、又は発生したなだれによる被害を防止、軽減します。
保健保安林	(32ha)	空気の浄化、騒音の防止など、生活環境を守るとともに、森林浴などの森林レクリエーションの場にもなります。
合 計	662ha	

( )は兼種指定面積

資料：岩手県林業の指標

## 2 生物多様性の確保

日本には、知られているだけで 9 万種以上、分類されていないものも含めると 30 万種を超える生き物がいると推定されています。また、先進国で唯一野生のサルが生息していることをはじめ、クマやシカなどの大型哺乳類が生息する豊かな生態系を有しています。

水と緑が豊かな本市にも、様々な野生生物が生息・生育しており、西部の山岳地帯はブナ、ミズナラ、トチ、サワグルミなどの森林に覆われ、北上川沿いの低地や東部の丘陵地帯にはクリ、コナラ、アカマツ、スギを中心とする里地里山\*が広がっています。また、国の自然環境保全基礎調査において保護上重要な植物群落とされている「国見山の岩石地植物(メノマンネングサ、シマカンギク、イチハツ)」「焼石連峰の高山植物」が分布するほか、ミズバショウやザゼンソウ、コウホネの群生地などが見られます【図表 2 - 1 - 4】。

【図表 2-1-4】 主な植物の群生地

No	植物名	所在地
1	ミズバショウ	北上市村崎野 2 地割地内 (新堰川付近)
2		北上市相去町高前檀地内 (北上総合運動公園キャンプ場付近)
3		北上市和賀町岩沢 8 地割地内
4		北上市和賀町後藤 7 地割地内
5		北上市和賀町岩崎新田 2 地割地内 (水上牧野内)
6		北上市和賀町岩崎新田 2 地割地内 (熊沢)
7		北上市和賀町岩崎新田 10 地割地内
8	ザゼンソウ	北上市相去町大清水地内 (市姫神社付近)
9		北上市和賀町藤根 13 地割地内 (ざぜん草の里)
10		北上市和賀町後藤 7 地割地内
11	コウホネ	北上市更木 37 地割地内 (北上川)

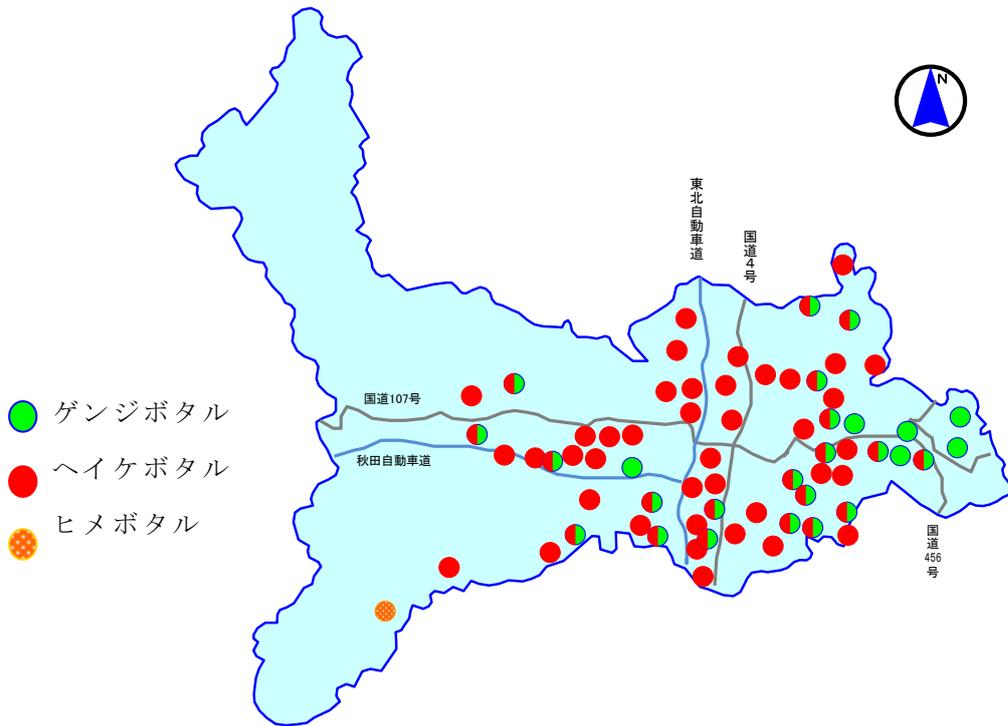


資料：北上市生活環境部環境課・北上市立博物館

動物については、ツキノワグマやニホンカモシカなどの大型獣、クマタカ、オオタカ、ハチクマなどの猛禽類をはじめ、モリアオガエル、カジカガエル、キタオウシュウサンショウウオ、クロサンショウウオなどの両生類、ムカシトンボ、ムカシヤンマ、ベニヒカゲ、オオゴマシジミなどの昆虫類といった原生的自然の森に生息する生き物が見られます。冬季には、市内各地の池や沼にオオハクチョウ、オナガガモ、マガン、キンクロハジロなど多くの水鳥が越冬のため飛来します。

また、市が自然保護関係団体の協力を得て実施したホタル生息地調査(平成 24～25 年度)でホタルの生息を確認しており、一時は各地で姿を消したゲンジボタルやヘイケボタルが市内各地で再び見られるようになりました。さらには、西部の山地でヒメボタルが多産することも確認されています【図表 2-1-5】。

【図表 2-1-5】北上市ホタルマップ



資料：北上市生活環境部環境課

しかしながら、こうした本来豊かであるはずの生態系は危機に瀕しています。国が平成24年9月に策定した「生物多様性\*国家戦略 2012-2020」では、直接、間接を問わず、様々な人間活動の影響によって、生物多様性保全上の問題が引き起こされているとしており、生物多様性の危機を「4つの危機」として整理しています【図表 2-1-6】。

【図表 2-1-6】生物多様性の4つの危機

第1の危機	人間活動や開発が直接的にもたらす種の減少、絶滅、あるいは生態系の破壊、分断、劣化を通じた生息・生育空間の縮小、消失
第2の危機	生活様式、産業構造の変化、人口減少など社会経済の変化に伴い、自然に対する人間の働きかけが縮小、撤退することによる里地里山などの環境の質の変化、種の減少ないし生息・生育状況の変化
第3の危機	外来種*や化学物質など人為的に持ち込まれたものによる生態系のかく乱
第4の危機	地球温暖化など環境の変化がもたらす動植物の絶滅リスクの上昇、食糧の生産適地の変化、感染症媒介生物の分布域拡大

資料：生物多様性国家戦略 2012-2020

本市においても、里地里山\*の荒廃や外来生物の進入【図表 2-1-7】など、生物の多様性を脅かす状況が確認されています。本市では、アレチウリやニセアカシアといった外来生物による生態系への侵害を食い止めるため、市やNPOが直接駆除を行ったり、外来生物

侵入前の本来の環境に戻るよう環境整備を行っています。今後は、生態系に配慮した開発、里地里山\*の適正な維持管理、外来生物対策など、生物多様性の保全に向けた取り組みを推進していく必要があります。

【図表 2-1-7】和賀川流域で確認された外来植物



資料：NPO 法人わが流域環境ネット

ニセアカシア

北米原産のマメ科ハリエンジュ属の落葉高木で、生態系被害防止外来種リストに掲載されている。生態系被害防止外来種とは、海外起源の外来種であって、生態系に悪影響を及ぼしうるものとして環境省が選定したもので、現在148種（植物は84種）がリストに掲載されています。和賀川流域では、ニセアカシアのほか、アメリカネナシカズラ、イタチハギやブタクサといった生態系被害防止外来種が確認されています。

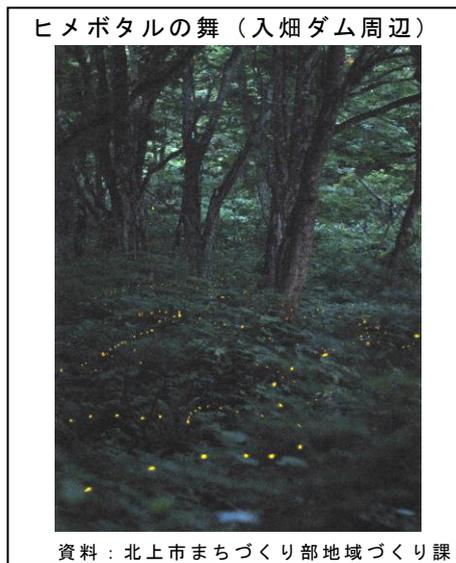
アレチウリ

北アメリカ原産のウリ科の一年草で、外来生物法(注)により特定外来生物に指定されている。特定外来生物とは、海外起源の外来種\*であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるもので、現在110種（植物は13種）が指定されています。和賀川流域では、アレチウリのほか、オオハンゴンソウやオオキンケイギクといった特定外来生物の生息が確認されています。



資料：北上市立博物館

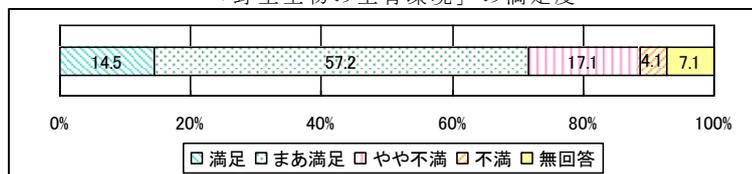
(注 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律)



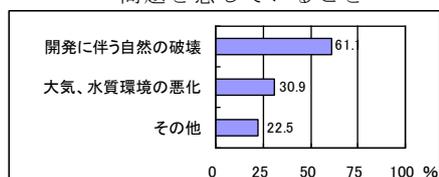
— 環境に関する意識調査（平成21年度） —

地域の環境の満足度に関する調査では、「野生生物の生育環境」について、調査票を提出した2,151人のうち71.7%の市民が「満足している」「まあ満足している」と回答しています。また、「不満がある」「やや不満がある」と回答した457人のうち61.1%の市民が「開発に伴う自然の破壊」を問題点として掲げています。

「野生生物の生育環境」の満足度



問題と感じていること



■ 施策の展開

施策の方向	主な取り組み ※【】内は主な担当課
2-1-1 すぐれた自然の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 法令等の規制や区域指定により、自然環境の適正な保全を図ります。 【環境課】</li> <li>◆ 適正な森林施業により、森林資源の保全と育成に努めます。 【農林企画課】</li> <li>◆ 水源かん養*や大気浄化、土砂災害の防止など、森林の公益的機能の維持増進と保安林*の適正な配備を図ります。 【農林企画課】</li> <li>◆ 意欲的な担い手の育成により、農林業の振興を図ります。 【農業振興課・農林企画課・農業委員会】</li> <li>◆ 農地の集積や担い手への利用集積により、効率的な農業経営の育成を図ります。 【農業振興課・農業委員会】</li> <li>◆ 公共工事の実施にあたっては、自然環境の保全に配慮します。 【公共工事所管課】</li> <li>◆ 自然保護団体との連携を図り、情報の共有化と効率的な自然保護活動を推進します。 【環境課】</li> </ul>
2-1-2 生態系の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 保護区の指定により、野生鳥獣の適正な保護を図ります。 【環境課】</li> <li>◆ 農林業の振興や地域住民との協働・連携により、里地里山*の適正な保全と管理を図ります。 【農業振興課・農林企画課・農業委員会】</li> <li>◆ ビオトープ*空間の整備を推進し、生物の生息・生育空間を確保します。 【農林企画課・都市計画課】</li> <li>◆ 農薬や化学肥料による土壌汚染や有益生物への悪影響を防止するため、減農薬・減化学肥料の環境保全型農業を推進します。 【農業振興課】</li> <li>◆ 希少動植物の分布状況の把握に努め、その保護を図ります。 【環境課】</li> <li>◆ 外来生物の分布状況や、生態系への影響及び防除などに関する情報について幅広く周知を図り、外来生物対策を推進します。 【環境課】</li> <li>◆ 公共工事の実施にあたっては、生態系の保全に配慮します。 【公共工事所管課】</li> <li>◆ 外来生物の適正な飼育について普及啓発を図ります。 【環境課】</li> </ul>

■ みなさんに取り組んでいただきたいこと

	主な取り組み
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 郷土の自然に愛着をもち、大切にす。</li> <li>◆ 地産地消を心がけ、地域農業の活性化に協力する。</li> <li>◆ むやみに野生動植物の捕獲・採取を行わない。</li> <li>◆ 野生生物への安易な餌付けをしない。</li> <li>◆ 外来生物を飼育するときは、最後まで責任と愛情をもって飼育する。</li> <li>◆ 外来魚の密放流をしない。</li> <li>◆ 里地里山の保全活動に参加・協力する。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 地場産品を優先的に使用した商品を開発する。</li> <li>◆ 事業活動にあたっては、自然環境や生態系への影響に配慮する。</li> <li>◆ 自然環境保全活動に参加・協力する。</li> </ul>

## 2-2 人と自然とのふれあいを推進する

### ■ 環境目標

人と自然との豊かなふれあいを推進し、自然を大切にする気持ちを育てます。

### ■ 環境指標

項目	現 状		目標値(平成 32 年度)
	現状値	年度	
森林保全及び緑化推進関係イベント参加者数	750 人	27	800 人 (総合計画目標値)
緑などの自然環境に満足している市民の割合	88.8%	26	89.0% (総合計画目標値)

### ■ 現状と課題

自然を大切にする気持ちを育てるには、自然とのふれあいを通じて五感で感じる事が大切です。

本市の豊かな自然を活かし、ふれあいの場の確保と機会の創出に努めていく必要があります。

#### 1 ふれあいの場

市南西部の夏油川上流域は、岩手、秋田、宮城及び山形の4県にまたがる栗駒国立公園の一部となっており、ブナの原生林や焼石連峰の高山植物にふれあうことができます。

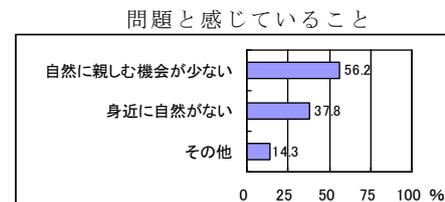
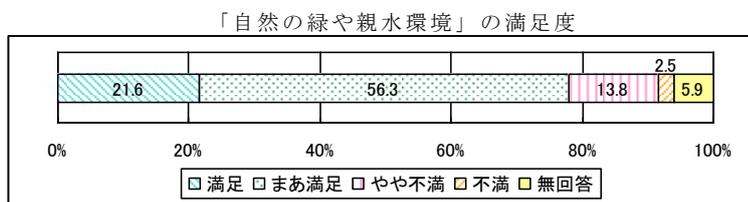
また、身近な自然地域や景勝地、史跡などを結ぶ東北自然歩道（東北6県にまたがる長距離自然歩道。愛称：「新・奥の細道」）は、県内で42コースが整備されており、そのうち4コースが本市を通っています。

このほか、自然豊かな本市には、国見山をはじめ、展勝地生活環境保全林やえづりこすずの里、ぎぜん草の里など、自然とふれあえる場が多数存在しており、これらを適正に維持、管理するとともに、広く市民等への周知に努め、自然とのふれあいを通じた自然保護意識の醸成を図っていく必要があります。

#### — 環境に関する意識調査（平成21年度） —

地域の環境の満足度に関する調査では、「自然の緑や親水環境」について、調査票を提出した2,151人のうち77.9%の市民が「満足している」「まあ満足している」と回答しています。

また、「不満がある」「やや不満がある」と回答した349人のうち56.2%の市民が「自然に親しむ機会が少ない」ことを問題点として掲げています。



## 2 ふれあいの機会

人と自然とのふれあいを促進するためには、ふれあいの場を提供するのみならず、ふれあいの機会を提供する必要があります。

自然豊かな本市では、行政のほか、NPO法人や各種団体等による自然探索会、トレッキング、スノーシューハイキングなどが開催されています。

また、岩手県が設置している環境アドバイザー\*が市内に4人（平成27年度）おり、自然探索会等の行事において講師を務めています。

こうした行事や講師に関する情報を提供し、市民等が自然にふれあえる機会の創出に努めます。

木々を飛び交う野鳥を観察する  
(野鳥観察会)



資料：日本野鳥の会北上

自然に親しむ子どもたち  
(自然探索会)



資料：北上市生活環境部環境課

大自然の中でウォークラリー  
(わんぱく自然教室)



資料：北上市農林部農林企画課

真冬の夏油高原をスノーシューで歩く  
(スノーシューハイキング)



資料：夏油高原インタープリターの会

## ■ 施策の展開

施策の方向	主な取り組み ※【】内は主な担当課
2-2-1 ふれあいの場の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 自然の緑、河川や湧水などの水辺環境を活かした公園等の整備を推進するとともに、適正に維持管理します。 【農林企画課・都市計画課】</li> <li>◆ 自然公園指導員などにより、自然公園の景観や動植物の保護、公園利用者への適正な指導を推進します。 【環境課】</li> <li>◆ 遊休農地を有効活用し、土とふれあい、自然の恵みを体験できる市民農園等の整備を促進します。 【農林企画課】</li> </ul>
2-2-2 ふれあいの機会の創出	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 自然公園や遊歩道など、自然にふれあえる場に関する情報収集に努め、広く市民等に周知します。 【環境課】</li> <li>◆ 里山や農地などの地域の資源を活用し、グリーンツーリズム*を推進します。 【農林企画課】</li> <li>◆ 森林や河川など、身近な自然を活用した体験型のイベント開催を促進します。 【環境課・農林企画課・博物館】</li> <li>◆ 環境アドバイザー*など、自然とのふれあいをサポートする人材の育成を図ります。 【環境課・農林企画課・商業観光課】</li> <li>◆ 自然保護団体と連携を図り、野鳥観察会や自然探索会、自然保護活動などに関する情報交換を行い、取り組みの活性化を図ります。 【環境課】</li> </ul>

## ■ みなさんに取り組んでいただきたいこと

	主な取り組み
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 自然公園等を利用する際は、園内の自然を大切にし、ごみを持ち帰るなどのマナーを守る。</li> <li>◆ 自然探索会などに積極的に参加し、自然の役割や大切さに理解を深める。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ グリーンツーリズムなど、地域資源を活用した観光の取り組みを推進する。</li> <li>◆ 遊休農地を市民農園や体験農園の場として提供する。</li> </ul>

## 3-1 3Rを推進する

## ■環境目標

廃棄物の発生を抑制し、発生した廃棄物については積極的に再使用、再生利用を行い、資源の有効利用を図ります。

## ■環境指標

項目	現 状		目標値(平成 32 年度)
	現状値	年度	
ごみの総排出量	25,937t/年	27	23,100t/年 (総合計画目標値)
一人1日当たりのごみ排出量	758g/人・日	27	686g/人・日 (総合計画目標値)
リサイクル率	19.4%	27	23.0% (総合計画目標値)
事業系生ごみリサイクル量	242t/年	27	400t/年
最終埋立量	2,065t/年	27	1,000t/年
集団資源回収量	1,257t/年	27	1,500t/年

## ■現状と課題

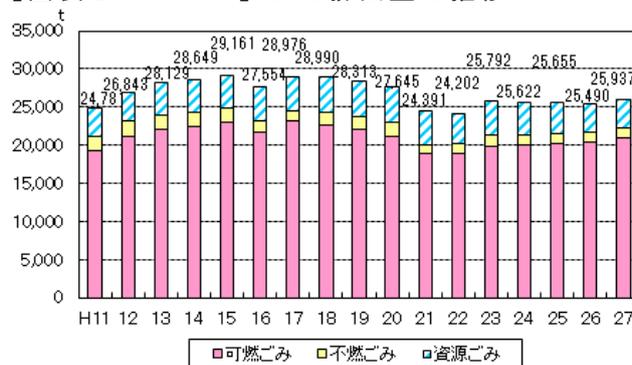
私たちの生活は、生活水準の向上とともに大量生産・大量消費・大量廃棄型のライフスタイルが広く定着し、豊かさを生み出す一方で大量のごみを排出してきました。

こうしたライフスタイルは転換を迫られ、わが国では、平成 12 年度に廃棄物・リサイクル対策を総合的かつ計画的に推進するための基盤となる「循環型社会形成推進基本法」が制定されました。この法律では、廃棄物の処理について ①発生抑制（リデュース） ②再使用（リユース） ③再生利用（リサイクル） ④熱回収 ⑤適正処分 という優先順位により行われるべきであると定めています。

## 1 ごみ排出量の推移

本市における一般廃棄物の年間総排出量は、平成15年度まで増加の一途でしたが、平成16年度に事業系資源ごみ

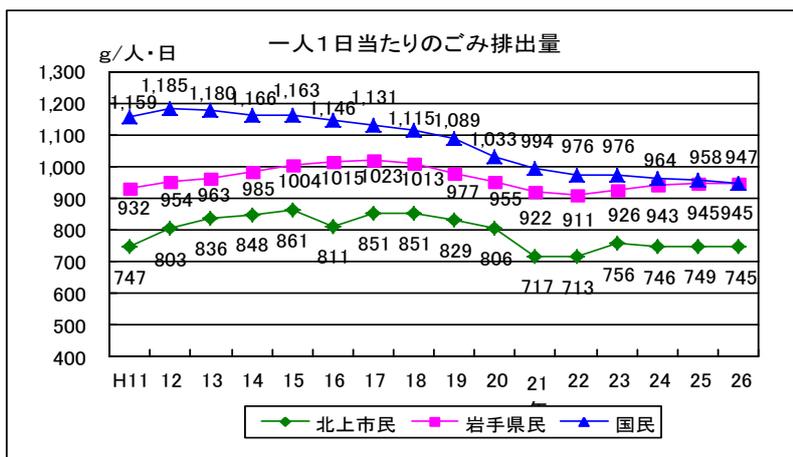
【図表 3-1-1】ごみ排出量の推移



資料：北上市生活環境部クリーン推進課

の清掃事業所への搬入規制を行った結果、排出量は5.6%（約1,600トン）減少しました。しかしながら、翌年度から再び増加に転じたため、排出量の抑制と分別の徹底を図るため、平成20年12月から家庭ごみの手数料化を実施しました。その結果、平成21年度の排出量は、前年度比11.8%

【図表3-1-2】 一人1日当たりのごみ排出量



資料：北上市生活環境部クリーン推進課

(3,235トン)、ピーク時の平成15年度比では16.4%（4,769トン）の減となり、直近10年間でもっとも低い排出量となりました。平成22年度以降は増加傾向にあるものの、依然として低排出量を維持しています。【図表3-1-1】。

また、平成26年度の市民一人1日当たりのごみ排出量は745グラムで、全国平均947グラム及び県平均945グラムを大きく下回っています【図表3-1-2】。

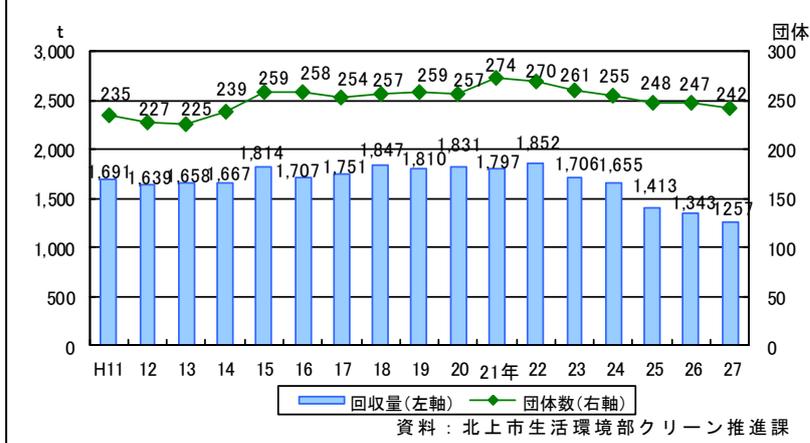
## 2 リサイクル率の推移

本市では、県内他市に先駆けて、平成7年度から「びん」「缶」「ペットボトル」「トレイ」の4品目について分別収集を開始しました。その後、平成8年度には紙類、布類を、平成13年度にはプラスチック製容器包装類を対象品目に加えています。

分別収集のほか、市内では子ども会などによる集団資源回収が行われており、平成27年度は242団体により1,257トンの資源ごみが回収されました【図表3-1-3】。

本市では、家庭ごみの減量が進まないことを受け、平成18年度に市内157会場（参加者10,086人）でごみ減量地域説明会を開催し、資源ごみの分別方法などについて説明を行いました。その結果、分別収集と集団資源回収で集められた資源ごみのリサイクル率は増加に転じ、

【図表3-1-3】 集団資源回収量の推移

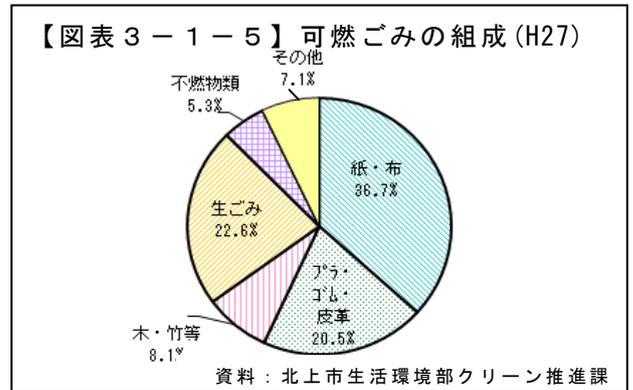
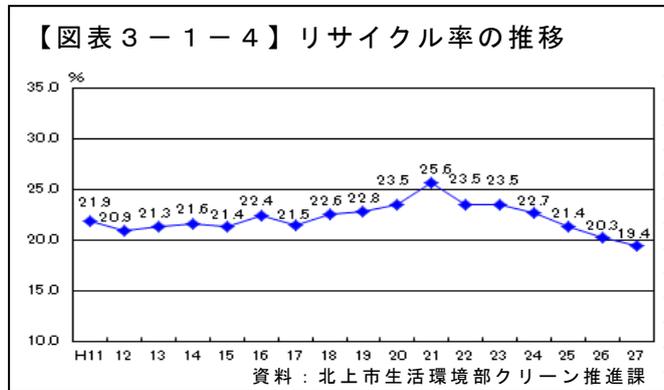


資料：北上市生活環境部クリーン推進課

家庭ごみ手数料化の影響もあり、平成21年度のリサイクル率は25.6%とピークに達しまし

た。しかしその後は、インターネットや電子書籍等の普及による紙類の減少、<sup>いびん</sup>活き瓶利用の減少、少子化による子供会等団体数の減少等により集団資源回収量が減少し、リサイクル率の減少が続いています。【図表3-1-4】。

可燃ごみの組成について見ると、紙類やプラ類、生ごみなど、資源や堆肥化できるごみが多く含まれており【図表3-1-5】、更なる分別の徹底が必要です。



本市は様々な施策を講じてきましたが【図表3-1-6】、ごみの総排出量は、近年や増加傾向にあります。持続可能な資源循環型社会\*の構築を図るため、市民・事業者・行政といったすべての者が連携し、3R\*（リデュース＝発生抑制、リユース＝再使用、リサイクル＝再生利用）を基調としたライフスタイルへの転換を一層推進していく必要があります。

コラム

～ 資源ごみはどう処理されるの？ ～

回収された資源ごみは、工場で再生処理され、新たな商品に生まれ変わります。

回収	再生処理	再生品
新聞紙、雑誌類	紙を溶かしインクを抜きます	新聞紙や菓子箱に再生されます
牛乳パック	裏のビニールをはがしてから溶かします	新聞紙に再生されます
衣類（木綿）、毛布	裁断します	工業用雑巾（ウェス）や軍手に再生されます
スチール缶、アルミ缶	スチールとアルミに分別してから溶かします	車のエンジン（アルミ）や鉄筋（スチール）に再生されます
酒、ジュースなどのビン類	一升ビンやビールビンなど再利用できるものは洗浄します	再び中身をいれて利用されます
	再利用できないビンは色別に溶かします	ガラスビンや建築資材に再生されます
ペットボトル	細かく砕いて溶かし、繊維にします	衣類やタオルに再生されます
発泡スチロール	溶かします	おもちゃなどに再生されます
ポリ袋、トレイ類	熱分解します	プラスチック原料や高炉還元剤に利用されます

### 3 可燃ごみ処理の広域化

本市は、平成 18 年にごみ処理施設の耐用年限を迎え、清潔で快適な環境を維持するため、ごみ処理に係る具体的な施策を進める必要がありました。こうした中、国は、適正なごみ処理を推進するために、ごみ処理の広域化が必要であると示しました。そこで、花巻市、遠野市に西和賀町に本市を加えた 4 市町で構成される岩手中部広域行政組合が平成 14 年に設立され、和賀町後藤に岩手中部クリーンセンターを建設しました。

岩手中部クリーンセンターは、平成 27 年 10 月から稼働を開始し、4 市町の可燃ごみを広域処理しています。このセンターは、ごみを効率よくエネルギーに変え、焼却灰をセメント原料にするなど環境に配慮した施設になっており、ごみ質の均一化や高温での安定燃焼などの燃焼管理によりダイオキシン類等の有害物質の発生抑制に努めるなど、厳しい自己規制を行っています。また、このセンターでは、蒸気タービン発電、太陽光発電、雪を利用した夏期空調・保冷設備（雪室）など、エネルギー・環境の先端技術等を総合的に体験することができることから、ごみ減量・分別意識の高揚のほか、エネルギーの有効活用など環境面での啓発も期待できます。

【図表 3-1-6】ごみ減量・リサイクル推進の取り組み

平成 5 年	ごみ減量検討委員会開催（資源ごみの分別収集・集団資源回収の推進・ごみ袋の透明化）
平成 6 年	モデル地区で資源ごみの分別回収を実施（びん・缶・ペットボトル・トレイ）
平成 7 年	市内全域で資源ごみの分別回収を開始
平成 8 年	資源ごみの分別品目拡大（紙類・布類を追加）
平成 10 年	指定ごみ袋制を導入
平成 13 年	資源ごみの分別品目拡大（プラスチック製容器包装類を追加） 事業系生ごみコンポスト処理*経費の補助制度を導入 家庭用電動生ごみ処理機購入費の補助制度を導入
平成 16 年	事業系資源ごみの市清掃事業所への搬入規制を実施
平成 18 年	ごみ減量地域説明会を開催（157 会場・10,086 人） ごみ減量専任指導員の配置（2 名）
平成 20 年	事業系ごみ処理手数料改定 家庭ごみの手数料化を導入 資源ごみ常設ステーションを設置（4 ヶ所）
平成 26 年	小型家電、衣類等の拠点回収実施
平成 27 年	岩手中部クリーンセンター稼働 ごみアプリ配信開始

資料：北上市生活環境部クリーン推進課

## ■ 施策の展開

施策の方向	主な取り組み ※【】内は主な担当課
3-1-1 家庭系ごみの減量	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 3R*の普及・啓発に努めます。 【クリーン推進課】</li> <li>◆ 公衆衛生指導員やごみ減量専任指導員を設置し、ごみの減量や分別の徹底について指導します。 【クリーン推進課】</li> <li>◆ マイバッグ運動を推進し、レジ袋の消費を削減します。 【クリーン推進課】</li> <li>◆ 生ごみの堆肥化を推進します。 【クリーン推進課】</li> <li>◆ 町内会や子ども会などによる資源ごみの集団回収を推進します。 【クリーン推進課】</li> <li>◆ リサイクル商品や環境に配慮した商品に関する情報を収集し、消費生活展などで紹介します。 【クリーン推進課】</li> <li>◆ 資源ごみの回収品目拡大を検討します。 【クリーン推進課】</li> </ul>
3-1-2 事業系ごみの減量	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ エコショップ認定店*の拡大と、市民等への周知に努めます。 【クリーン推進課】</li> <li>◆ ごみ減量指導員を設置し、ごみの減量や分別の徹底について指導します。 【クリーン推進課】</li> <li>◆ リサイクル事業者の育成と情報の収集に努め、企業間のネットワークの構築を図り、ゼロエミッション*を推進していきます。 【クリーン推進課】</li> <li>◆ 事業系生ごみのコンポスト処理*を推進します。 【クリーン推進課】</li> <li>◆ 公共工事に伴う資材の再資源化を推進します。 【公共工事所管課】</li> </ul>

## ■ みなさんに取り組んでいただきたいこと

	主な取り組み
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 買い物に出かけるときはマイバックを持参し、レジ袋をもらわない。</li> <li>◆ 過剰包装を断る。</li> <li>◆ 食材は計画的に購入し、食材の廃棄や食べ残しを減らす。</li> <li>◆ 生ごみは堆肥化处理し、ごみを減らす。</li> <li>◆ 使えるものは修理して、長く、大切に使う。</li> <li>◆ 不用になったものはリサイクルショップやバザーを活用し、有効に利用する。</li> <li>◆ エコマーク*認定商品など、環境に配慮した商品を優先的に選択して購入する。</li> <li>◆ 詰め替えや再利用が可能な商品、耐久性に優れた商品を優先的に選択して購入する。</li> <li>◆ ごみの分別のルールを守り、資源になるものは資源ごみとして出す。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ レジ袋を削減する。</li> <li>◆ 商品の包装を簡易にする。</li> <li>◆ グリーン購入に取り組む。</li> <li>◆ 事業所から発生する生ごみは、堆肥化处理する。</li> <li>◆ 資材は、再生品や再利用可能なものを選択する。</li> <li>◆ 建設工事に伴う資材は再資源化する。</li> <li>◆ 製品の長寿命化を図り、廃棄時にリサイクルしやすい製品設計を行う。</li> <li>◆ 産業間での連携を図り、ゼロエミッションに取り組むなど、廃棄物の減量に取り組む。</li> </ul>

## 3-2 適正処理を推進する

### ■ 環境目標

廃棄物の適正処理を推進し、環境の汚染や人の健康への被害を未然に防止します。

### ■ 環境指標

項目	現 状		目標値(平成 32 年度)
	現状値	年度	
不法投棄処理量	5.4t	27	3.0t (総合計画目標値)
清潔なまちであると感じている市民の割合 (再掲)	72.7%	26	75.0% (総合計画目標値)

### ■ 現状と課題

再使用（リユース）や再生利用（リサイクル）されない廃棄物は、焼却や埋め立てなどにより処分する必要がありますが、集積所への不適正な排出や不法投棄、野外焼却など、不適正な処理が見受けられます。

廃棄物の不適正処理は、環境汚染等を通じて人々の健康や暮らしに影響を及ぼすとともに、循環型社会\*の形成を推進するうえで障害となります。

#### 1 不適正排出

市内には、1,601ヶ所のごみ集積所（可燃・不燃）と382ヶ所の資源ごみステーションが設置（平成28年3月末現在）され、各地区とも可燃ごみについては週2回、不燃ごみは月1回、また資源ごみは月2回の収集日を設けています。

市では、「北上市ごみ百科」の<sup>ぜんこ</sup>全戸配布、資源ごみの常設ステーション5ヶ所の設置などにより、市民の利便性向上を図り、適正排出の推進に努めていますが、未分別や収集対象外のごみが集積所に出されるなど、ごみ出しのルールが守られていない事例が後を絶ちません【図表3-2-1】。

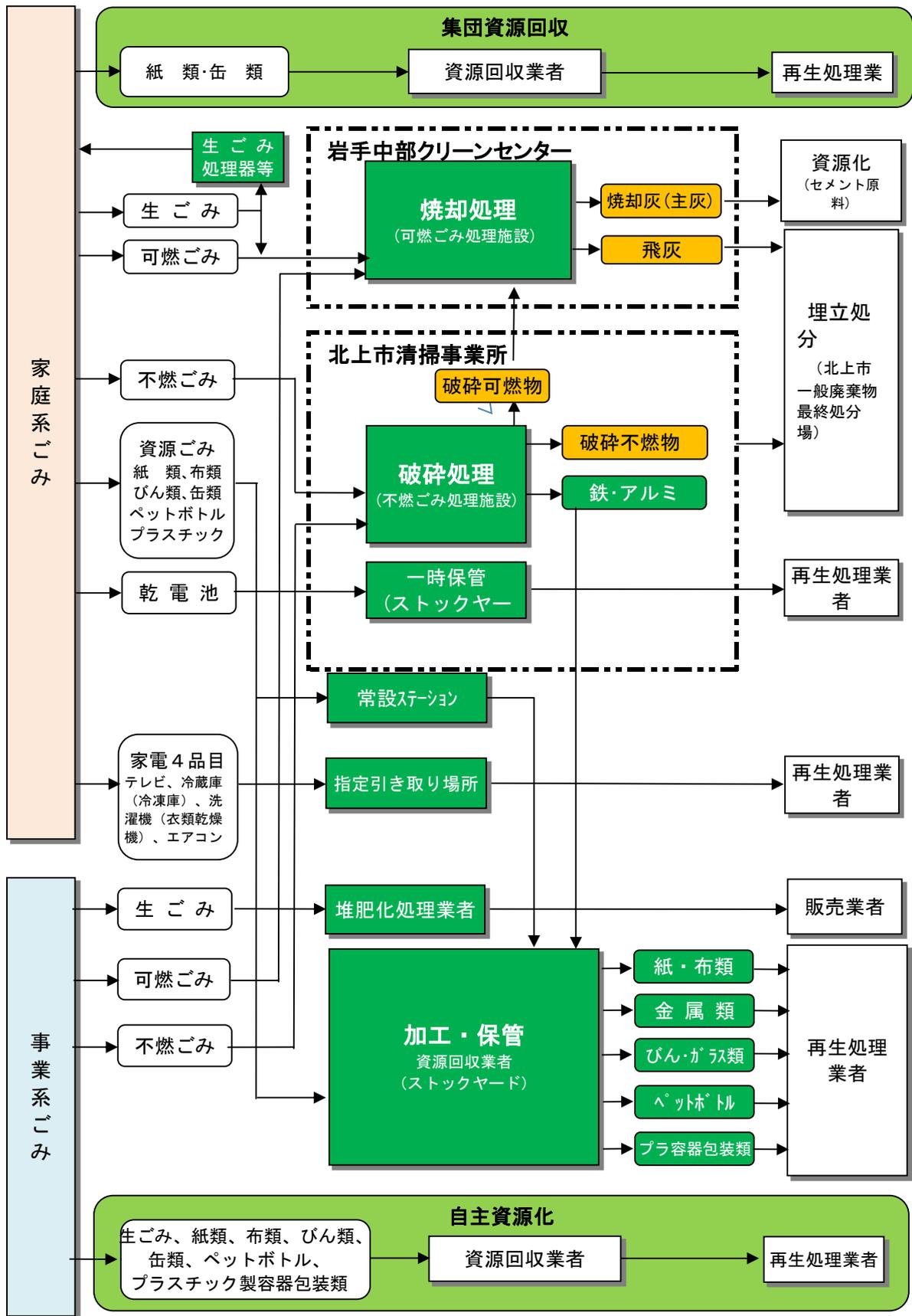
市では、公衆衛生指導員やごみ減量専任指導員などの設置により、分別の徹底や不適正排出・処理の防止に努めているところですが、今後とも適正処理の推進に努めていく必要があります。

【図表3-2-1】 不適正排出の事例



資料：北上市生活環境部クリーン推進課

～北上市のごみ処理の流れ～



## 2 不法投棄

廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）では、マニフェスト制度\*により廃棄物の処理状況を管理し、不法投棄などの不適正処理を防止する仕組みを構築しています。

また、県では、国内最大規模といわれる青森・岩手県境不法投棄事件を教訓として、平成14年度に「循環型地域社会の形成に関する条例」「県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例」「岩手県産業廃棄物税条例」の3条例を制定し、総合的な産業廃棄物対策を推進しています。

市においては、ごみ減量専任指導員や専任環境監視員によるパトロールや監視カメラの設置などにより【図表3-2-2】、不法投棄の防止に努めており、また、地域や各種団体によるパトロール、清掃活動も実施されています。

しかしながら、不法投棄は後を絶たず【図表3-2-3】、市内で不法投棄された廃棄物の平成27年度の処理量は約5.4トン（クリーン推進課把握分）に及んでいます。

また、不法投棄されるごみは、廃タイヤや家電リサイクル法でリサイクルが義務づけられているテレビ、冷蔵庫、洗濯機など市が収集・処理していないものが多くなっています。

不法投棄対策として、不法投棄箇所に監視カメラを設置することで一定の効果は得られていますが、不法投棄は人目につきにくい場所や時間帯を狙って実行されるため、継続して不法投棄防止に向けた取り組みを推進していく必要があります。

【図表3-2-2】監視カメラ



資料：北上市生活環境部クリーン推進課

【図表3-2-3】不法投棄の事例



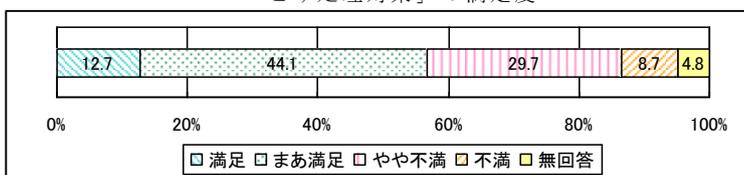
資料：北上市生活環境部クリーン推進課

### — 環境に関する意識調査（平成21年度） —

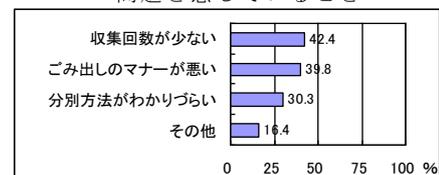
地域の環境の満足度に関する調査では、「ごみ処理対策」について、調査票を提出した2,151人のうち56.8%の市民が「満足している」「まあ満足している」と回答しています。

また、「不満がある」「やや不満がある」と回答した825人のうち42.4%の市民が「収集回収が少ない」ことを、次いで39.8%の市民が「ごみ出しのマナーが悪い」ことを問題点として掲げています。

「ごみ処理対策」の満足度



問題と感じていること



## ■ 施策の展開

施策の方向	主な取り組み ※【】内は主な担当課
3-2-1 処理体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ ごみ集積所及び資源（常設）ごみステーションを適正に配置します。 【クリーン推進課】</li> <li>◆ 集合住宅への専用集積所の設置を促進します。 【クリーン推進課】</li> <li>◆ 不適正排出防止のため、公衆衛生指導員やごみ減量専任指導員が、ごみ集積所への適正な排出を指導します。 【クリーン推進課】</li> <li>◆ 農業系廃棄物の適正処理を推進します。 【農業振興課】</li> <li>◆ 各種リサイクル法の周知と適正な制度運用を図ります。 【クリーン推進課・建築住宅課】</li> <li>◆ ごみの出し方、分け方について周知徹底を図ります。 【クリーン推進課】</li> <li>◆ 関係自治体と連携し、可燃ごみ以外の廃棄物の広域処理を目指します。 【クリーン推進課】</li> </ul>
3-2-2 不法投棄の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 市民、事業者の意識啓発に努め、不法投棄を防止します。 【クリーン推進課】</li> <li>◆ 不法投棄が多発する土地の所有者（管理者）と連携して、不法投棄をさせない環境づくりを推進します。 【クリーン推進課】</li> <li>◆ 監視カメラを設置するなど、不法投棄の抑止を図ります。 【クリーン推進課】</li> <li>◆ 不法投棄防止のため、公衆衛生指導員やごみ減量専任指導員が、法投棄パトロールを実施します。 【環境課・クリーン推進課】</li> <li>◆ 不法投棄等の処理体制の整備を図ります。 【クリーン推進課】</li> </ul>

## ■ みなさんに取り組んでいただきたいこと

	主な取り組み
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 収集日や分別などのごみ出しのルールを守る。</li> <li>◆ 家庭ごみの野焼きや簡易焼却炉での焼却しない。</li> <li>◆ 家電リサイクル法の対象商品は、リサイクル券を購入し、適正に引き渡す。</li> <li>◆ 不法投棄をしない。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 事業活動に伴って生じた廃棄物は、自らの責任で適正に処理する。</li> <li>◆ 廃棄物の処理にあたっては、各種法令を順守する。</li> <li>◆ 例外的に焼却処理が認められている農林業に伴う稲わらや枝葉などについて、極力焼却を避け、資源化する。</li> </ul>

## 4-1 地球温暖化を防止する

## ■ 環境目標

省エネルギーの推進や太陽光エネルギーなど再生可能エネルギー\*の導入を促進し、温室効果ガス\*の排出を抑えた<sup>ていたんそ</sup>低炭素社会\*を形成します。

## ■ 環境指標

項目	現 状		目標値(平成 32 年度)
	現状値	年度	
二酸化炭素排出量	1,373 千t	26	1,115 千t
一世帯当たり年間 CO <sub>2</sub> 排出量	4.61t	26	3.83t
太陽光発電量	1,755.6 万kWh	27	2,000 万kWh (総合計画目標値)

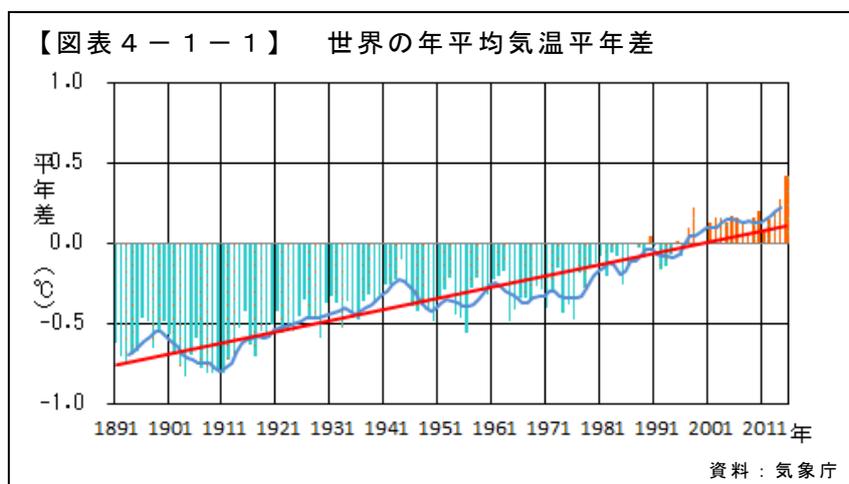
## ■ 現状と課題

今日私たちは、身近な問題から地球規模の問題まで、様々な環境問題を抱えています。そのなかでも、とりわけ地球温暖化の問題は、人類の存続をも危ぶむ重要な問題であると言えます。

## 1 地球温暖化の現状

地球温暖化とは、大気中の二酸化炭素やメタンなどといった温室効果ガスの濃度が上昇することにより、地球の平均気温が長期的に見て上昇する現象です。

気候変動に関する政府間パネル\* (IPPC) の第5次評価報告書は、地球の気候システムが温暖化していることに疑う余地がないとし、この変化が、人為起源<sup>じんい</sup>の温室効果ガスの増加によってもたらされた可能性が極めて高いとしています。



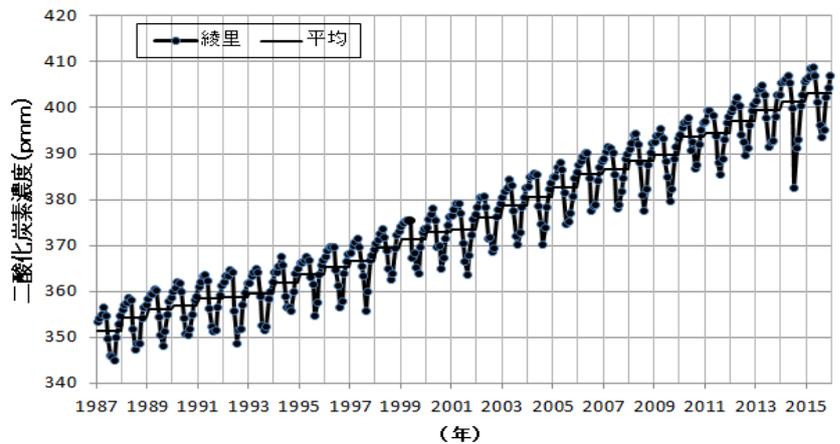
気象庁によると、平成27年の世界の平均気温は、平年（昭和56年～平成22年）より0.42℃高く、統計開始以降もっとも高い値であり、100年当たり0.71℃のペースで平均気温が上昇して

います【図表 4-1-1】。

地球温暖化に及ぼす影響が最も大きい温室効果ガス\*である二酸化酸素の大気中濃度は年々増加し【図表 4-1-2】、温室効果ガス年報（WMO：世界気象機関発行）によると、平成 27 年の世界平均濃度は、これまでの最高濃度を更新し

て 400.0ppm に達しています。これは、産業革命（18 世紀末～19 世紀初頭）以前の平均的な濃度とされる 280ppm に比べて約 44% 増加していることとなります。

【図表 4-1-2】 二酸化炭素濃度の経年変化  
(岩手県大船渡市三陸町綾里)



資料：気象庁

コラム

～ 地球温暖化による影響 ～

地球温暖化が進むと、海面上昇による海岸の浸食のほか、猛暑日や熱帯夜の増加など、様々な問題が起こるとされています。

日本では・・・

- 海面上昇**  
海水の熱膨張や氷河の融解により、海面が最大 59 センチ上昇します。南極やグリーンランドの氷床が融けるとさらに上昇します。
- マラリア感染地域が増加**  
世界中で猛威をふるっているマラリアは、温暖化が進むとその感染リスクの高い地域が広がります。
- 熱帯低気圧の強大化**  
強い熱帯低気圧は今後も増加することが予測され、激しい風雨により沿岸域での被害が増加する可能性があります。
- 食料不足**  
世界全体で見ると、地域の平均気温が 3℃ を超えて上昇すると、潜在的食料生産量は低下すると予測されます。
- 南方で生息する昆虫等が北に移動する。**
- プナ林が大幅に減少する。**
- 豪雨が増加する。台風の雨量も増える。**
- 真夏日が大幅に増える。熱波により、熱中症患者が増加し、マラリアが発生する可能性が高まる。**
- 1 m の海面上昇で約 90% の砂浜が消失する。**

出典：環境省「IPCC 第 4 次評価報告書-統合報告書概要」  
：環境省「STOP THE 温暖化 2008」  
(全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト)

2 温室効果ガスの排出状況

平成 27 年 11 月から 12 月にフランスで開催された気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）において、パリ協定が採択されました。パリ協定は、産業革命前からの平均気温上昇を 2℃未満に抑えることを長期的目標としたすべての国が参加する公平な合意であり、京都議定書に代わる新たな排出削減等の枠組です。日本は、平成 42 年度の温室効果

ガス\*排出量を平成 25 年度比で 26%削減する目標を日本の約束草案に明記しました。

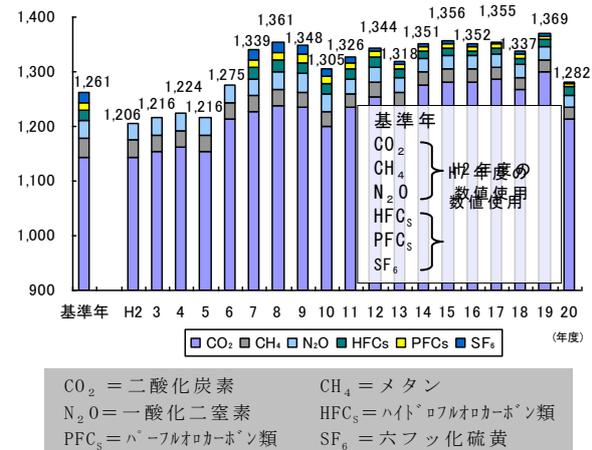
日本の平成 26 年度の温室効果ガス総排出量は 13 億 6,400 万トン(二酸化炭素換算)で、前年度に比べ 3.1%減少したものの、平成 2 年度比では 7.3%増加しています。なお、温室効果ガス総排出量のうち、約 92.8% (12 億 6,500 万トン) を二酸化炭素が占めています【図表 4-1-3】。

県では、平成 32 年度の二酸化炭素排出量を平成 2 年度比で 14%削減することを目標としていますが、平成 25 年度の排出量は 1,285 万 9 千トンで、前年に比べ 11.8%増加したものの、平成 2 年度比では 0.1%減となっています。

部門別の排出量内訳【図表 4-1-4】を見ると、我々のライフスタイルと関わりの深い民生部門(家庭・業務)と運輸部門で全体の 47.8%を占めています。また、部門別排出量指数(平成元年を 100 として)の経年変化【図表 4-1-5】では、工業プロセスからの排出が大幅に減少する一方で、前年度比では減少しているものの、基準年度比では民生部門(家庭・業務)からの排出の伸び率が高くなっています。

【図表 4-1-3】日本の温室効果ガス排出量

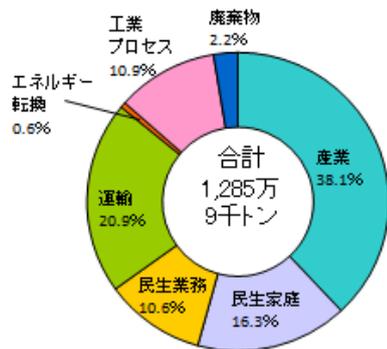
(単位：百万トン CO<sub>2</sub>換算)



資料：環境省

【図表 4-1-4】

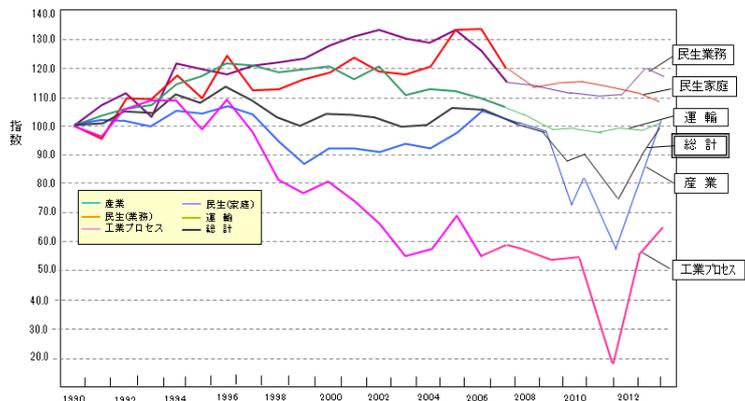
2013 年(H25)度二酸化炭素排出量部門別割合



資料：岩手県環境生活企画室

【図表 4-1-5】

二酸化炭素排出指数の経年変化〔1990 年を 100 として〕(岩手県)



資料：岩手県環境生活企画室

本市が行った推計では、市内における平成26年度の二酸化炭素排出量は1,373千トンで、平成2年度比で57.2%増加しています【図表4-1-6】。部門別の排出割合を見ると、産業部門が最も多く54.1%、次いで運輸部門の19.0%、民生業務部門の13.1%、家庭部門の12.2%となっています【図表4-1-7】。

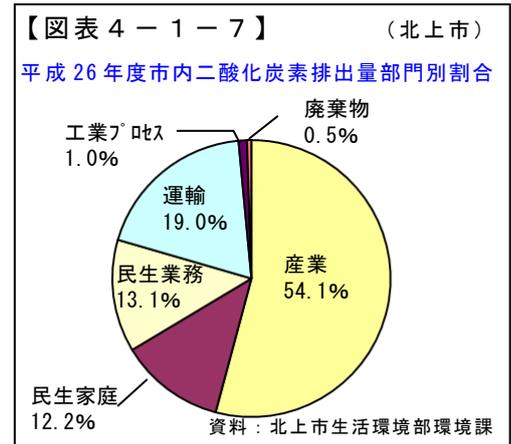
**【図表4-1-6】 部門別二酸化炭素排出量（北上市）**

部門	排出量(t)		増減量(t)	増減率(%)
	平成2年度	平成26年度		
産業	452,953	743,341	290,388	64.1%
民生家庭	119,219	168,040	48,821	41.0%
民生業務	112,696	180,298	67,602	60.0%
運輸	176,036	260,786	84,750	48.1%
工業プロセス	10,513	13,499	2,986	28.4%
廃棄物	2,171	6,926	4,755	219.0%
合計	873,588	1,372,890	499,302	57.2%

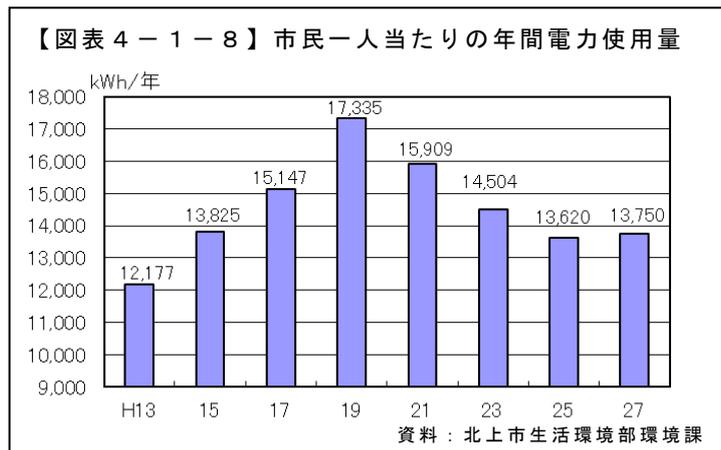
資料：北上市生活環境部環境課

部門別で増減量が最も多かったのは産業部門で、平成2年度の1.5倍以上の排出量となっています。要因としては、電力使用(257,804トン増)と鉄鋼業(50,075トン増)の生産量増に伴う排出量増が挙げられます。

廃棄物部門での増減率が、平成2年度比の219.0%増となっていますが、これは廃棄物の焼却量が約1.5倍に増えた(平成2年度：15,645トン→平成26年度：22,316トン)ことと、可燃ごみに含まれる廃プラスチックの割合が上昇した(平成2年度：11%→平成26年度：22%)ことによるものです。



また、身近な地球温暖化防止対策としては、節電などによる省エネルギー行動が挙げられますが、ライフスタイルの変化や家電製品の普及などに伴い電力使用量は年々増加してきました。平成27年度の市民一人当たりの年間電力使用量は13,750kWhで、平成19年度(17,335kWh)をピークに減少傾向にあります【図表4-1-8】。



本市では、平成25年度に北上市再生可能エネルギー活用推進計画を策定し、省エネ型家電への転換、住宅の断熱性向上、日常的な省エネ行動などにより、平成32年度には家庭の電力消費量を平成22年度比で10%削減することを目標としています。また、太陽光発電や中小水力発電などの導入推進により、平成32年度には家庭の消費電力の30%相当分の再生可能エネルギーの導入を目指しています。

平成26年度には北上第1・第2ソーラー発電所(かむいソーラー)が稼働し、率先した再生可能エネルギーの活用を推進してきました。また、売電収益を今後のエネルギー関連事業に投資し、環境負荷の少ないまちづくりに継続的に取り組んでいきます。

平成26年度には北上第1・第2ソーラー発電所(かむいソーラー)が稼働し、率先した再生可能エネルギーの活用を推進してきました。また、売電収益を今後のエネルギー関連事業に投資し、環境負荷の少ないまちづくりに継続的に取り組んでいきます。

■ 施策の展開

施策の方向	主な取り組み ※【】内は主な担当課
4-1-1 温暖化に関する知見の普及	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 地球温暖化に関する情報収集を行い、広く市民等にお知らせし、ライフスタイル転換のヒントを提供します。【環境課】</li> <li>◆ 地球温暖化に関する環境教育・学習の充実に努めます。【環境課】</li> </ul>
4-1-2 省資源・省エネルギーの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 環境展などのイベントや市ホームページにより、地球温暖化防止に向けた環境配慮行動の普及啓発を図ります。【環境課】</li> <li>◆ 公用車への低公害車導入を促進します。【財政課】</li> <li>◆ 廃棄物の発生抑制と分別の徹底により、焼却に伴う温室効果ガス*の排出を抑制します。【クリーン推進課】</li> <li>◆ 建築物の高断熱化、省エネルギー化を推進します。【都市計画課】</li> <li>◆ 公共施設の高断熱化、省エネルギー化を推進します。【施設管理所管課】</li> <li>◆ コージェネレーション*の導入など、エネルギーの効率的な利用を促進します。【環境課】</li> <li>◆ エネルギーマネジメントシステムの活用を推進します。【環境課】</li> <li>◆ 市の太陽光発電所の電力（地産エネルギー）を公共施設で使用するにより、エネルギーの地域内循環を促進します。【環境課】</li> <li>◆ 公共交通機関の利便性向上に努め、公共交通機関の利用促進を図ります。【都市計画課】</li> <li>◆ 都市機能が集積したコンパクトなまちづくりを推進します。【都市計画課】</li> </ul>
4-1-3 再生可能エネルギーの導入促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 太陽光などの再生可能エネルギー*の導入を促進します。【環境課】</li> <li>◆ 防災拠点への太陽光発電設備導入を中心に公共施設への再生可能エネルギー導入を推進します。【施設管理所管課】</li> <li>◆ 森林資源を活用した木質バイオマス*(熱)の利用を促進します。【環境課】</li> </ul>
4-1-4 吸収源対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 間伐や植林など森林の適正管理と保全を推進します。【農林企画課】</li> <li>◆ 古紙リサイクルの推進や公共工事へのプレキャストコンクリート*の利用促進により、森林資源の浪費を抑えます。【クリーン推進課・公共工事所管課】</li> </ul>

■ みなさんに取り組んでいただきたいこと

	主な取り組み
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 電気や燃料の節約に努め、省エネルギー型のライフスタイルを実践する。</li> <li>◆ 公共交通機関や自転車、徒歩による移動を心がけ、自家用車の利用を自粛する。</li> <li>◆ 自家用車を購入するときは、ハイブリッド自動車などの低公害車を選択する。</li> <li>◆ 自家用車を利用するときは、エコドライブを実践する。</li> <li>◆ 太陽光や太陽熱、地中熱*といった自然エネルギーを積極的に活用する。</li> <li>◆ 家電製品を購入するときは、省エネルギー性能に優れた製品を選択する。</li> <li>◆ 住宅を新築、増改築するときは、高气密、高断熱化により省エネルギー性を高める。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ ノーマイカーデー*を設けるなど、通勤時の自家用車の利用自粛及び公共交通機関等の利用を呼びかける。</li> <li>◆ 社用車を導入するときは、ハイブリッド自動車などの低公害車を選択する。</li> <li>◆ 輸配送を効率的に行い、必要に応じ鉄道輸送など環境負荷の少ない輸送に転換する。</li> <li>◆ 車両を運行するときは、エコドライブを実践する。</li> <li>◆ 省エネルギー性能に優れた施設、設備を導入する。</li> <li>◆ 太陽光や太陽熱といった自然エネルギーや、排熱などの未利用エネルギーを積極的に活用する。</li> <li>◆ 環境マネジメントシステム*を構築し、事業活動に伴う環境負荷を低減する。</li> <li>◆ 従業員への環境教育を徹底し、職場及び家庭での環境配慮行動を促進する。</li> </ul>

## 4-2 オゾン層保護・酸性雨対策を推進する

### ■環境目標

オゾン層\*破壊物質の適正処理及び酸性雨原因物質の排出抑制に努め、人体の健康や環境への影響を防止します。

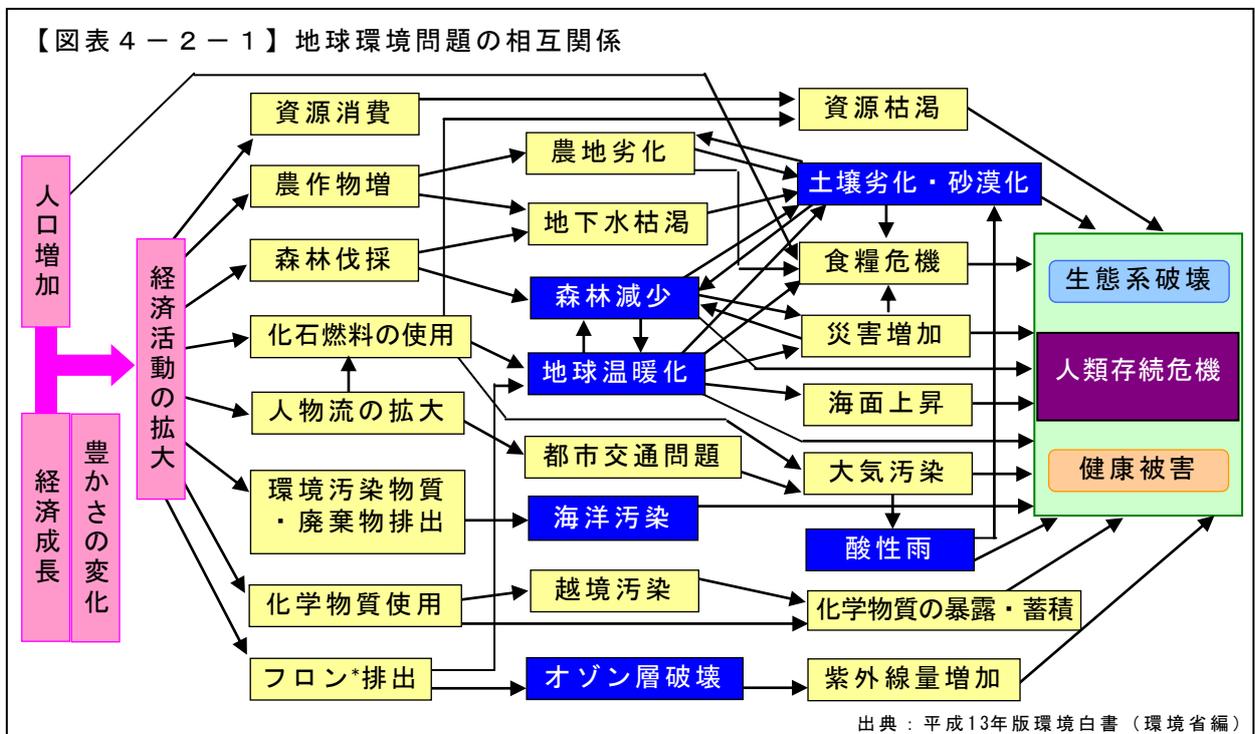
### ■環境指標

項目	現 状		目標値(平成 32 年度)
	現状値	年度	
降雪中のpH 値	pH6.0	27	監視を継続する

### ■現状と課題

私たちが住む地球上では、地球温暖化問題のほかオゾン層破壊、酸性雨、海洋汚染、森林減少など、地球規模の様々な問題が発生しています。

これらの地球環境問題は、主に人間活動に起因し、発生源や影響が極めて複雑で広範にわたる空間的広がりのほか、将来の世代への影響という時間的広がりを持つ点に特徴があると云えます【図表4-2-1】。



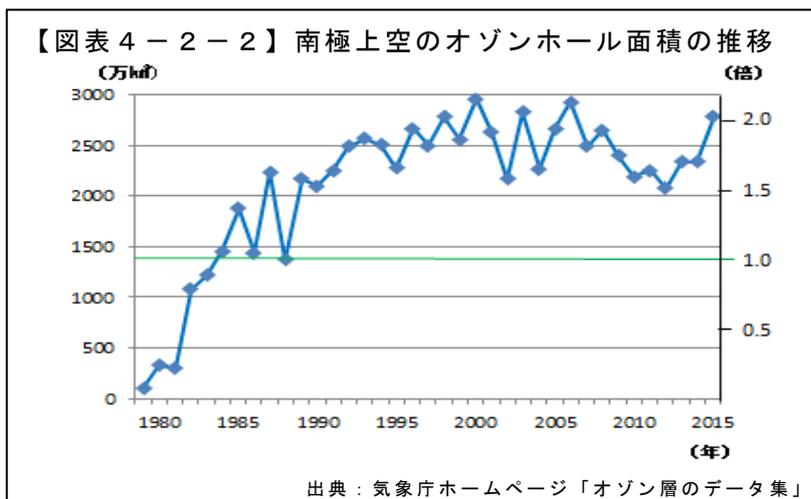
## 1 オゾン層\*の破壊

オゾン層は、地表から 10～50 k m 上空にあり、太陽光に含まれる生物に有害な紫外線を吸収する働きがあります。しかし、昭和 40 年代半ば以降、人工的に発明・製造された物質であるフロン\*がオゾン層を破壊し、有害紫外線の増加によって人間や生態系に影響が生じる可能性が指摘されるようになりました。また、昭和 60 年には南極上空でオゾンホールが観測され、オゾン層の破壊が進んでいることが明らかになりました【図表 4-2-2】。

こうしたことから、国際的な議論のもと昭和 60 年に「オゾン層保護のためのウィーン条約」が、昭和 62 年には「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール<sup>ぎていしよ</sup>議定書」が採択されました。この議定書では、フロン等の生産、消費を段階的に削減することが定められています。

国内では、昭和 63 年に「オゾン層保護法（特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律）」が施行され、フロン類の生産や輸出入などが規制されてきました。

また、「家電リサイクル法」をはじめとした法律が制定され【図表 4-2-3】、フロン類の回収・処理の推進を図りましたが、フロン類の回収率は低迷しています。そのため国は、平成 27 年 4 月にフロン排出抑制法を改正し、フロン類が使用されている機器の定期的な点検を管理者に義務付け、フロン類の漏れ防止の強化を図っています。



【図表 4-2-3】フロン類回収・破壊に関する法令

法令名	対象	施行年
家電リサイクル法	家庭用冷蔵庫、エアコンなど	2001 (平成13) 年
フロン回収破壊法	業務用冷蔵冷凍機器、エアコンなど	2002 (平成14) 年
自動車リサイクル法	使用済み自動車のカーエアコン	2005 (平成17) 年
フロン排出抑制法	業務用冷蔵冷凍機器、エアコンなど	2015 (平成27) 年

「家電リサイクル法」＝特定家庭用機器再商品化法

「フロン回収破壊法」＝特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律

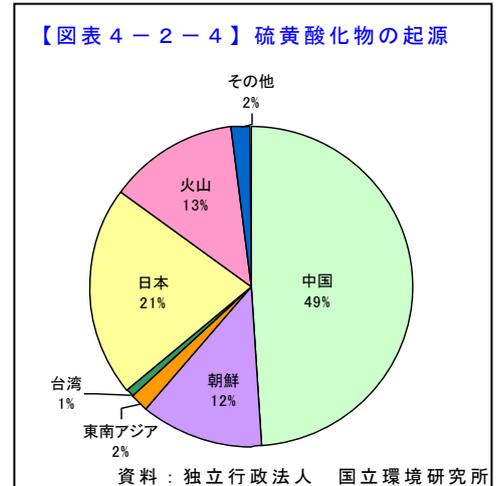
「自動車リサイクル法」＝使用済み自動車の再資源化等に関する法律

「フロン排出抑制法」＝フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律

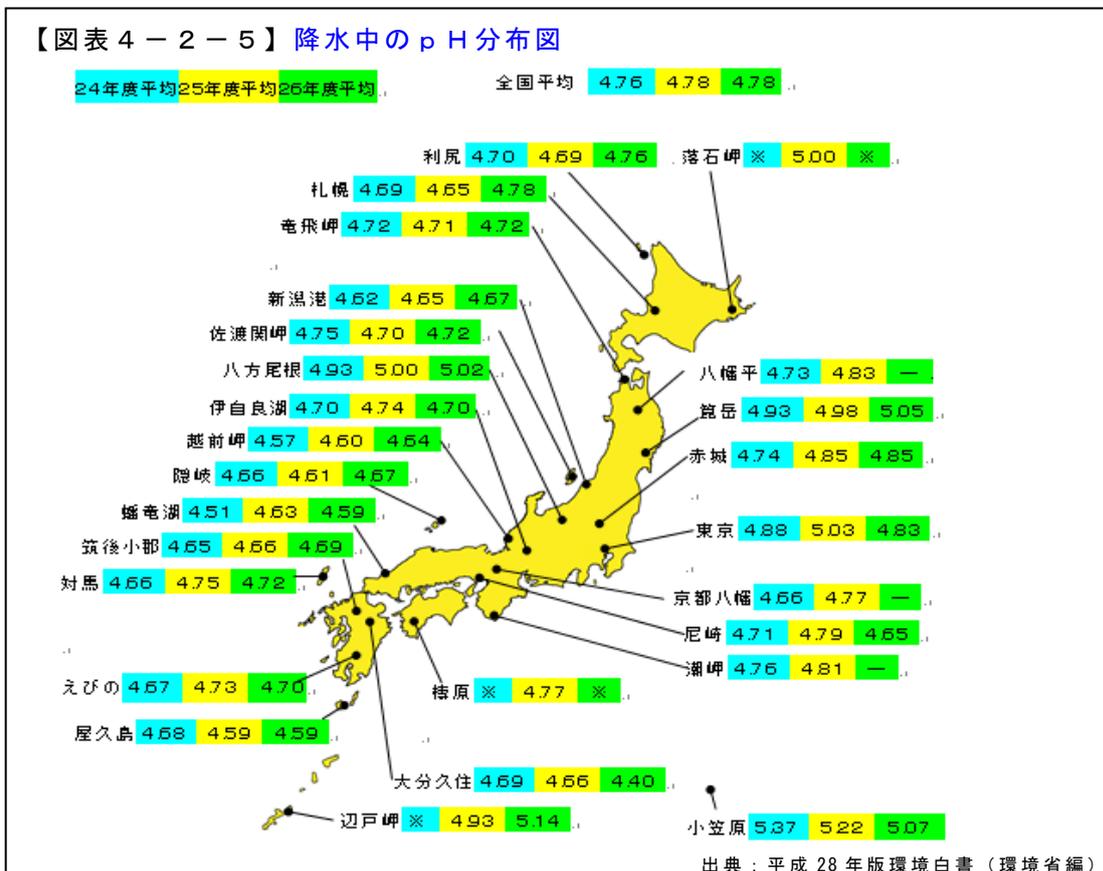
## 2 酸性雨

酸性雨は、主として化石燃料の燃焼により生ずるいおうさんかぶつ硫黄酸化物\*やちっそさんかぶつ窒素酸化物などを起源とする酸性物質が、雨に溶け込んで降ってくるもので、水素イオン濃度（pH）が5.6以下の雨です。雨のほかに霧や雪、エアロゾル（微粒子）といった形でも地表に到達します。

酸性雨の原因となる物質は、大気中に放出されてから酸性雨として降るまでに、国境を越えて数千キロも運ばれることがあり、酸性雨の影響は広範囲に及びます。国立環境研究所の調査では、日本で観測される硫黄酸化物\*について、年平均で49%が中国起源であり、次いで自国（21%）、火山（13%）、朝鮮（12%）の起源であるとしています【図表4-2-4】。

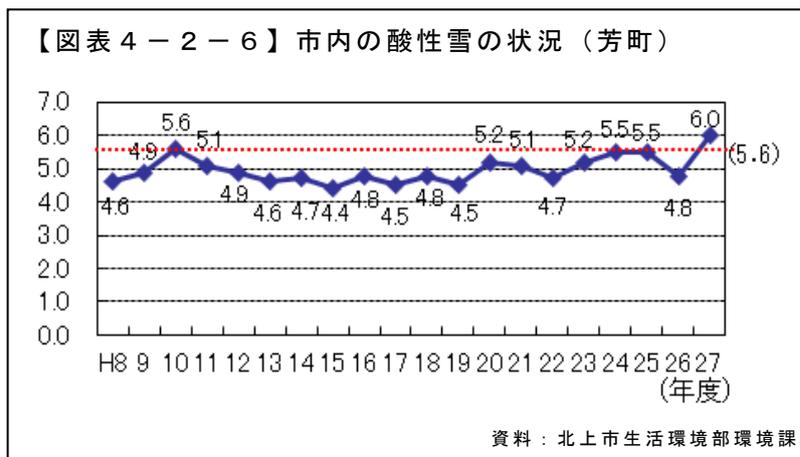


わが国では昭和58年度から酸性雨のモニタリングを実施しており、全国的に酸性雨が確認されています【図表4-2-5】。なお、国内の酸性雨による被害は現時点では明らかになっていませんが、今後も酸性雨が降り続ければ、河川や湖沼の酸性化による魚類等への影響、土壌の酸性化による森林や農作物への影響、大理石や金属製の建造物、文化財への影響等が懸念されます。



本市では、東北都市環境問題対策協議会の共同調査として、冬季において酸性雪の調査を実施しています。平成 25、26、27 年度の測定結果はそれぞれ pH5.5、4.8、6.0 であり、平成 27 年度は基準値である pH5.6 を満たしたものの、酸性化の傾向にあります【図表 4-2-6】。

酸性雨の原因物質は、国外から飛散するものが過半であり、国を越えた対策が必要な問題ですが、本市においても引き続き酸性雪の測定を実施するとともに、身近な発生源対策を推進していく必要があります。



## ■施策の展開

施策の方向	主な取り組み ※【】内は主な担当課
4-2-1 オゾン層保護対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ オゾン層*破壊に関する情報収集を行い、広く市民等に提供し、オゾン層保護に向けた取り組みを推進します。 【環境課】</li> <li>◆ フロン類*の回収・破壊に関する法令の周知と適正な運用により、フロンの大気中への排出を防止します。 【クリーン推進課】</li> </ul>
4-2-2 酸性雨対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 酸性雨（雪）の状況を把握し、その結果を公表します。 【環境課】</li> <li>◆ 酸性雨に関する情報収集を行い、広く市民等に提供し、酸性雨対策を推進します。 【環境課】</li> <li>◆ 事業所からのばい煙の排出状況を確認し、適切な指導を行います。 【環境課】</li> <li>◆ 公共交通機関の利便性向上に努め、公共交通機関の利用促進を図ります。 【都市計画課】</li> <li>◆ 低公害車の普及促進を図ります。 【環境課】</li> </ul>

## ■みなさんに取り組んでいただきたいこと

	主な取り組み
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 家庭用冷蔵庫、テレビ、洗濯機、エアコンなどは、家電リサイクル法に基づいて、適正に引き渡す。</li> <li>◆ 公共交通機関や自転車、徒歩による移動を心がけ、自家用車の利用を自粛する。</li> <li>◆ 自家用車を購入するときは、ハイブリッド自動車などの低公害車を選択する。</li> <li>◆ 自家用車を利用するときは、エコドライブ*を実践する。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 業務用冷凍冷蔵機器やエアコンなどは、フロン排出抑制法に基づいて、適正に管理・処理する。</li> <li>◆ ノーマイカーデー*を設けるなど、通勤時の自家用車の利用自粛を呼びかける。</li> <li>◆ 社用車を導入するときは、ハイブリッド自動車などの低公害車を選択する。</li> <li>◆ 輸配送を効率的に行い、必要に応じ鉄道輸送など環境負荷の少ない輸送に転換する。</li> <li>◆ 車両を運行するときは、エコドライブを実践する。</li> <li>◆ 大気汚染物質の排出を抑制する。</li> <li>◆ 環境マネジメントシステム*を構築し、事業活動に伴う環境負荷を低減する。</li> <li>◆ 従業員への環境教育を徹底し、職場及び家庭での環境配慮行動を促進する。</li> </ul>

## 5-1 環境教育・学習を推進する

## ■ 環境目標

市民一人ひとりが、日常生活と環境との関わりについて理解が深められるよう、環境に関する情報を収集し、広く提供するとともに、環境に関する教育や学習の機会を充実させます。

## ■ 環境指標

項目	現 状		目標値(平成 32 年度)
	現状値	年度	
環境学習講座受講者数	300 人	27	450 人 (総合計画目標値)
緑の少年団登録数	5 団体	27	5 団体
こどもエコクラブ登録数	1 団体	27	1 団体

## ■ 現状と課題

近年、市民の環境問題に対する知識や関心は高まり、3R\*の推進、エネルギー使用の節減、環境配慮物品の使用など、様々な取り組みが実践されているものの、積極的な行動により日々の暮らしを変えるまでには至っていない面があります。市民が日常の生活はもちろんのこと、広く地球規模や将来世代にわたる問題として環境問題に関心を持ち、各種活動に参画するなど、具体的に行動することが望まれます。

このような意識を醸成するために、学校、地域・職場、家庭などにおける環境教育・学習を推進することにより、一人ひとりが環境に関心を持ち、学び、体験することが重要となります。また、質の高い環境教育・学習が行われるためには、すぐれた指導者を育成することも必要です。

## 1 環境情報の共有化

現在、市や民間団体などが環境に関する情報を発信し、市民に対する意識啓発を図っています。また、事業者においても環境報告会の開催や報告書の作成などにより、自社の環境に対する取り組みを公表するところが増えていています。また、環境的側面はもとより、経済・社会的側面においてもエコという言葉がキーワードとなっているなか、マスメディアやインターネットなどにより環境に関する様々な情報が伝えられています。

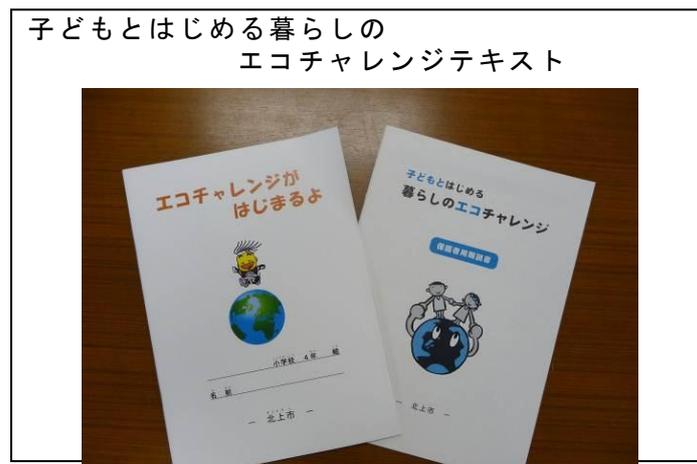
一方、環境に関する意識調査では、環境学習に関する情報が少ないという回答が多くありました。

これらのことから、各主体のニーズに即し、地域に根ざしたきめ細やかな情報を、タイムリーに提供していく必要があります。

## 2 環境教育・学習の充実

今日の複雑・多様化した環境問題を解決するためには、市民一人ひとりが主体的に学習に取り組み、積極的な環境配慮行動をとることが求められます。市では、環境に関する出前講座を実施し、大気や水など生活環境の現状、地球温暖化のしくみ、ごみ減量とリサイクルの推進などについて解説しています。学校においては、主に小学4年生を対象とした「子どもとはじめる暮らしのエコチャレンジ」、総合的な学習の時間における自然や環境をテーマとした環境教育などが実践されています。また、交流センターや民間団体、事業所等においても様々な活動が展開されています。

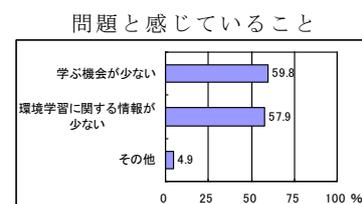
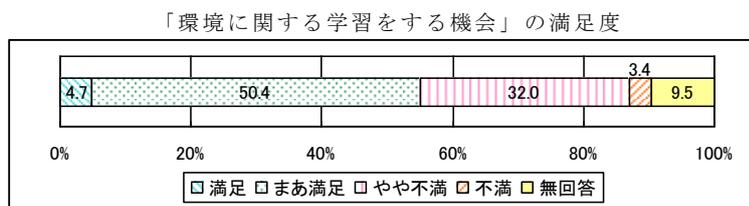
今後は、環境に関する情報や資料の整備を充実させ、これらの学習活動を一層推進していくとともに、その活動をリードする指導者の養成を図ることが重要となります。



### — 環境に関する意識調査（平成21年度） —

地域の環境の満足度に関する調査では、「環境に関する学習をする機会」について、調査票を提出した2,151人のうち55.1%の市民が「満足している」「まあ満足している」と回答しています。

また、「不満がある」「やや不満がある」と回答した762人のうち59.8%の市民が「学ぶ機会が少ない」ことを、次いで57.9%の市民が「環境学習に関する情報が少ない」ことを問題点として掲げています。



## ■ 施策の展開

施策の方向	主な取り組み ※【】内は主な担当課
5-1-1 環境情報の共有化	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 環境情報の収集と、市民等への迅速な提供に努め、環境情報の共有化に努めます。 【環境課】</li> <li>◆ 各種のイベントを通じて、環境情報を広く提供していきます。 【環境課】</li> <li>◆ 市内の環境の状況について取りまとめた年次報告書を作成し、公表します。 【環境課】</li> </ul>
5-1-2 環境教育・学習の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 環境教育・学習に関する情報を収集し、広く市民等に発信します。 【環境課】</li> <li>◆ 出前講座について、環境に関するメニューや内容の充実を図ります。 【環境課】</li> <li>◆ イベントの機会や内容の充実を図ります。 【環境課・博物館】</li> <li>◆ 環境教育を実践する人材の育成と活用に努めます。 【環境課】</li> <li>◆ 環境関係の資料の充実に努めます。 【中央図書館】</li> </ul>

## ■ みなさんに取り組んでいただきたいこと

	主な取り組み
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 環境に関する出前講座の受講や各種環境イベントへの参加を通じ、環境について学ぶ。</li> <li>◆ 自然探索会に参加するなど、自然とのふれあいを大切する。</li> <li>◆ 家族で環境問題について話し合う機会を設ける。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 従業員への環境教育を定期的実施する。</li> <li>◆ 環境学習の場として施設を開放するなど、環境学習の推進に協力する。</li> </ul>

## 5-2 環境の保全と創造に向けた取り組みを推進する

### ■環境目標

環境に配慮した自主的な取り組みを推進するとともに、市民、事業者、各種団体や行政などすべての者の協働・連携を推進します。

### ■環境指標

項目	現 状		目標値(平成 32 年度)
	現状値	年度	
市民と行政の協働体制づくりに対する市民満足度(6段階評価)	3.8	26	増加 (総合計画目標)
地域清掃参加者 (公衆衛生組合連合会主催)	25,699 人	27	25,500 人
花いっぱい運動取組団体数	222 団体	27	220 団体
いわて地球環境にやさしい事業所認定数	18 事業所	27	22 事業所
エコショップ認定店*数	19 店舗	27	19 店舗

### ■現状と課題

私たちの暮らしは地域の中で営まれており、地域の活動が人々の暮らしぶりや考え方に大きな影響を与えています。本市では、地域の自治組織や民間団体などにより環境保全に係る様々な取組が行われています。また、市民や事業者による社会貢献活動も活発に行われており、環境面での成果もあげています。

一方、各地で行われている活動について、その情報発信が十分とは言えず、人々に参加の意欲はあっても、実際の行動には結びついていない部分もあります。また、住民の高齢化や地区人口の減少などにより、環境を維持・管理することが難しくなっているところもあります。

このようなことから、多様な主体間の連携や役割分担について配慮し、各主体が地域の環境を知り、保全に取り組むことのできる相互協力関係の構築によるネットワーク化を図ることにより、多くの人々が活動できる環境を整備し、参加を促進する必要があります。

#### 1 自主的行動の推進

市では、市内16地区の自治組織へ「地域づくり総合交付金」を交付し、地域の自主的活動を支援しています。この活動の中で、多くの地域が環境保全に取り組み、住民の参加のもと、刈り払いや花木の植栽など自然環境の整備が行われています。

また、多くの企業が幅広い地域貢献に取り組んでおり、清掃や花壇整備など環境美化に

関わる活動も数多く行われています。市では、これらの活動を広報やホームページで紹介するとともに、北上市協働推進市民会議と協働ですぐれた活動を行った企業へ功績賞を贈呈しています。

これらの活動のさらなる推進を図るため、ヒト・モノ・カネの効果的な投資を行うとともに、活動の裾野<sup>すその</sup>を広げるべく、各種活動に関する情報の収集・周知に努めます。

## 2 協働・連携の推進

地方分権が進むいま、まちづくりの推進体制として「協働」がキーワードとなっています。協働とは、各主体が共通の目的意識を持って、対等な立場のもとで能力を持ち寄り、相乗効果をあげながら取り組むことで、本市においても多岐にわたる事業で実践されています。

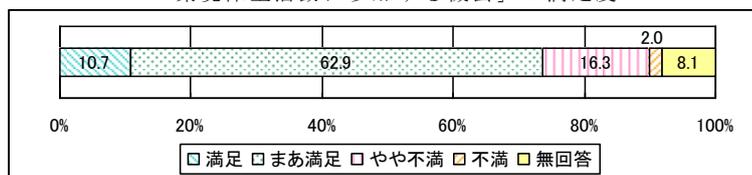
この手法を環境保全活動にも取り入れ、各主体が単独では成し得なかった成果を上げながら、環境に配慮したまちづくりを推進していくことが大切です。

### — 環境に関する意識調査（平成21年度） —

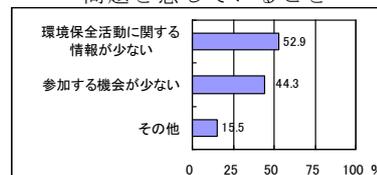
地域の環境の満足度に関する調査では、「環境保全活動に参加する機会」について、調査票を提出した 2,151 人のうち 73.6%の市民が「満足している」「まあ満足している」と回答しています。

また、「不満がある」「やや不満がある」と回答した 393 人のうち 52.9%の市民が「環境保全活動に関する情報が少ない」ことを、次いで 44.3%の市民が「参加する機会が少ない」ことを問題点として掲げています。

「環境保全活動に参加する機会」の満足度



問題と感じていること



## ■ 施策の展開

施策の方向	主な取り組み ※【】内は主な担当課
5-2-1 自主的行動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 環境に配慮したライフスタイルや事業活動への転換を図るため、普及啓発活動を積極的に推進します。 【環境課・クリーン推進課】</li> <li>◆ 自主的な環境保全活動に対して支援を行います。 【地域づくり課・環境課】</li> <li>◆ 環境保全や環境美化といった地域貢献活動に対して表彰を行うなど、自主的な行動を促進します。 【地域づくり課・環境課】</li> <li>◆ 地域清掃や河川清掃といったボランティア活動に関する情報収集に努め、広く市民等に周知することにより参加を促進します。 【クリーン推進課・環境課・道路環境課】</li> </ul>
5-2-2 協働・連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 各種団体や事業所等による環境保全活動の実態把握に努め、必要に応じ協働・連携を図りながら活動を推進します。 【環境課】</li> <li>◆ 協働・連携により環境保全活動に取り組む仕組みづくりを推進します。 【環境課・クリーン推進課】</li> <li>◆ 公共事業に際しては、計画段階から施設の維持管理段階まで、住民等との協働・連携を推進します。 【公共工事所管課】</li> <li>◆ 北上川や和賀川流域の水環境の保全など、広域的な取り組みが必要な場合には、関係自治体や団体と連携を図り、パートナーシップを形成します。 【環境課】</li> </ul>

## ■ みなさんに取り組んでいただきたいこと

	主な取り組み
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 環境問題に興味を持ち、積極的に情報収集を行う。</li> <li>◆ 率先して環境に配慮したライフスタイルを実践する。</li> <li>◆ 自宅周辺の環境美化に努め、地域の良好な環境を保全する。</li> <li>◆ 地域清掃や河川清掃といった環境保全活動に、積極的に参加する。</li> <li>◆ 環境保全団体の活動に参加・協力する。</li> <li>◆ 公共事業のワークショップなどに積極的に参加し、意見を述べる。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 環境マネジメントシステム*を構築するなど、率先して環境に配慮した事業活動を展開する。</li> <li>◆ 事業所周辺の環境美化に努め、地域の良好な環境を保全する。</li> <li>◆ 地域貢献活動に積極的に取り組む。</li> <li>◆ 環境保全団体の活動に参加・協力する。</li> <li>◆ 地域住民との環境コミュニケーション*を行う。</li> </ul>

# 第5章

第5章では、本計画を効果的に推進するための体制や進行管理の仕組みについて示します。



## 第1節

## 計画の推進体制

本計画に掲げる望ましい環境のすがたを実現させるためには、市民、事業者、行政が、それぞれの立場で環境に配慮した行動を積極的に実践するとともに、相互に連携・協力していく必要があります。

本計画は、次の組織を活用して推進していきます。

## ■北上市環境審議会

**役割** 市長の諮問<sup>しもん</sup>に応じ、環境の保全及び創造に関する事項を調査、審議します。

**構成** 次に掲げる者のうちから市長が委嘱<sup>いしょく</sup>し、20人以内をもって組織されます。

- ①関係行政機関の職員
- ②公共的団体の関係者
- ③商工業関係者
- ④農業関係者
- ⑤教育関係者
- ⑥知識経験者
- ⑦その他市長が必要と認めるもの

## ■きたかみエコネットワーク推進会議

**役割** ①北上市環境基本計画に係る事業の推進について意見を述べます。

②市民、事業者等の環境に係る活動状況について意見を述べます。

③その他環境施策の推進に関し意見を述べます。

**構成** 次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、16人以内をもって組織されます。

- ①市内に居住する者
- ②事業者及び民間団体の構成員
- ③関係行政機関及び関係団体の職員
- ④知識経験者

## ■北上市環境保全推進連絡会議

**役割** ①北上市環境基本計画の推進に関し意見を述べます。

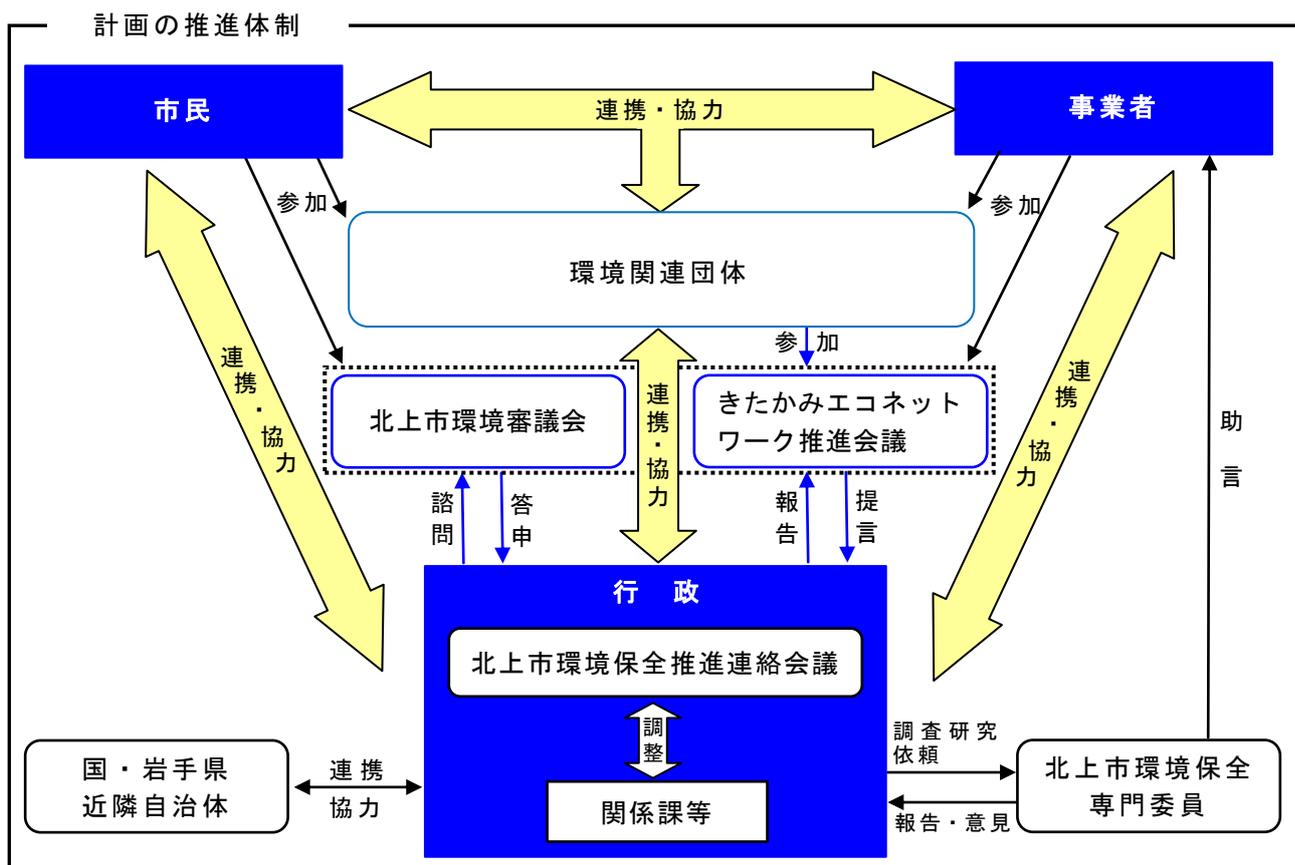
②北上市環境基本計画の進行管理に関し意見を述べます。

③北上市環境基本計画に係る年次報告書の作成に関し意見を述べます。

**構成** 生活環境部長を委員長、環境課長を副委員長として、課長級の職員をもって組織されます。

■北上市環境保全専門委員

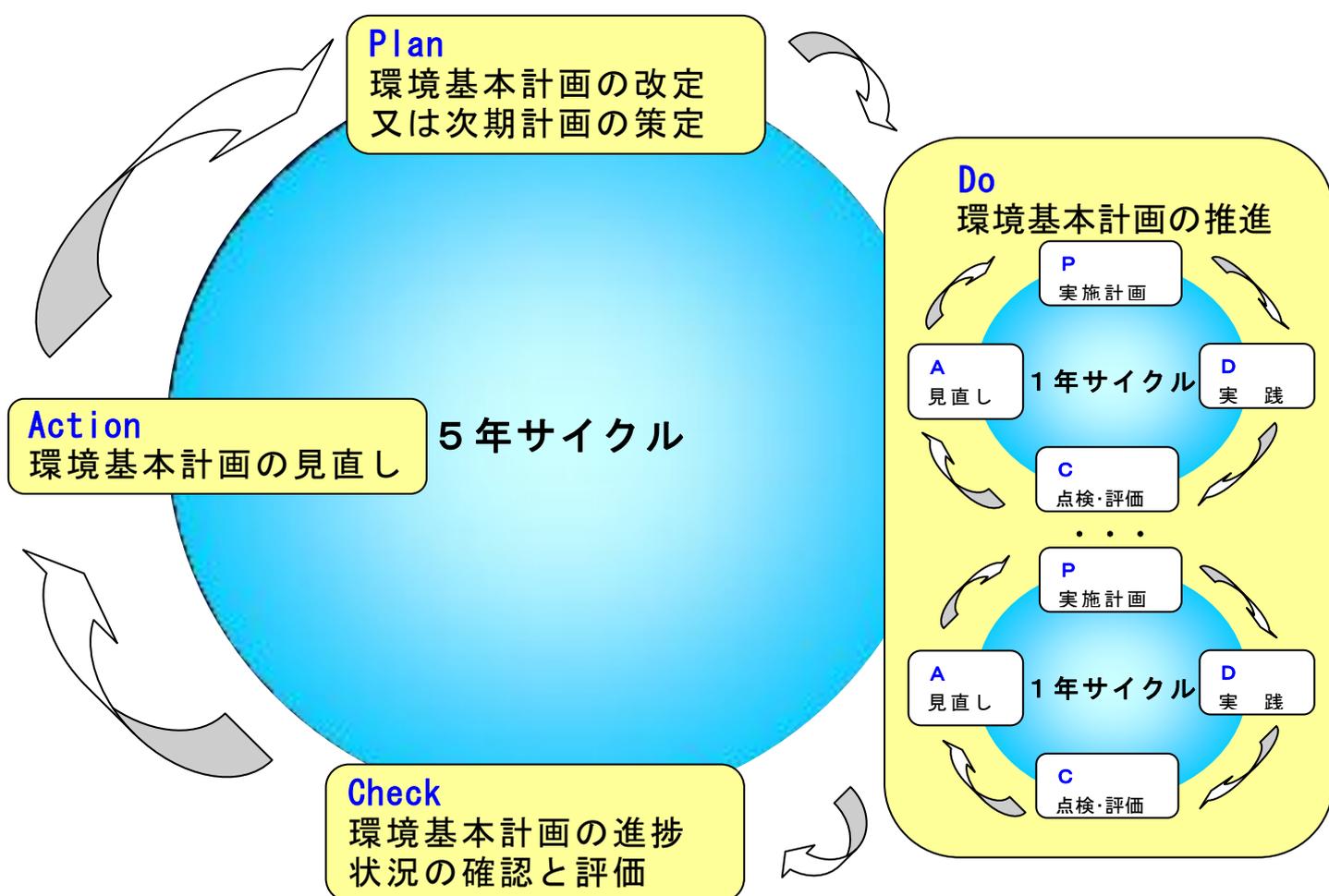
- 役割** ①環境保全に関する調査研究を行います。  
 ②企業に対し、公害防止技術及び防除施設に関する指導助言を行います。  
 ③その他環境保全に関し意見を述べます。
- 構成** 3人以内とし、環境保全に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱します。



## 第2節 計画の進行管理

環境基本計画を総合的にマネジメントしていくため、PDCAサイクル\*により継続的な進行管理を行います。

本計画に基づいて毎年度環境施策の実施計画を策定し（P l a n）、市民、事業者及び行政が連携・協力して環境の保全と創造に向けた取り組みを実践し（D o）、計画の進捗<sup>しんちよく</sup>状況及び施策の実施状況を点検・評価（C h e c k）し、より適切な施策のあり方について検討し、次年度以降の実施計画に反映していきます（A c t i o n）。



# 資料編



**あ 行****アスベスト** (P41、43)

天然の鉱物繊維で、石綿（せきめん、いしわた）ともいう。耐熱性、耐摩耗性に優れ、酸やアルカリなどにも強く、丈夫で変化しにくいという特性があり、スレート材や断熱材などの建築資材、自動車のブレーキライニングやブレーキパッドなどの工業用品として広く使われてきた。飛散したアスベストを人体に吸い込むと肺がんや悪性中皮腫など健康に悪影響を及ぼすおそれがあり、大気汚染防止法や労働安全衛生法などの法令により飛散防止措置が図られている。

**アメニティ** (P4、16)

生活空間、自然環境、歴史風土、まち全体の建築物の景観などの快適さのこと。

**硫黄酸化物** (P73)

硫黄の酸化物の総称で  $SO_x$  と略称される。石油や石炭などに含まれる硫黄分が燃焼することにより生じる物質で、大気汚染物質の一つ。硫黄酸化物のうち二酸化硫黄 ( $SO_2$ ) について環境基準が定められている。

**一級河川** (P 23)

国土保全上又は国民経済上、特に重要な水系として政令で指定したものに係る河川で、国土交通大臣が指定したもの。市内の一級河川は、一級水系である北上川水系に係る河川である。

**雨水浸透ます** (P 28)

地下水のかん養を図るため、雨水を地下に浸透しやすくする設備。雨水ますの底部を開口または多孔にし、砕石などを敷き雨水を浸透させる。

**エコショップ認定店** (P61、79)

ごみの減量化やリサイクルに積極的に取り組む小売店で、岩手県、市町村及び県が指定する N P O が協働で実施している「エコショップ認定制度」により認定された店舗のこと。

**エコドライブ** (P 33、37、70、75)

やさしい発進を心がけたり、不要なアイドリングをやめるなどして燃料の節約に努め、自動車から排出される二酸化炭素 ( $CO_2$ ) を減らす、環境に配慮した運転のこと。

**エコマーク** (P 61)

生産から廃棄にわたるライフスタイル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つ商品（製品やサービス）として、財団法人日本環境協会が認めた商品につけられる環境ラベル。

**オゾン層** (P 4、21、71、72、75)

オゾンとは 3 つの酸素原子からなる同素体。オゾン層は、地表から約 10～50 k m 上空の成層圏に存在し、太陽光に含まれる有害な紫外線を吸収して地球上の生物を守る役割を果たしています。

**温室効果ガス** (P 66、67、68、70)

太陽光により暖められた地表から放射される熱を吸収・再放射する性質を有するガス。京都議定書では、地球温暖化に寄与する温室効果ガスである「二酸化炭素 ( $CO_2$ )」「メタン ( $CH_4$ )」「一酸化二窒素 ( $N_2O$ )」「ハイドロフルオロカーボン類 (HFC)」「パーフルオロカーボン類 (PFC)」「六フッ化硫黄 ( $SF_6$ )」の 6 物質を削減対象としている。

## か 行

### 外来種 (P51、52)

人為的に外国から持ち込まれた生物種。外来種により在来種の生息が脅かされ、従来の生態系がかく乱されるなどのおそれがある。

### 合併処理浄化槽 (P23、27、28)

生活雑排水(炊事、洗濯、風呂等に使用した水)とし尿を戸別にまとめて処理する浄化槽のこと。

### 環境アドバイザー (P55、56)

地域における環境保全活動の活性化を図るとともに、環境保全意識の高揚に資するために県が設置するもの。環境保全についての有識者や環境保全活動の実践者などがアドバイザーとして委嘱され、環境問題に関する研修会等の講師を務めている。

### 環境基準 (P24、25、27、29、30、31、34、35、36、38、41)

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、環境基本法の規定により定められるもので、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る基準が定められている。

### 環境コミュニケーション (P81)

企業と消費者、地域住民などの間で、環境保全への取り組みや環境負荷に関する情報などについて意見交換を行い、互いの理解を深めていくための取り組み。

### 環境マネジメントシステム (P70、75、81)

組織や事業者が、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくための仕組み。環境マネジメントシステムの規格には、国際規格の ISO14001 や環境省が策定したエコアクション 21 などがある。

### 環境緑地保全地域 (P49)

岩手県自然環境保全条例の規定により指定される地域。市街地及びその周辺に所在する緑地で、良好な生活環境を維持するために必要な区域のほか、宅地の造成などの開発行為が行われる(行われた)地区で、良好な環境を形成するために緑地の確保が必要な区域で、一定面積以上のものが指定される。

### 気候変動に関する政府間パネル (P66)

人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988 年に世界気象機関(WMO)と国連環境計画(UNEP)により設立された組織。

### クリーンエネルギー自動車 (P18)

電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車など、石油代替燃料を使用したり、燃料消費を削減することにより、排気ガスを排出しない、又は排出量の少ない自然環境にやさしい自動車。

### グリーンツーリズム (P56)

都市に住む人々が農村に滞在し、その地域の自然や文化のほか、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

### 景観行政団体 (P45)

景観法に規定する景観計画の策定など、景観に関する諸施策を実行する組織で、同法では都道府県、政令市、中核市を景観行政団体としているが、その他の市町村についても都道府県知事と協議のうえ、同意を得ることにより景観行政団体になることができる。

### 光化学オキシダント (P22、30、31)

工場や自動車などから排出された窒素酸化物や炭化水素等が、太陽からの紫外線により化学反応を起こして生成されるオゾンなどの酸化性物質の総称。光化学スモッグの原因にもなる。高濃度になると「目がチカチカする」「のどが痛い」といった健康影響のほか、植物の成長などにも影響を及ぼす。

### 荒廃農地 (P47、48)

現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地をいう。

### コミュニティバス (P33)

公共交通が空白の地域や不便な地域の解消を図るため、地方自治体などが運行するバス。

### コミュニティプラント (P23、27)

下水道区域外の集落や団地などのし尿及び生活雑排水を管きよで集めて処理する施設。建設費が安価であり、短期間に建設できる。

### コンポスト処理 (P22、59、61)

生ごみを脱水し尿処理汚泥等と混合したうえで、たい肥化プラントで発酵処理し、肥料に再生する処理。

### コジェネレーション (P70)

一つのエネルギー源から複数のエネルギーを取り出して供給するシステムで、熱電併給、熱併給発電ともいう。発電を行う際に排熱を回収し、冷暖房や給湯などに利用することで、エネルギー効率を高めることができる。

## さ 行

### 再生可能エネルギー (P21、22、66、69、70)

「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」で「エネルギー源として持続的に利用できると認められるもの」として規定されている太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスのこと。

### 里地里山 (P49、51、52、53)

都市地域と奥山地域との中間に位置し、農林業等の様々な人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域で、二次林と、それらと混在する農地、ため池、草原等で構成される。

### 3 R (P57、59、61、76)

廃棄物処理の優先順位を示した言葉。ごみの発生量を抑制する「Reduce(リデュース)」、使用済みの製品や部品をそのまま使用する「Reuse(リユース)」、原材料として再生利用する「Recycle(リサイクル)」を3 Rという。

### 自然共生社会 (P2)

生物多様性が適切に保たれ、地球上のすべての生物が将来にわたり自然の恵みを享受できる社会

のこと。

#### シックハウス（スクール）（P43）

建材や家具の塗料、接着剤等に含まれるホルムアルデヒドなどの揮発性化学物質が原因で発症するのどの痛みや、頭痛、吐き気などの健康障害をシックハウス症候群という。このうち、学校施設内で発生するものをシックスクール症候群という。

#### 循環型社会（P2、59、62）

廃棄物の発生抑制及び発生した廃棄物の循環的利用の促進と適正処分により、天然資源の浪費を抑制して、環境への負荷ができるだけ低減される社会をいう。

#### 硝酸性窒素（P26）

家畜排泄物や生活雑排水、肥料等の窒素成分が、水中や土壌中で微生物に分解されて生成するので、地下水汚染の原因となる。人が硝酸性窒素を多量に摂取すると、健康障害としてメトヘモグロビン血症（酸素欠乏状態）を引き起こす場合がある。

#### 水源かん養（P49、53）

森林の土壌が持つ機能で、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を調整して、洪水や渇水を防ぐとともに、雨水を浄化する機能のこと。

#### 生物（の）多様性（P22、49、51、52）

地球上の生物の多様さとその生息環境の多様さをいう。生態系は多様な生物が生息するほど健全であり、安定していると言える。

#### ゼロエミッション（P61）

産業活動により発生する廃棄物を他の産業の原料として利用することにより、廃棄物の排出を可能な限り最小化しようとする環境運動のこと。

### た 行

#### ダイオキシン類（P22、29、31、41、42、43、60）

有機塩素化合物であり、ポリ塩化ジベンゾフラン（135種類）、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（75種類）、コプラナーポリ塩化ビフェニル（12種類）の総称。物質の燃焼過程で非意図的に生成される。最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ダイオキシンについては、人に対する発がん性があるとされる。

#### 地中熱（P69）

地表からおよそ地下200mの深さまでの地中にある熱のことを言う。このうち深さ10m以深の地中温度は季節に関わらずほぼ安定している。この安定した熱エネルギーを地中から取り出し、冷暖房や給湯、融雪などに利用することを地中熱利用と呼ぶ。

#### 低炭素社会（P2、22、66）

二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量が少ない社会のこと。

#### 都市計画区域（P11）

都市計画法に基づき、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域として都道府県知事が指定する区域。

#### トリクロロエチレン（P41）

有機塩素系溶剤の一つ。不燃性で溶解力（特に脱脂力）が大きく、金属に対する腐食性が小さい

ことなどから、金属脱脂洗浄の分野で使用されている。発がん性のおそれのある物質である。

## な 行

### 75%値 (P24、27)

1年間で得られたすべての日平均値を値の低い順に並べ、低い方から数えて75%目に該当する日平均値を75%値といいます。BODは、その測定地点が属する水域類型に対応する環境基準値を満たしている測定値の割合が75%以上である場合に、環境基準に適合していると評価します。

### 二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>) (P29、30)

大気汚染物質の一つで、大気中の窒素酸化物の主要成分。燃焼により発生した一酸化窒素が酸化されることで生成するもので、呼吸器系への影響がある。

### 農業集落排水処理施設 (P23、27)

農業用水の水質保全と農村生活環境の向上を図るため、農業振興地域内に整備される污水处理施設。

### 農業振興地域 (P11、48)

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、自然的、社会的諸条件を考慮して、一体として農業の振興を図ることが必要であると認められる地域を、都道府県知事が農業振興地域として指定する。

### ノーマイカーデー (P33、37、670、75)

大気汚染や地球温暖化の防止、交通渋滞の緩和などを目的に、特定の日や曜日を決めて自動車利用を自粛する取り組み。ノーカーデーともいう。

## は 行

### BOD (P23、24、25、27)

生物化学的酸素要求量 (Biochemical Oxygen Demand) の略称。水中の有機物が微生物によって分解されるときに消費される酸素の量で、水質汚濁を測る代表的な指標である。この数値が大きいほど水中の汚濁物質の量が多いことを示している。

### ビオトープ (P53)

ギリシャ語で「生物」を意味する「Bios」と「場所」を意味する「Topos」からなる造語。特定の生物群集が生存できるような、特定の環境条件を備えた均質な限られた野生生物の生息空間のこと。

### PRTT制度 (P42、43)

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に基づく、環境汚染物質排出・移動登録 (Pollutant Release and Transfer Register) 制度。人の健康や生態系に有害なおそれがある化学物質について、環境中への排出量及び廃棄物としての移動量を事業者自らが把握してその結果を行政に報告し、その報告内容を行政が広く公表する制度のこと。

### PDCAサイクル (P85)

Plan (計画) ・ Do (実行) ・ Check (点検・評価) ・ Action (見直し) の頭文字をとったもので、事業活動において生産管理や品質管理などを円滑に進めるためのマネジメント手法の一つ。PDCAサイクルを繰り返すことで業務を継続的に改善する。

### プレキャストコンクリート (P70)

工場などであらかじめ製造された既成のコンクリート製品。木製型枠の使用を原則とする現場打ち工法に比べ、森林資源の浪費を抑えることができる。

## フロン（類）（P72、75）

フッ素と炭素の化合物で、正式名称はフルオロカーボン。CFC（クロロフルオロカーボン）、HCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）、HFC（ハイドロフルオロカーボン）の3種類がある。化学的に安定し、毒性がないことなどから、冷蔵庫の冷媒やエアゾールの噴射剤等様々な用途に活用されてきた。

## 保安林（P49、53）

水源のかん養や災害の防止、生活環境の保全などを目的として「森林法」に基づいて指定されるもの。保安林に指定されると立木の伐採や土地の形質変更などが制限される。

## ま 行

### マニフェスト制度（P64）

事業者が産業廃棄物の運搬又は処分を委託する際に、廃棄物の種類及び数量等を記載した産業廃棄物管理票（マニフェスト）を運搬（処分）事業者に交付し、廃棄物の処理状況を排出した事業者自らが管理する制度。

## 木質バイオマス（P70）

バイオマスとは、再生可能な生物由来の有機物のことで、木材からなるバイオマスを木質バイオマスという。

## や 行

### 要請限度（P34）

市町村長は、自動車から発生する騒音（振動）が一定の限度を超え、道路周辺的生活環境が著しく損なわれると認めるときは、騒音（振動）規制法の規定に基づき、都道府県公安委員会に対し道路交通法の規定による措置を執るよう要請することができる。この一定の限度を要請限度という。

なお、振動については、道路管理者に対しても、道路交通振動を防止するための舗装や修繕等の措置を執るよう要請することができる。

## ら 行

### リスクコミュニケーション（P43）

人の健康や生態系への影響といった化学物質に関する環境リスクなどの情報を、市民、事業者、行政等のすべての者が共有し、意見交換を通じて意思の疎通と相互理解を図ることをいう。

## 緑視率（P44）

路上に立った人の視野に占める草木の緑の割合のこと。緑視率が25%を超えると緑が多いと感じるようになる。

## 類型指定（P23、24、27）

水質汚濁に係る環境基準のうち生活環境の保全に関する基準は、河川、湖沼、海域ごとに、利水目的に応じて類型が設けられてる。それぞれの類型をあてはめる水域は、国又は都道府県知事が指定し、このことを類型指定という。

環境目標	項目	現 状		目 標 値 (平成 32 年度)	目標設定の 考え方
		現状値	年 度		
きれいな水環境を守る	類型指定河川のBOD値環境基準達成率	100%	26	100%	現状を維持する
	市内中小河川のBOD値におけるA類型基準達成率	100%	27	100%	現状を維持する
	地下水の環境基準達成率	94.7%	27	98.0%	環境基準達成率の向上を図る
	汚水処理施設水洗化率(下水道施設・農業集落排水処理施設・コミュニティプラント)	92.0%	27	94.7% (総合計画目標値)	早期接続を促進する
	汚水処理接続率(世帯)	78.6%	27	75.9% (総合計画目標値)	計画的な整備を図る
	合併処理浄化槽普及率	7.0%	27	7.1% (総合計画目標値)	広報活動により設置促進を図る
さわやかな空気を守る	二酸化窒素濃度の環境基準達成率 (岩手県一般環境大気測定局:芳町局)	100%	27	100%	現状を維持する
	有害大気汚染物質の環境基準達成率	100%	27	100%	現状を維持する
	大気中のダイオキシン類濃度	0.012pg-TEQ/m <sup>3</sup>	26	0.012pg-TEQ/m <sup>3</sup>	現状を維持する
	悪臭苦情の解決率	100%	27	100%	苦情案件の早期解決を図る
	環境保全協定締結事業所の協定基準順守率(ばい煙等・悪臭)	91.6%	27	100%	協定基準の順守徹底を図る
まちなかの静けさを守る	自動車騒音常時監視測定結果の環境基準達成率	96.7%	27	97.5%	環境基準達成率の向上を図る
	一般環境騒音の環境基準達成率	96.3%	27	100%	環境基準達成率の向上を図る
	新幹線鉄道騒音の環境基準達成率	11.1%	27	改善	環境基準達成率の向上を図る
	環境保全協定締結事業所の協定基準順守率(騒音)	100%	27	100%	現状を維持する
安全な土壌環境を守る	環境保全型農業直接支払交付金実施面積 (化学合成肥料及び農業5割低減の農地)	334ha	27	367ha	面積の拡大を図る
	地下水の環境基準達成率(再掲)	94.7%	27	98.0%	環境基準達成率の向上を図る
	環境保全協定締結事業所の協定基準順守率(土壌・地下水)	100%	27	100%	現状を維持する
化学物質による健康被害を防止する	有害大気汚染物質の環境基準達成率 (再掲)	100%	27	100%	現状を維持する
	大気中のダイオキシン類濃度(再掲)	0.012pg-TEQ/m <sup>3</sup>	26	0.012pg-TEQ/m <sup>3</sup>	現状を維持する
	ダイオキシン類排出基準適合率 (ダイオキシン類対策特別措置法特定施設)	100%	27	100%	法定基準の順守徹底を図る
	アスベスト排出等作業現場周辺の敷地境界基準適合率	100%	27	100%	事業者に必要な指導を行う
	地下水の環境基準達成率(再掲)	94.7%	27	98.0%	環境基準達成率の向上を図る

環境目標	項目	現状		目標値 (平成32年度)	目標設定の考え方	
		現状値	年度			
快適な生活環境を創る	市民一人当たりの都市公園面積	16.3㎡	27	16.0㎡ (総合計画目標値)	都市公園の計画的整備を図る	
	公共施設の緑視率	35.2%	27	30.0% (総合計画目標値)	目に見える緑の確保に努める	
	指定文化財件数	166件	27	170件 (総合計画目標値)	貴重な文化財の指定を図る	
	きたかみ景観資産の認定数	106件	27	115件 (総合計画目標値)	景観資産の掘り起こしを図る	
	清潔なまちであると感じている市民の割合	72.7%	26	75% (総合計画目標値)	散乱ごみ等のない清潔なまちづくりを図る	
豊かな自然環境を保全する	森林面積	25,015ha	27	25,015ha (総合計画目標値)	適正な管理等を図り現状を維持する	
	農業振興地域の面積 (農用地区域/農振白地区域)	8,253.3ha / 14,601.2ha	27	8,139ha / 14,716ha (総合計画目標値)	優良農地の保全を図る	
	荒廃農地面積	14ha	27	8ha (総合計画目標値)	耕作放棄地の発生抑制を図る	
	鳥獣保護区※1	2,416ha	27	2,416ha	現状を維持する	
	自然保護団体数	16団体	27	16団体	団体の掘り起こしと支援を図る	
	野生生物の種類	()		27	現状維持	生息・生育環境の保全を図る
	植物	1,497種 / (99種)				
脊椎動物	32(10)/148(39)/11(2) 両生類/魚類・円口類					
節足動物	1,000(34)/5(0)/125(0) 昆虫類/甲殻類/クモ類					
軟体動物	10(1)/15(6) 陸生貝類/淡水産貝類					
人と自然をふれあうことを推進する	森林保全及び緑化推進関係イベント参加者数	750人	27	800人 (総合計画目標値)	緑の保全活動への関心を高める	
	緑などの自然環境に満足している市民の割合	88.8%	26	89.0% (総合計画目標値)	ふれあいの場の確保と機会の創出を図る	
3Rを推進する	ごみの総排出量	25,937t/年	27	23,100t/年 (総合計画目標値)	ごみの発生抑制を図る	
	一人1日当たりのごみ排出量	758g/人・日	27	686g/人・日 (総合計画目標値)	ごみの発生抑制を図る	
	リサイクル率	19.4%	27	23.0% (総合計画目標値)	分別の徹底を図る	
	事業系生ごみリサイクル量	242t/年	27	400t/年	処理経費の助成等により増加を図る	
	最終埋立量	2,065t/年	27	1,000t/年	ごみの発生抑制と資源化を図る	
	集団資源回収量	1,257t/年	27	1,500t/年	取組みを支援し、回収量の増加を図る	
適正処理を推進する	不法投棄処理量	5.4t	27	3.0t (総合計画目標値)	不法投棄を防止する	
	清潔なまちであると感じている市民の割合 (再掲)	72.7%	26	75.0% (総合計画目標値)	専用集積所の管理徹底を図る	

環境目標	項目	現 状		目 標 値 (平成 32 年度)	目標設定の 考え方
		現状値	年度		
地球温暖化を 防止する	二酸化炭素排出量	1,373 千t	26	1,115 千t	平成 2 年度比 25%減を目指す
	一世帯当たり年間 CO <sub>2</sub> 排出量	4.61t	26	3.83t	平成 2 年度比 25%減を目指す
	太陽光発電量	1,755.6 万 kWh	27	2,000 万 kWh (総合計画目標値)	太陽光発電設備の 普及促進を図る
オゾン層 保護・酸性雨 対策を推進する	降雪中の pH 値	pH6.0	27	監視を継続する	身近な対策を促 進する
環境教育・学習 を推進する	環境学習講座受講者数	300 人	27	450 人 (総合計画目標値)	環境問題への関 心を高める
	緑の少年団登録数	5 団体	27	5 団体	緑化推進団体の 増加を図る
	こどもエコクラブ登録数	1 団体	27	1 団体	取組団体の増加 を図る
環境の保全と創造に向け た取り組みを推進する	市民と行政の協働体制づくりに対する市民満足度(6段階評価)	3.8	26	増加 (総合計画目標)	協働によるまちづ くりを推進する
	地域清掃参加者 (公衆衛生組合連合会主催)	25,699 人	27	25,500 人	環境美化意識の 高揚を図る
	花いっぱい運動取組団体数	222 団体	27	220 団体	環境美化意識の 高揚を図る
	いわて地球環境にやさしい事業所認定数	18 事業所	27	22 事業所	認定事業所を拡大し、 環境負荷の低減を図る
	エコショップ認定店数	19 店舗	27	19 店舗	認定店を拡大し、環 境負荷の低減を図る

## 1 水質汚濁に係る環境基準

## ■人の健康の保護に関する環境基準

(昭和46.12.28環境庁告示第59号・最近改正平成26.11.17環境省告示第126号)

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/ℓ以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下
鉛	0.01 mg/ℓ以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下
六価クロム	0.05 mg/ℓ以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/ℓ以下
砒素	0.01 mg/ℓ以下	チラウム	0.006 mg/ℓ以下
総水銀	0.0005mg/ℓ以下	シマジン	0.003 mg/ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/ℓ以下
PCB	検出されないこと	ベンゼン	0.01 mg/ℓ以下
ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ以下	セレン	0.01 mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.002 mg/ℓ以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ以下	ふっ素	0.8 mg/ℓ以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/ℓ以下	ほう素	1 mg/ℓ以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/ℓ以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ以下		

## 備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、規定の測定方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸性イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸性イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

## (参考) 要監視項目及び指針値

(平成16.3.31環境管理局水環境部長通知 環水企発第040331003号、環水土発第040331005号)

項目	指針値	項目	指針値
クロロホルム	0.06 mg/ℓ以下	フェノブカルブ (BPMC)	0.03 mg/ℓ以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ以下	イプロベンホス (IBP)	0.008 mg/ℓ以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/ℓ以下	クロルニトロフェン (CNP)	—
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/ℓ以下	トルエン	0.6 mg/ℓ以下
イソキサチオン	0.008 mg/ℓ以下	キシレン	0.4 mg/ℓ以下
ダイアジノン	0.005 mg/ℓ以下	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/ℓ以下
フェニトロチオン (MEP)	0.003 mg/ℓ以下	ニッケル	—
イソプロチオラン	0.04 mg/ℓ以下	モリブデン	0.07 mg/ℓ以下
オキシ銅 (有機銅)	0.04 mg/ℓ以下	アンチモン	0.02 mg/ℓ以下
クロタロニル (TPN)	0.05 mg/ℓ以下	塩化ビニルモノマー	0.002 mg/ℓ以下
プロピザミド	0.008 mg/ℓ以下	エピクロロヒドリン	0.0004 mg/ℓ以下
EPN	0.006 mg/ℓ以下	全マンガン	0.2 mg/ℓ以下
ジクロロボス (DDVP)	0.008 mg/ℓ以下	ウラン	0.0002 mg/ℓ以下

備考 指針値は年間平均値とする。

■生活環境の保全に関する環境基準

(昭和46.12.28環境庁告示第59号・最近改正平成26.11.17環境省告示第126号)

1 河川（湖沼を除く。）

(1) 全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）以外

項目 類型	基準値					利用目的の適応性
	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	6.5以上 8.5以下	1 mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	50MPN /100ml以下	水道1級・自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの
A	6.5以上 8.5以下	2 mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000MPN /100ml以下	水道2級・水産1級・水浴及びB以下の欄に掲げるもの
B	6.5以上 8.5以下	3 mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	5,000MPN /100ml以下	水道3級・水産2級及びC以下の欄に掲げるもの
C	6.5以上 8.5以下	5 mg/ℓ 以下	50mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	—	水産3級・工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの
D	6.0以上 8.5以下	8 mg/ℓ 以下	100mg/ℓ 以下	2 mg/ℓ 以上	—	工業用水2級・農業用水及びEの欄に掲げるもの
E	6.0以上 8.5以下	10mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 mg/ℓ 以上	—	工業用水3級・環境保全

備考  
 1 基準値は日間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。)  
 2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5 mg/ℓ以上とする。(湖沼もこれに準ずる。)  
 3 MPN=最確数

- 注) 1 自然環境保全=自然探勝等の環境保全  
 2 水道1級 =ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 水道2級 =沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
 水道3級 =前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの  
 3 水産1級 =ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用  
 水産2級 =サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用  
 水産3級 =コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用  
 4 工業用水1級=沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
 工業用水2級=薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
 工業用水3級=特殊な浄水操作を行うもの  
 5 環境保全 =国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(2) 全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下	0.001mg/ℓ以下	0.03mg/ℓ以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生息場として特に保全が必要な水域		0.0006mg/ℓ以下	0.02mg/ℓ以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域		0.002mg/ℓ以下	0.05mg/ℓ以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域		0.002mg/ℓ以下	0.04mg/ℓ以下

- 備考  
 1 基準値は年間平均値とする。

2 湖沼（天然湖沼及び貯水量1,000万m<sup>3</sup>以上かつ水の滞留時間が4日間以上である人工湖）

(1) 全窒素、全燐以外の項目

項目 類型	基準値					利用目的の適応性
	水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	6.5以上 8.5以下	1 mg/ℓ 以下	1 mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	50MPN /100ml以下	水道1級・水産1級・自然環境 保全及びA以下に掲げるもの
A	6.5以上 8.5以下	3 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000MPN /100ml以下	水道2、3級・水産2級・水 浴及びB以下に掲げるもの
B	6.5以上 8.5以下	5 mg/ℓ 以下	15mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上		水産3級・工業用水1級・農 業用水及びCに掲げるもの
C	6.0以上 8.5以下	8 mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊が 認められないこと	2 mg/ℓ 以上	—	工業用水2級・環境保全

備考  
水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質の項目の基準値は適用しない。

注) 水産1級＝ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用  
 水産2級＝サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用  
 水産3級＝コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用  
 自然環境保全、水道1、2、3級、工業用水1、2級、環境保全についてはP88(1)の注に同じ

(2) 全窒素、全燐

項目 類型	基準値		利用目的の適応性
	全窒素	全燐	
I	0.1 mg/ℓ以下	0.005mg/ℓ以下	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの
II	0.2 mg/ℓ以下	0.01 mg/ℓ以下	水道1、2、3級（特殊なものを除く。） 水産I種・水浴及びIII以下の欄に掲げるもの
III	0.4 mg/ℓ以下	0.03 mg/ℓ以下	水道3級（特殊なもの）及びIV以下の欄に掲げるもの
IV	0.6 mg/ℓ以下	0.05 mg/ℓ以下	水産2種及びVの欄に掲げるもの
V	1 mg/ℓ以下	0.1 mg/ℓ以下	水産3種・工業用水・農業用水・環境保全

備考  
1 基準値は年間平均値とする。  
2 農業用水については全燐の項目の基準値は適用しない

注) 1 水道3級＝前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの  
 （「特殊なもの」とは臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）  
 2 水産1種＝サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用  
 水産2種＝ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用  
 水産3種＝コイ、フナ等の水産生物用  
 自然環境、水道1、2級、環境保全についてはP88(1)の注に同じ

(3) 全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (LAS)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (LAS)
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下	0.001mg/ℓ以下	0.03mg/ℓ以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生息場として特に保全が必要な水域		0.0006mg/ℓ以下	0.02mg/ℓ以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域		0.002mg/ℓ以下	0.05mg/ℓ以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域		0.002mg/ℓ以下	0.04mg/ℓ以下

備考 基準値は年間平均値とする。

## 2 地下水の水質汚濁に係る環境基準

(平成9.3.13環境庁告示第10号・最近改正平成26.11.17環境省告示第127号)

項 目	基準値
カドミウム	0.003 mg/ℓ以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/ℓ以下
六価クロム	0.05 mg/ℓ以下
砒素	0.01 mg/ℓ以下
総水銀	0.0005 mg/ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.002 mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/ℓ以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/ℓ以下
チウラム	0.006 mg/ℓ以下
シマジン	0.003 mg/ℓ以下
チオベンカルブ	0.02 mg/ℓ以下
ベンゼン	0.01 mg/ℓ以下
セレン	0.01 mg/ℓ以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/ℓ以下
ふっ素	0.8 mg/ℓ以下
ほう素	1 mg/ℓ以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/ℓ以下

備考1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

- 「検出されないこと」とは、規定の測定方法の定量限界を下回ることをいう。
- 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸性イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格 K0102 の43.1により測定された亜硝酸性イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
- 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の5.1,5.2,又は5.3,2により測定されたシス体の濃度よ企画 K0125 の5.1、5.2、又は5.3.1により測定されたトランスの濃度の和とする。

### 3 土壌の汚染に係る環境基準

(平成3.8.23環境庁告示第46号・最近改正平成26.3.20環境省告示第44号)

項 目	環 境 上 の 条 件
カドミウム	検液1ℓにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1ℓにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液1ℓにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1ℓにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1ℓにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1ℓにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1ℓにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1ℓにつき0.1mg以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1ℓにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1ℓにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1ℓにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1ℓにつき0.03mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1ℓにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1ℓにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1ℓにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1ℓにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液1ℓにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1ℓにつき1mg以下であること。

備考1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては規定の方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1ℓにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1ℓにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。

3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

4 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。

## 4 大気の汚染に係る環境基準

### ■ 二酸化硫黄等

(昭和48.5.8環境庁告示第25号・最近改正平成21.9.9環境省告示第33号)

項目	環境基準	達成期間
二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下、かつ、1時間値が0.1ppm以下	維持又は5年以内において達成
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下	維持又は早期に達成
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下	維持又は早期に達成
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下	①ゾーンを越える地域は7年以内に達成 ②その他の地域は維持又は大きく上回らないこと
光化学オキシダント (Ox)	1時間値が0.06ppm以下	維持又は早期に達成
微小粒子状物質 (PM <sub>2.5</sub> )	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下	維持又は早期に達成

- 備考 1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- 2 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒径10μm以下の物質をいう。
- 3 二酸化窒素の達成期間について、本県は全てゾーン以下の地域に区分されている。  
(昭和53.7.11環大企第252号、昭和53.7.17環大企第262号、昭和54.8.7環大企第310号)
- 4 光化学オキシダントとは、オゾン、パーアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。
- 5 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が2.5μm以下の粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。
- 6 炭化水素の環境濃度指針は、非メタン炭化水素の午前6～9時における3時間平均値0.20～0.31ppmC(昭和51.8中公審答申)。
- 7 カドミウムの濃度暫定基準は、0.88μg/m<sup>3</sup>(昭和44厚生省「カドミウム暫定対策要綱」)

### ■ 有害大気汚染物質

(平成9.2.4環境庁告示第4号・最近改正平成13.4.20環境省告示第30号)

物質	環境基準	達成期間
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下	維持又は早期に達成
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下	

備考

- 1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- 2 1年平均値は、連続24時間のサンプリングを月1回以上実施して算出する  
(平成2.1.12環大企第37号、平成2.1.12環大企第26号～27号)

## 5 騒音に係る環境基準

### ■ 騒音環境基準

(平成10.9.30環境庁告示第64号)

(平成11.3.26県告示第258号)

	地域類型		環境基準値	
	当てはめ地域 (用途地域との原則的対応)	地域の区分	昼間 (午前6時～午後10時)	夜間 (午後10時～翌日午前6時)
AA	特に静穏を要する地域		50デシベル以下	40デシベル以下
A	専ら住居の用に供される地域 第1、2種低層住居専用地域 第1、2種中高層住居専用地域	一般の地域	55デシベル以下	45デシベル以下
		2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B	主として住居の用に供される地域 第1、2種住居地域 準住居地域	一般の地域	55デシベル以下	45デシベル以下
		2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下
C	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域	一般の地域	60デシベル以下	50デシベル以下
		車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下
特例	幹線交通を担う道路に近接する空間 高速自動車国道、一般国道、県道、 4車線以上の市町村道、 自動車専用道路	2車線以下の道路の端から15m 2車線を越える道路の端から20m	70デシベル以下	65デシベル以下

#### 備考

- 1 特例地域における個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間45db以下、夜間40db以下）によることができる。
- 2 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

#### (参考)

#### 1 自動車騒音の限度（要請基準）

(平成12.3.2総理府令第15号・最近改正平成12.12.15総理府令第150号)

(平成12.3.14県告示第214号)

	区域の区分		基準値	
	当てはめ地域	車線	昼間 (午前6時～午後10時)	夜間 (午後10時～翌日午前6時)
a区域	専ら住居の用に供される地域 第1、2種低層住居専用地域 第1、2種中高層住居専用地域	1車線	65デシベル以下	55デシベル以下
		2車線以上	70デシベル以下	65デシベル以下
b区域	主として住居の用に供される地域 第1、2種住居地域 準住居地域	1車線	65デシベル以下	55デシベル以下
		2車線以上	75デシベル以下	70デシベル以下
c区域	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域	車線を有する道路	75デシベル以下	70デシベル以下
特例	幹線交通を担う道路に近接する空間 高速自動車国道、一般国道、県道 4車線以上の市町村道 自動車専用道路	2車線以下の道路の端から15m	75デシベル以下	70デシベル以下
		2車線を越える道路の端から20m		

## 2 道路交通振動の限度（要請基準）

（振動規制法施行規則第12条）

	区域の区分	基準値	
	当てはめ地域	昼間 (午前7時～午後8時)	夜間 (午後8時～翌日午前7時)
第1種区域	第1、2種低層住居専用地域 第1、2種中高層住居専用地域 第1、2種住居地域 準住居地域	65デシベル	60デシベル
第2種区域	近隣商業地域、商業地域 準工業地域、工業地域	70デシベル	65デシベル

## ■ 新幹線鉄道騒音環境基準

（昭和50.7.29環境庁告示第46号）

（昭和52.9.30県告示第1221号）

地域の類型	環境基準値	地域の類型を当てはめる地域
I	70デシベル以下	沿線区域のうち、都市計画法（昭和43法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる第一・二種低層住居専用地域、第一・二種中高層住居専用地域、第一・二種住居地域及び準住居地域
II	75デシベル以下	沿線区域のうち、都市計画法第8条第1項第1号に掲げる近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びに同法の規定による用途地域の定めのない地域であって住居等が存在する地域

備考

- 「沿線区域」とは、別に定められた東北新幹線に係る工事実施計画による東京起点から軌道中心線に沿って八戸側に500mごとに軌道中心線から300mの線に囲まれた区域で岩手県内にあるものをいう。
- 「住居等」とは、人が居住して日常生活に用いる家屋等の場所をいう。
- 沿線区域のうち、トンネルの出入口から中央部方向へ150m以上奥の地域及び河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項に定める河川区域は、当てはまる地域から除く。

（参考）

### 1 東北新幹線の環境基準の達成目標期間

東北新幹線鉄道の沿線区域の区分		達成目標期間
a	80デシベル以上の区域	開業時に直ちに
b	75デシベルを越え、80デシベル未満の区域	開業時から3年以内
c	70デシベルを越え、75デシベル以下の区域	開業時から5年以内

## 2 新幹線鉄道振動対策指針

（昭和51.3.12環大特第32号 環境庁長官から運輸大臣あて）

指 針	
	(1) 新幹線鉄道振動の補正加速度レベルが70デシベルを超える地域について、緊急に振動源及び障害防止対策を講ずること
	(2) 病院、学校その他特に静穏の保持を要する施設の存する地域については、特段の配慮をするとともに、可及的速やかに措置すること

## 資料 4

## 計画の策定経過と策定組織

## ■策定経過

年度	期日（期間）	経 過
平成 28 年度	5月24日	第1回北上市環境基本計画等検討委員会幹事会
	6月17日	第1回北上市環境保全専門委員会議
	6月27日	第1回北上市環境基本計画等検討委員会
	9月2日	第1回きたかみエコネットワーク推進会議
	9月26日	第1回北上市環境審議会（諮問「北上市環境基本計画の見直しについて」）
	11月24日	第2回北上市環境基本計画等検討委員会幹事会
	12月16日	第2回北上市環境基本計画等検討委員会
	12月22日	第2回北上市環境審議会（経過報告「北上市環境基本計画の見直しについて」）
	2月16日	北上市議会全員協議会
	2月17日 ～3月3日	パブリックコメント募集
	2月23日	第2回きたかみエコネットワーク推進会議
	3月16日	第3回北上市環境審議会（答申「北上市環境基本計画の見直しについて」）
3月29日	庁議（北上市環境基本計画の見直しについて）	

## ■北上市環境審議会委員名簿

(平成 29 年 3 月末現在)

区 分	氏 名	摘 要
会 長	海 田 輝 之	岩手大学理工学部システム創成工学科 教授
会長代理	由 井 正 敏	一般社団法人東北地域環境計画研究会 会長
委 員	千 葉 潤	岩手県南広域振興局保健福祉環境部 花巻保健福祉環境センター所長
	菅 原 常 彦	岩手県南広域振興局土木部 北上土木センター所長
	松 村 淑 子	北上商工会議所 青年部会長
	真 部 健 司	北上ハイテクペーパー(株) 代表取締役社長
	佐 藤 ノリ子	(有)マルサ商会 取締役社長
	杉 本 一 男	イオンリテール(株)イオン江釣子店 店長
	本 舘 伸 也	北上工業クラブ 専務理事
	高 橋 成 昭	北上市認定農業者連絡協議会 理事
	三 浦 啓 一	北上市森林組合 代表理事組合長
	福 士 猛 夫	岩手県立黒沢尻工業高等学校 校長
	千 葉 新 也	北上市立二子小学校 校長
	高 橋 清 市	北上市公衆衛生組合連合会 副会長
	藤 田 房 江	北上市地域婦人団体協議会 常任理事
	後 藤 和 恵	北上地方生活研究グループ連絡協議会 副会長
	川 邊 弥 生	きたかみ地球温暖化対策協議会 代表幹事
	佐 藤 勝 也	北上市自治組織連絡協議会 副会長
高 橋 和 幸	特定非営利活動法人いわて NPO-NET サポート 代表理事	

## ■きたかみエコネットワーク推進会議委員名簿

(平成 29 年 3 月末現在)

区 分	氏 名	摘 要
会 長	伊 藤 歩	岩手大学理工学部 システム創成工学科 准教授
副 会 長	高 橋 知 明	日本野鳥の会北上支部 支部長
委 員	大 森 正 直	公募委員
	柏 葉 祐 子	公募委員
	小田島 周 子	公募委員
	昆 野 ひろ子	公募委員
	豊 巻 智 子	公募委員
	五ノ井 稔	公募委員 (リックス(株) 代表取締役社長)
	佐 藤 和 政	公募委員 (北上市公衆衛生組合連合会 理事)
	菅 原 文 憲	公募委員 (株)ジャパンセミコンダクター 本社・岩手事業所生産企画部 施設・環境担当
	高 橋 直	公募委員 (北上市防犯協会江釣子支部 事務長)
	中 嶋 勝 司	公募委員 (サトープリンティング(株) 課長)
	川 口 実	北上商工会議所 事務局長
	菊 池 寿 子	花巻農業協同組合北上支店 北上統括部管理課長
	本 田 孝 子	岩手県南広域振興局農政部花巻農林振興センター 技術主幹兼農政推進課長
	佐 竹 邦 彦	特定非営利活動法人わが流域環境ネット 代表理事

## ■北上市環境保全専門委員

(平成 29 年 3 月末現在)

氏 名	摘 要
金子 与止男	岩手県立大学 総合政策学部教授
及川 紀久雄	新潟薬科大学 名誉教授
海田 輝之	岩手大学理工学部システム創成工学科 教授

## ■北上市環境基本計画等検討委員会

(平成 29 年 3 月末現在)

区 分	氏 名	職 名	区 分	氏 名	職 名
委員長	齋藤 賢也	生活環境部長	委 員	今野 好孝	商工部長
委 員	松田 幸三	企画部長		及川 勝裕	都市整備部長
	佐藤 光一	財務部長		鈴木 和夫	消防防災部長
	佐藤 秀城	まちづくり部長		阿部 裕子	教育部長
	熊谷 春夫	保健福祉部長			
	藤枝 剛	農林部長			

<幹事会>

(平成 29 年 3 月末現在)

区 分	氏 名	職 名	区 分	氏 名	職 名
幹事長	小原 学	環境課長	幹 事	鈴木 善一	道路環境課長
幹 事	小原 賢司	総務課長		阿部 英志	都市計画課長
	高橋 謙輔	政策企画課長		佐藤 康浩	消防防災課長
	鈴木 真	財政課長		八重樫 新一	下水道課長
	高橋 幸世	地域づくり課長		菅野 和之	(教委) 総務課長
	八重樫 信治	生涯学習文化課長		高橋 邦尚	学校教育課長
	菊池 保美	クリーン推進課長		斎藤 昌彦	子育て支援課長
	高橋 昌弘	健康増進課長		高橋 博	文化財課長
	鈴木 満幸	福祉課長		小笠原 達也	農業委員会事務局長
	菅野 勝文	農林企画課長			
	小田島 孝	農業振興課長			
	及川 勝彦	商業観光課長			
	八重樫 義正	工業振興課長			
	石川 明広	企業立地課長			

## 目次

## 前文

## 第1章 総則（第1条—第6条）

## 第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策（第7条—第25条）

## 第3章 環境審議会（第26条—第32条）

## 附則

北上市は、南北に北上川が貫流し、東西に和賀川の清流が流れ、この二つの川の流れを中心として美しい田園風景が広がり、東に北上高地、西に奥羽山脈の山々が連なる水と緑豊かな自然に恵まれたまちである。市内各地に点在する多くの古代の遺跡が物語るように、先人たちは、豊かな自然の恵みを命の源とし、永い歴史のなかでこの地方の伝統や優れた文化を創造し、育み現代に継承してきた。

しかし、今日の社会経済活動は、快適さと物質的な豊かさを求めたことにより、大量生産、大量消費及び大量廃棄の生活様式の定着によって、地球環境への負荷を増大させ、人間と自然との共生の均衡を崩し、私たちの生存基盤である地球環境に大きな影響を与えている。

私たちは、自然の環境のなかで生かされているものであり、その環境が、人間のみならずすべての生命の母体であることを深く認識し、限りある自然との共生を図りながら、環境への負荷の少ない社会経済活動を進め、持続的に発展することができる地域社会の構築に努めなければならない。

ここに、すべてのものがそれぞれの役割を分担し、相互に協調し、連携を深め、水と緑豊かな環境を守り育てつつ健康で文化的な生活を将来の世代に継承することを決意し、この条例を制定する。

## 第1章 総則

（平 19 条例 20・章名追加）

## （目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

## （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境の保全 環境の自然的構成要素（大気、水、土壌、生物等をいう。以下同じ。）及び環境の文化的構成要素（文化財、歴史的建造物等をいう。以下同じ。）に着目し、その保護及び整備を図ることによって、これを良好な状態に保持し、又は形成することをいう。
- (2) 環境の保全上の支障 人の活動に伴って環境の自然的構成要素が劣化することによって人の健康若しくは生活環境に係る被害及び公害が生ずること並びに公共のために確保されることが不可欠な自然環境が保全されないことをいう。
- (3) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (4) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (5) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。
- (6) 事業者 市内で事業活動を行うものをいう。

## （基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営むことのできる健全で恵み豊かな環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、市内の様々な自然環境において、それぞれの地域特性に配慮し、人と自然が共生できることを目的として適切に行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、資源が有限であることを自覚し、適正な管理と循環的な利用を推進し、環境への負荷をできる限り減少することによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することのできる社会が構築されることを目的とし、すべてのものがそれぞれの役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、地域の環境が地球全体の環境に深くかかわっていることをすべてのものが認識し、あらゆる事業活動及び日常生活において積極的に行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、環境の保全及び創造について、各種施策と調和を図りながら基本的かつ総合的な施策(以下「環境施策」という。)を推進しなければならない。

- 2 市は、施策を実施するに当たっては、環境の保全及び創造について配慮しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、公害防止及び自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、事業活動に伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境施策に協力しなければならない。

## 第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(平19条例20・章名追加)

(施策の基本方針)

第7条 市長は、環境施策を推進するに当たっては、次に掲げる事項を基本として、これを総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 市民の健康の保護に努めるとともに、生活環境及び自然環境を適正に保全するよう、環境の自然的構成要素を良好な状態に保持すること。
- (2) 生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、水辺等における多様な自然環境を地域の自然的社会的条件に応じて適正に保全すること。
- (3) 人と自然との豊かな触れ合いを保つこと。
- (4) すぐれた自然と永い伝統に育まれた歴史とが調和した環境その他の人に潤いと安らぎをもたらす快適な環境を保全し、及び創造すること。
- (5) 廃棄物の減量、エネルギーの有効利用及び節減、資源の循環的な利用等を推進することにより、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築すること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、北上市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する目標
- (2) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の方向
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるとともに、北上市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告)

第9条 市長は、毎年、環境の状況、市が講じた環境施策の実施状況等を明らかにした報告書を作成し、公表しなければならない。

(環境影響評価の推進)

第10条 土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、環境影響評価を行い、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、市長は、

必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための規制)

第 11 条 市長は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための誘導措置)

第 12 条 市長は、環境への負荷を生じさせる活動又はその原因となる活動を行う者がその活動に係る環境への負荷の低減を図るための施設の整備その他の適切な措置をとるよう誘導し、環境の保全上の支障を防止するため、必要かつ適正な助成その他の措置を講ずるものとする。

(環境保全協定の締結)

第 13 条 市長は、環境の保全上の支障を防止するため必要があると認めるときは、事業者と環境の保全に関する協定(以下「環境保全協定」という。)について協議し、その締結に努めなければならない。

2 事業者は、市長が環境保全協定の締結について協議を求めたときは、これに応じ、その締結に努めなければならない。

3 市長及び事業者は、地域コミュニティ団体から環境保全協定について要望があった場合は、市、地域コミュニティ団体及び事業者の 3 者で協議を行い、その要望に配慮しなければならない。

(平 19 条例 20・追加)

(環境の保全に関する施設の整備等の推進)

第 14 条 市長は、環境の保全上の支障の防止を目的とする公共施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、環境への負荷の低減に有益な効果を有する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 市長は、自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(平 19 条例 20・旧第 13 条繰下)

(快適な環境の保全及び創造)

第 15 条 市長は、自然環境及び歴史的環境の保全及び創造に関し必要な措置を講ずるとともに、自然との触れ合いの場の創出、緑化の推進、良好な景観の形成その他の人に潤いと安らぎをもたらす快適な環境の保全及び創造に関し必要な措置を講ずるものとする。

(平 19 条例 20・旧第 14 条繰下)

(廃棄物の減量の推進等)

第 16 条 市長は、環境への負荷の低減を図るため、廃棄物の減量、エネルギーの有効利用及び節減、資源の循環的な利用等が推進されるように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市長は、環境への負荷の低減に資する製品、原材料、役務等の利用が促進されるように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(平 19 条例 20・旧第 15 条繰下)

(環境美化に関する意識の向上)

第 17 条 市長は、公共の場所等の美観を損なう行為を防止するため、市民の環境美化に関する意識の向上を図るよう努めるものとする。

(平 19 条例 20・旧第 16 条繰下)

(環境教育及び学習の振興等)

第 18 条 市長は、市民及び事業者が環境の保全及び創造についての理解を深めることにより、これらの者が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、環境教育及び学習の振興、広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(平 19 条例 20・旧第 17 条繰下)

(民間団体等の自発的な活動を促進するための措置)

第 19 条 市長は、市民、事業者又はこれらのものの組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(平 19 条例 20・旧第 18 条繰下)

(情報の収集及び提供)

第 20 条 市長は、環境の保全及び創造に関する情報の収集に努めるとともに、環境の保全及び創造に資するために必要な情報を市民、事業者及び民間団体等に適切に提供するように努めるものとする。

(平 19 条例 20・旧第 19 条繰下)

(民間団体等の参加)

第 21 条 市長は、環境施策の推進に当たっては、市民、事業者及び民間団体等の参加に関し必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(平 19 条例 20・旧第 20 条繰下)

(調査の実施)

第 22 条 市長は、環境の状況の把握その他の環境施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

(平 19 条例 20・旧第 21 条繰下)

(監視等の体制の整備)

第 23 条 市長は、環境の状況を把握し、及び環境施策を適正に実施するために必要な監視、巡視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(平 19 条例 20・旧第 22 条繰下)

(国及び他の地方公共団体との協力)

第 24 条 市長は、広域的な取組を必要とする環境施策については、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(平 19 条例 20・旧第 23 条繰下)

(地球環境保全に関する国際協力)

第 25 条 市長は、国、他の地方公共団体、民間団体その他の関係機関と連携し、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

(平 19 条例 20・旧第 24 条繰下)

### 第 3 章 環境審議会

(平 19 条例 20・章名追加)

(環境審議会)

第 26 条 この条例によりその権限に属する事項及び市長の諮問に応じ環境の保全及び創造に関する基本事項を調査審議するため、北上市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(平 19 条例 20・旧第 25 条繰下)

(組織)

第 27 条 審議会は、委員 20 人以内をもって組織し、委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 公共的団体の関係者
- (3) 商工業関係者
- (4) 農業関係者
- (5) 教育関係者
- (6) 知識経験者
- (7) その他市長が必要と認める者

(平 13 条例 19・一部改正、平 19 条例 20・旧第 26 条繰下・一部改正)

(任期)

第 28 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平 19 条例 20・旧第 27 条繰下)

(会長)

第 29 条 審議会に会長を置き、委員の互選とする。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(平 19 条例 20・旧第 28 条繰下)

(会議)

第 30 条 審議会は、市長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平 19 条例 20・旧第 29 条繰下)

(庶務)

第 31 条 審議会の庶務は、生活環境部において処理する。

(平 12 条例 22・一部改正、平 19 条例 20・旧第 30 条繰下・一部改正)

(委任)

第 32 条 第 25 条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(平 19 条例 20・旧第 31 条繰下)

附 則

1 この条例は、平成 12 年 1 月 1 日から施行する。

2 北上市環境審議会条例（平成 6 年北上市条例第 17 号）は、廃止する。

附 則（平成 12 年条例第 22 号）

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年条例第 19 号）抄

この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年条例第 20 号）

この条例は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。





ともに育み未来につなぐ  
水清く緑あふれる  
環境共生都市 きたかみ



北上市生活環境部環境課

〒024-8501 岩手県北上市和賀町横川目 11-160

電話 0197-64-2111（代表） FAX 0197-72-3300

ホームページ <http://www.city.kitakami.iwate.jp/>

e-mail [kankyo@city.kitakami.iwate.jp](mailto:kankyo@city.kitakami.iwate.jp)